

令和 4 年版

(2022 年)

# 水道事業年報

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

(2021.04.01 ～ 2022.03.31)

西宮市上下水道局

# 水道事業年報 (令和4年版)

## も く じ

### 第1編 組織と体制

I 組織と体制	1
1 組織	1
(1) 組織図	1
(2) 事業所・主要施設一覧	2
2 事務分掌	3
3 職員構成	10
(1) 職員配置	10
(2) 年齢別職員	11
(3) 勤続年数別職員	11
4 職員給与支給状況	12
(1) 水道事業	12
(2) 工業用水道事業	12
(3) 下水道事業	12

### 第2編 水道事業

I 沿革と経緯	13
1 事業の沿革	13
2 事業の拡張経過	16
3 累年比較	18
(1) 総世帯数・総人口及び給水戸数・給水人口・配水量	18
(2) 水道料金収入	20
II 令和3年度事業の概要	21
1 総括	21
(1) 総括事項	21
(2) 経営の推移	22
(3) 事業の推移	23
2 財政	24
(1) 収益的収支	24
(2) 性質別費用	25
(3) 部門別水道料金原価比較表	25
(4) 資本的収支	26
(5) 貸借対照表	27
(6) 企業債の状況	28
(7) 固定資産明細書	29
(8) 経営分析	30

<b>III</b>	<b>施 設</b>	-----	33
1	施 設 位 置 図	-----	33
2	淀川取水施設等位置図	-----	35
3	配 水 系 統 図	-----	37
4	施 設 の 概 要	-----	40
	(1) 浄水場・取水場・配水所	-----	40
	(2) 貯 水 池	-----	42
	(3) 配水槽・中継槽（場）等	-----	44
	(4) 導・送・配水管の管種別延長及び消火栓	-----	46
<b>IV</b>	<b>統 計</b>	-----	48
1	気 象 ・ 取 水 ・ 配 水	-----	48
	(1) 気 象	-----	48
	(2) 月 間 降 水 量	-----	49
	(3) 月 間 平 均 気 温	-----	49
	(4) 取 水 量	-----	50
	(5) 配 水 量	-----	50
	(6) 薬 品 使 用 量	-----	52
	(7) 電力使用量・料金	-----	52
	(8) 水 質 検 査	-----	54
2	配水管維持管理	-----	61
	(1) 配水管関係漏水修繕	-----	61
	(2) 漏水防止対策事業	-----	62
3	給水装置工事・メーター	-----	64
	(1) 給水装置工事施工	-----	64
	(2) 給水装置修繕施工	-----	64
	(3) メーター配備・メーター修繕	-----	65
	(4) メーター取付・取外作業	-----	65
4	業 務	-----	66
	(1) 給水装置数及び戸数	-----	66
	(2) 用途別使用水量・水道料金調定額	-----	67
	(3) 有効・無効水量	-----	68
	(4) 検 針 業 務	-----	69
	(5) 収納区分別調定件数	-----	69
	(6) 受付事務取扱状況	-----	70
	(7) 水 道 料 金 表	-----	71
	(8) 水道料金の変遷	-----	72

## 第3編 工業用水道事業

I	沿革と経緯	79
1	事業の沿革	79
(1)	事業の沿革	79
(2)	事業の経緯	82
2	事業の拡張経過	84
3	累年比較	84
(1)	給水事業所数及び給水施設数	84
(2)	配水量及び工業用水道料金収入	85
4	工業用水道料金及びメーター使用料の変遷	86
(1)	工業用水道料金	86
(2)	メーター使用料	86
II	令和3年度事業の概要	87
1	総括	87
(1)	総括事項	87
2	経営・事業の推移	88
(1)	経営の推移	88
(2)	事業の推移	89
3	財政	90
(1)	収益的収支	90
(2)	性質別費用	91
(3)	資本的収支	91
(4)	貸借対照表	92
(5)	企業債の状況	93
(6)	固定資産明細書	94
(7)	経営分析	95
III	施設	97
1	工業用水道布設図	97
2	施設の概要	100
(1)	第1期事業	100
(2)	第2期事業	101
IV	統計	102
1	取水・配水	102
(1)	取水量	102
(2)	配水量	102
(3)	薬品使用量	102
(4)	電力使用量・料金	102
(5)	水質検査	104

2	配水管・メーター維持管理	104
(1)	配水管修繕	104
(2)	消火栓	104
(3)	メーター修理	104
3	業 務	105
(1)	業種別使用水量	105
(2)	給水収益調定表	105
(3)	有効・無効水量	106
(4)	料 金 表	106
V	資 料	107
1	琵琶湖総合開発計画と事業負担	107



第 1 編

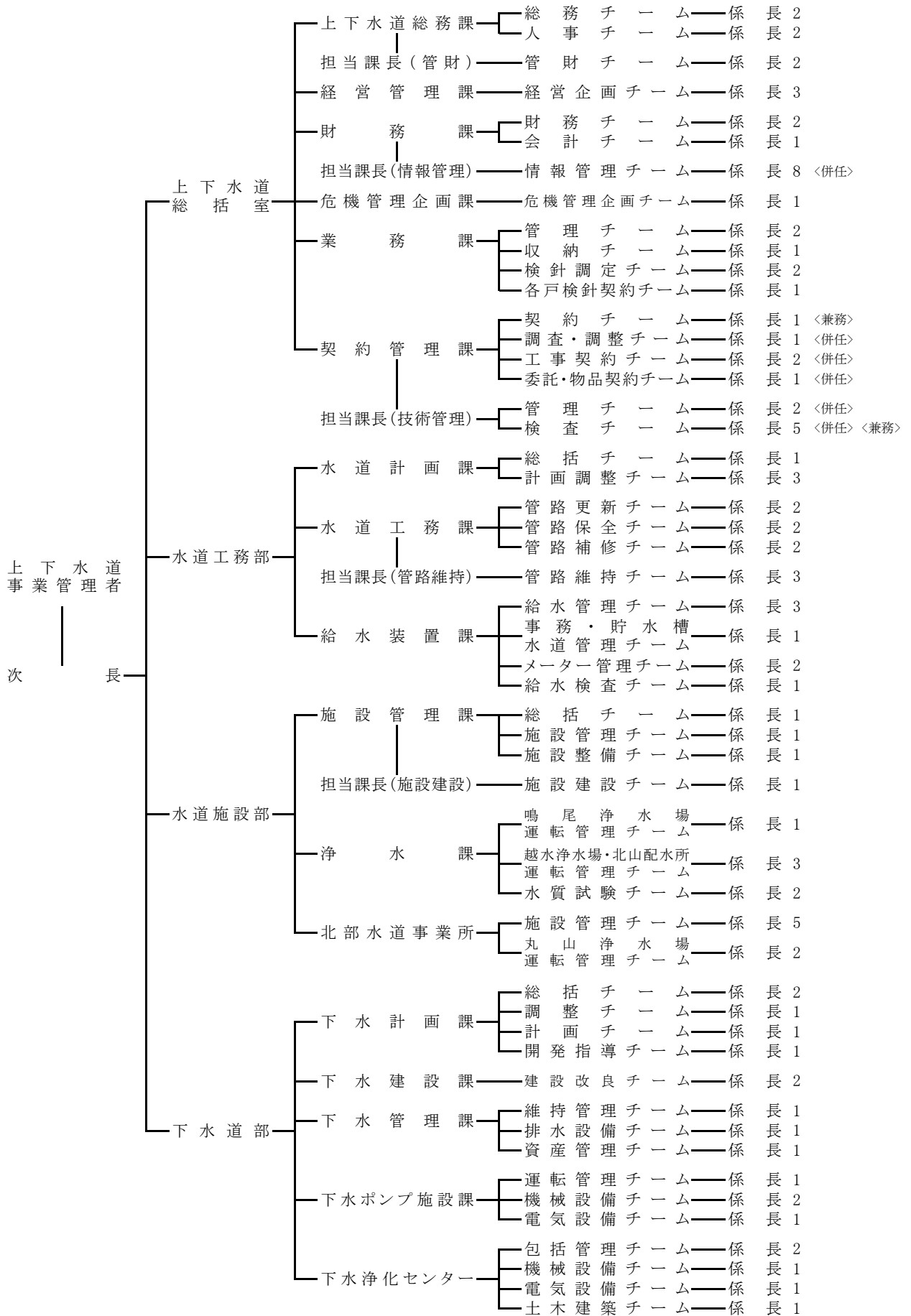
組 織 と 体 制

# I 組織と体制

## 1 組織 (1) 組織図

(令和4年4月1日現在)

(単位:人)



注:人数に兼務・併任は含まず(契約管理課、財務課情報管理チームを除く)



## (2) 事業所・主要施設一覧

(令和4年4月1日現在)

事業所名	所在地	電話
第二庁舎	六湛寺町8番28号	32-2233
鳴尾浄水場	戸崎町1番84号	67-1701
武庫川取水場	松並町5番32号	
鯨池浄水場(停止中)	上田市5丁目26番6号	
越水浄水場	奥畑6番35号	74-6616
甲陽配水所	甲陽園西山町2番	
北山貯水池管理事務所(北山配水所)	甲陽園目神山町29番93号	71-8043
湯ノ口配水所	鷲林寺1丁目8番	
芦部谷ポンプ場	甲山町42番地	
毘沙門ポンプ場	毘沙門町2番	
西宮浜配水所	西宮浜4丁目2番	
中新田浄水場	日野町12番29号	
丸山浄水場	山口町下山口1585番地42	(078)904-2482
丸山ダム管理事務所	山口町金仙寺1585番地45	
名塩配水所	名塩2丁目20番1号	
東山台配水所	東山台2丁目34番	
船坂配水所	山口町船坂1562番地2	
北六甲台配水所	北六甲台2丁目17番	
枝川浄化センター	枝川町20番128号	47-8000
鳴尾浜浄化センター	鳴尾浜3丁目15番	
甲子園浜浄化センター	甲子園浜1丁目8番地	
大浜ポンプ場	大浜町2番41号	
浜ポンプ場	浜町7番8号	
津門川ポンプ場	津門川町6番20号	
久寿川ポンプ場	今津久寿川町12番59号	
上田南ポンプ場	上田西町4番3号	
前浜ポンプ場	建石町2番14号	
枝川ポンプ場	枝川町20番125号	
上田北ポンプ場	上田西町3番57号	
甲子園中継ポンプ場	甲子園町17番10号	
呉羽ポンプ場	津門呉羽町4番1号	
真砂ポンプ場	今津真砂町1番11号	
西宮浜中継ポンプ場	西宮浜2丁目9番	
久寿川第2ポンプ場	今津久寿川町12番59号 / 今津巽町8番14号	
櫛塚ポンプ場	櫛塚町5番38号	
西福ポンプ場	西福町1番15号	

市外局番のないものは(0798)

## 2 事務分掌

(令和4年4月1日現在)

### □ 上下水道総括室

#### 上下水道総務課

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 市議会に関する事。
- (3) 儀式及び表彰に関する事。
- (4) 秘書及び渉外に関する事。
- (5) 文書の收受、配布、発送及び保存に関する事。
- (6) 文書事務の総合的調整及び推進に関する事。
- (7) 市各行政機関との連絡調整に関する事。
- (8) 斑状歯の治療補償に関する事。
- (9) 日本水道協会及び各種管理者連絡会に関する事。
- (10) 局内及び室内事務の連絡調整に関する事。
- (11) 局、室及び課の庶務（室の財務総括課の事務を含む。）に関する事。
- (12) 危機管理及び災害対策に関する事（危機管理企画課で所管するものを除く。）。
- (13) 環境マネジメントシステムの運用管理及び推進に関する事。
- (14) 統計に関する事。
- (15) 広報に関する事。
- (16) 企業管理規程及び訓令の起案審査並びに公告式に関する事。
- (17) 法令及び例規の解釈運用に関する事。
- (18) 情報公開制度及び個人情報保護制度の調整に関する事。
- (19) 職員の人事及び組織管理に関する事。
- (20) 職員の服務及び賞罰に関する事。
- (21) 職員の福利厚生に関する事。
- (22) 労働組合に関する事。
- (23) 会計年度任用職員の雇用及び賃金・報酬に関する事。
- (24) 職員の給与に関する事。

- (25) 職員自治振興会及び兵庫県市町村職員共済組合に関する事。
- (26) 職員の教養及び研修並びに人権啓発に関する事。
- (27) 職員の安全及び衛生に関する事。
- (28) 職員の被服に関する事。
- (29) 公務員災害補償に関する事。
- (30) 土地等の取得、処分、管理、境界及び使用許可等に関する事。
- (31) 建物及び車両等の損害保険に関する事。
- (32) 車両の安全運転管理及び統括管理並びに運行管理に関する事。
- (33) 契約業務に係る市との連絡調整等に関する事。
- (34) 契約業務に関する事（契約管理課に属するもの及び次に掲げるものを除く。）。
  - ア 工事の請負契約のうち、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能であると管理者が認める発注方式によるもの
  - イ 業務委託契約のうち、委託内容が高度で学術研究的なもの及び法令等の規定により、又は公益上の目的を達成するため契約の内容が特定されるもの
  - ウ 局用の自動車、原動機付自転車及び自転車の修繕業務契約
  - エ 物品の購入契約のうち、切手、収入印紙、図書、音楽ソフト、映像ソフト、会議用食糧、美術品及び生花に係るもの
  - オ 物品の借上げ契約のうち、タクシーの借上げ
  - カ その他ア、イ、ウ、エ及びオに類するもの
- (35) 不用品の売却等に関する事。

#### 経営管理課

- (1) 事業経営に係る調査及び研究に関する事。
- (2) 事業経営に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 水資源の確保及び関係機関との調整に関する事。
- (4) 上下水道事業審議会及び工業用水道給水協議会の運営に関する事。
- (5) 工業用水道事業の営業に関する事。
- (6) 工業用水道施設の運営及び管理に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

## 財務課

- (1) 予算原案の作成及び予算の執行、配当及び統制に関すること。
- (2) 決算事務に関すること。
- (3) 固定資産経理に関すること。
- (4) 支出命令書等の審査に関すること。
- (5) 資金計画並びに現金及び有価証券の運用に関すること。
- (6) 現金及び有価証券の出納保管並びに出納及び収納取扱金融機関に関すること。
- (7) 下水道事業費基金の管理に関すること。
- (8) 備品の出納及び保管に関すること。
- (9) 財務会計電算システムの整備、調査及び研究に関すること。
- (10) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (11) 例月出納検査に関すること。
- (12) 情報政策の企画立案及び推進に関すること。
- (13) 電子計算機のシステム開発等及び運用に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

## 危機管理企画課

- (1) 危機管理体制にかかる調査・研究に関すること。
- (2) 危機管理に関する局内の各組織が担う役割の検討・調整に関すること。
- (3) 危機管理に関する他団体（事業体・民間企業）等との連携に関すること。
- (4) 局職員への危機管理に関する研修の企画・実施に関すること。
- (5) 危機管理に関する地域住民への説明会・講習会の企画等に関すること。
- (6) 緊急貯水槽の月例点検（管路維持課で所管するものを除く。）に関すること。
- (7) 緊急資材の調達・保管管理等に関すること。
- (8) 原材料及びメーターの需給計画に関すること。
- (9) 原材料及びメーターの庫出、庫入作業及び保管整理に関すること。
- (10) 貯蔵品の実地たな卸に関すること。
- (11) 発注品の受入れ等に関すること。

- (12) 不用品の廃棄処分及び売却に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。

## 業務課

- (1) 料金等の納入通知に関すること。
- (2) 料金等その他諸収入の収納に関すること。
- (3) 料金等の滞納整理に関すること。
- (4) 重度心身障害者等のいる世帯の水道料金等減免に関すること。
- (5) 水道使用に係る諸届の受付及び相談に関すること。
- (6) 上下水道局分室に係る管理等に関すること。
- (7) 料金等徴収制度等の調査、研究、立案及び調整に関すること。
- (8) 下水道使用料の賦課徴収に関すること。
- (9) 事業場排水等の排出量の認定に関すること。
- (10) 工業用水道料金の賦課徴収に関すること。
- (11) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (12) 料金等の調定に関すること。
- (13) 用途の認定に関すること。
- (14) 条例違反の水道使用に係る調査等に関すること。
- (15) 検針業務に係る資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (16) 各戸検針徴収契約に関すること。
- (17) 課の庶務に関すること。

## 契約管理課

- (1) 契約業務に係る調査研究及び指導に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (2) 競争入札参加資格審査及び選定等委員会に関すること。
- (3) 工事の請負契約、業務委託契約及び修繕業務契約（次に掲げるものを除く。）に関すること。
  - ア 1件当たりの予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下この項において同じ。）が50万円未満（工事の請負契約については130万円未満）のもの
  - イ 工事の請負契約のうち、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能であると管理者が認める発注方式によるもの

- ウ 業務委託契約のうち、委託内容が高度で学術研究的なもの及び法令等の規定により、又は公益上の目的を達成するため契約の内容が特定されるもの
  - エ 局用の自動車、原動機付自転車及び自転車の修繕業務契約
  - (4) 物品の購入契約(次に掲げるものを除く。)に関すること。
    - ア 1件当たりの予定価格が50万円未満のもの
    - イ 切手、収入印紙、図書、音楽ソフト、映像ソフト、会議用食糧、美術品及び生花に係るもの
  - (5) 物品の借上げ契約に関すること(1件当たりの予定価格が40万円未満のものを除く。)
  - (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)に関すること(他課に属するものを除く。)
  - (7) 総合評価一般競争入札及び低入札価格調査(地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する落札者の決定方法をいう。以下この項において同じ。)に関すること(他課に属するものを除く。)
  - (8) 契約業務等に係る市との連携推進及び技術的啓発に関すること(他課に属するものを除く。)
  - (9) 総合評価一般競争入札及び低入札価格調査に係る技術的事項の調整に関すること(他課に属するものを除く。)
  - (10) 土木工事の積算基準及び積算単価の調整に関すること。
  - (11) 土木工事の積算システム及び工事成績評定管理システムの調整に関すること。
  - (12) 建設工事の技術基準等の調整に関すること。
  - (13) 建設工事の施工検査及び材料検査に関すること(工事担当課で行う小規模な工事の検査を除く。)
- 水道工務部
- 水道計画課
- (1) 上水道、工業用水道(以下、本項から第5項において「水道」という。)の広域化・広域連携に関すること。
  - (2) 上水道の配水量の統計及び処理に関すること。
  - (3) 上水道の水需給計画に関すること。
  - (4) 水道の管路等(導水管を除く)の整備計画に関すること。
  - (5) 水道の災害時等における管路等の調査及び復旧計画、工事に関すること。
  - (6) 上水道の管路等(導水管を除く)の国庫補助事業及び起債事業の計画並びに申請等(他部で所管するものを除く。)に関すること。
  - (7) 水道の管網総合評価システムに関すること。
  - (8) 水道の給・配水管管理システムに関すること(他課で所管するものを除く。)
  - (9) 水道の管路等の占用に関すること(他課で所管するものを除く。)
  - (10) 水道の施工協議及び占用調整に関すること。
  - (11) 水道の配水計画(ブロック化を含む。)に関すること。
  - (12) 水道の管路等の技術研究に関すること。
  - (13) 局内の技術連携に関すること。
  - (14) 上水道の大規模開発に係る給水計画及び特別分担金に関すること。
  - (15) 阪神水道企業団からの受水計画及び管理に関すること。
  - (16) 部内事務の連絡調整に関すること。
  - (17) 部及び課の庶務(部の財務総括課の事務を含む。)並びに水道工務課の総括事務の一部に関すること。
  - (18) 部内の施工した工事の精算に関すること。
  - (19) 委託業務に係る調査及び研究に関すること(他課で所管するものを除く。)
  - (20) 業務委託の設計(他課で設計するものを除く。)に関すること。
  - (21) 工事しゅん工等の検査に関すること。
- 水道工務課
- (1) 水道の送水管及び配水管等(以下、本項及び次項において「管路」という。)の新設及び更新工事に関すること。
  - (2) 管路の受託工事、負担金工事の設計、施工、監督等に関すること。
  - (3) 大規模な土木工事を含む水道施設の新設、改良等の設計、施工管理に関すること(他課に属するものは除く。)
  - (4) 管路及び給水装置の維持管理並びに導水管の修繕に関すること(緊急貯水槽の維持管理のうち、他課で所管するもの

を除く。)

- (5) 修繕用機材の管理に関する事。
- (6) 鉛製給水管の台帳管理及び取替工事に関する事。
- (7) 応急給水に関する事。
- (8) 課の施工する工事に伴う給水の停止及び制限等の周知並びに濁水処理等に関する事。
- (9) 工事しゅん工等の検査に関する事。
- (10) 水道の災害時等における管路等の調査及び復旧計画、工事に関する事。
- (11) 委託業務の設計及び実施に関する事(他課で所管するものを除く。)
- (12) 課の庶務(水道計画課の総括事務を除く。)に関する事。
- (13) 局内の技術連携に関する事。
- (14) 管路工事及び委託業務等の調査技術研究に関する事(他課で所管するものを除く。)

#### 給水装置課

- (1) 給水装置台帳の整理及び管理に関する事。
- (2) 給水装置工事に係る調定及び精算に関する事。
- (3) 課の庶務に関する事。
- (4) 指定給水装置工事事業者の事務手続きに関する事。
- (5) 給水装置工事の設計審査に関する事。
- (6) 給水装置工事の占用に関する事。
- (7) 給水管材料の適正な使用の指導に関する事。
- (8) 指定給水装置工事事業者の指導監督に関する事。
- (9) 給水装置工事の立会い及び検査に関する事。
- (10) 局メーターの取付及び取外しに関する事。
- (11) 給水装置工事の受付に関する事。
- (12) 給水装置工事の事前審査及び分担金(水道計画課で所管するものを除く。)に関する事。
- (13) 給水装置工事の調査及び研究に関する事。
- (14) 業務委託の設計(他課で設計するものを除く。)に関する事。
- (15) 貯水槽水道の適正管理に係る調査及び指導等に関する事。
- (16) 貯水槽水道台帳の整理及び管理に関する事。

- (17) 給・配水管管理システムに関する事(水道計画課で所管するものを除く。)
- (18) メーターの調査及び研究に関する事。
- (19) メーターの需給計画に関する事。
- (20) メーターの管理に関する事。
- (21) メーターの検定満期取替に関する事。
- (22) 参考メーター取替費用の減免に関する事。
- (23) 各戸検針徴収契約の申込みに係る設備検査に関する事。
- (24) 工事しゅん工等の検査に関する事。
- (25) 水道の災害時等における管路等の調査及び復旧計画、工事に関する事。

#### □ 水道施設部

##### 施設管理課

- (1) 部内事務の連絡調整に関する事。
- (2) 共同施設の維持管理委託等に係る連絡調整に関する事。
- (3) 部及び課の庶務(部の財務総括課の事務を含む。)並びに浄水課の総括事務の一部に関する事。
- (4) 各水源及び水道施設(配水管等を除く。)の技術的な調査研究に関する事。
- (5) 水道施設(配水管等を除く。)の新設及び改良に係る計画並びに運用に関する事。
- (6) 部内の各所管に係る施設(北部水道事業所で所管する施設の機械・電気・計装設備除く。)の新設、改良等の設計及び施工監理に関する事。
- (7) 部内の各所管に係る国庫補助事業及び起債事業の計画及び申請等に関する事。
- (8) 工業用水道施設(配水管等を除く。)の維持管理並びに工事の設計及び施工監理に関する事。
- (9) 工事しゅん工等の検査に関する事(下水道事業に係るものを除く。)
- (10) 部内の各所管に係る施設の保全計画(台帳整理を除く。)の運用に関する事。

##### 浄水課

- (1) 所管に係る施設の取水、導水、浄水、送水及び配水の調整、

操作、点検及び運営・維持管理（台帳整理を含む。）に関すること。

- (2) 所管に係る施設の巡回点検及び保全に関すること。
- (3) 所管に係る施設の維持修繕の設計及び施工監理に関すること。
- (4) 部内の各所管に係る共通の業務委託に関すること。
- (5) 工業用水道施設（配水管等を除く。）の維持管理に関すること。
- (6) 各浄水場の原水、ろ過水及び浄水並びに給水管末の水質検査及び水質試験に関すること。
- (7) 市民及び他課より依頼の水質検査に関すること。
- (8) 水安全計画に関すること。
- (9) 原水、処理水及び浄水の水質に関すること。
- (10) 近隣水道事業体との水質検査の共同化及び連携強化に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

#### 北部水道事業所

- (1) 所管に係る施設の巡回点検及び保全に関すること。
- (2) 所の庶務に関すること。
- (3) 所管に係る施設の取水、導水、浄水、送水及び配水の調整、操作、点検及び運営・維持管理に関すること。
- (4) 県営水道の受水計画及び受水並びに配水の操作に関すること。
- (5) 丸山貯水池の水源環境及び水質保全に関すること。
- (6) 所管に係る施設の維持修繕の設計及び施工監理に関すること。
- (7) 所管に係る施設（土木・建築施設を除く。）の新設、改良等の設計及び施工監理に関すること。
- (8) 工事しゅん工等の検査に関すること（下水道事業に係るものを除く。）。
- (9) 所管に係る施設の保全計画（台帳整理を含む。）に関すること。
- (10) 北部地区の給水装置工事の立会い及び検査に関すること。
- (11) 北部地区の局メーターの取付及び取外しに関すること。

#### □ 下水道部

##### 下水計画課

- (1) 下水道基本計画及び流域下水道事業の調査及び計画に関すること。
- (2) 公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業の実施に関する計画及び調査に関すること。
- (3) 下水道事業の総合調整（関係団体との連絡調整含む。）に関すること。
- (4) 下水道施設に係る開発事業等に関すること。
- (5) 浄化センター建設事業の実施及び関係機関との調整に関すること。
- (6) 流域下水道事業の経営及び運営に係る兵庫県まちづくり技術センター等との調整に関すること。
- (7) 下水道樋門の点検及び操作に関すること。
- (8) 各種協定に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (9) 兵庫県下水道協会等の関係団体に関すること。
- (10) 下水道施設の改築及び改善に関する調査及び研究に関すること（他課に属するものを除く。）。

- (11) 不明水対策に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (12) 下水道事業に係る国庫補助事業及び起債事業の計画及び申請等に関すること。
- (13) 部の庶務（部の財務総括課の事務を含む。）及び部内事務の連絡調整に関すること。
- (14) 下水道施設の資産管理に関すること（他課に属するものは除く。）。
- (15) 受益者負担金の賦課徴収に関すること。
- (16) 水洗便所改造費助成金及び貸付金に関すること。
- (17) 下水道の受益者負担金賦課対象区域の告示に関すること。

##### 下水建設課

- (1) 下水道管渠及び関連施設の改築及び改善に関する調査及び研究に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (2) 下水道管渠及び関連施設の新設改良工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (3) 下水道管渠及び関連施設の災害復旧工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること。

- (4) 下水道台帳の作成、整備、保管及び閲覧に関すること。
- (5) 不明水対策に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (6) 下水道樋門の点検及び操作に関すること。

#### 下水管理課

- (1) 下水道管渠及び関連施設の改築及び改善に関する調査及び研究に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (2) 下水道管渠及び関連施設の新設改良工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (3) 下水道管渠及び関連施設の維持管理工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること。
- (4) 下水道管渠及び関連施設の災害復旧工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること。
- (5) 下水道管渠及び関連施設の保全及び清掃に関すること。
- (6) 下水道台帳の作成、整備、保管及び閲覧に関すること。
- (7) 不明水対策に関すること（他課に属するものを除く。）。
- (8) 下水道法（昭和33年法律第79号）第16条に係る承認、下水道管渠及び関連施設の近接工事に係る協議に関すること。
- (9) 下水道管渠及び関連施設の使用、占用及び改築許可に関すること。
- (10) 下水道の不正使用の取締り、占拠物件の移転及び除去に関すること。
- (11) 受託工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること（下水道事業に係るものに限る。）。
- (12) 排水設備工事の指導、確認及びしゅん工検査等に関すること。
- (13) 責任技術者及び指定業者の指導及び登録等に関すること。
- (14) 私道に係る私道下水道設置の承認、設計、施工管理、しゅん工検査及び維持管理に関すること。
- (15) 私道に係る共同排水設備等の設置助成の承認及びしゅん工検査に関すること。
- (16) 水洗便所改造費貸付金の技術審査に関すること。
- (17) 公共汚水ます及び取付管の新設及び立会に関すること。
- (18) 消防用水利施設の維持修繕工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること。

- (19) 下水道樋門の点検及び操作に関すること。
- (20) 下水道への切替えの普及及び促進に関すること。
- (21) 下水道の供用開始区域の告示に関すること。
- (22) 下水道管渠及び関連施設の資産管理に関すること（他課に属するものを除く。）。

- (23) 下水道管渠及び関連施設におけるストックマネジメント計画策定、修正及び運用に関すること（他課に属するものを除く。）。

#### 下水ポンプ施設課

- (1) ポンプ場及び関連施設の運転管理に関すること。
- (2) ポンプ場及び関連施設の管理及び改善（ストックマネジメント含む）計画に関すること。
- (3) ポンプ場及び関連施設の維持修繕工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること。
- (4) ポンプ場及び関連施設の新設改築工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること。
- (5) ポンプ場及び関連施設の災害復旧工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること。

#### 下水浄化センター

- (1) 浄化センターの運転管理に関すること（ポンプ場運転との総合調整を含む。）。
- (2) 浄化センターの水質管理及び下水道事業に関する水質測定に関すること。
- (3) 浄化センター及び関連施設の施設管理及び改善（ストックマネジメント含む）計画に関すること。
- (4) 浄化センター及び関連施設の維持修繕工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること。
- (5) 浄化センター及び関連施設の新設改築工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること。
- (6) 浄化センター及び関連施設の災害復旧工事の設計、施工管理及びしゅん工検査に関すること。
- (7) 海岸保全施設の保守点検及び操作に関すること。
- (8) 特定施設等の届出事務に関すること。
- (9) 事業場排水等の規制及び指導に関すること。

(10) 事業場排水等の水質値の認定に関すること。



### 3 職員構成

#### (1) 職員配置

(令和4年3月31日現在)

(単位:人)

項目	次長	部長	課長	係長	一般職員			計
					事務	技術	労務	
上下水道局	1							1
上下水道総括室		1						1
上下水道総務課			2	7	7			16
経営管理課			1	3	4			8
財務課			1	3	5			9
危機管理企画課			1	2	2		3	8
業務課			1	3	6		2	12
計量管理担当課			1	2			4	7
水道工務部		1						1
水道計画課			1	4	1	4		10
工事課			1	3		10		14
管路維持課			1	5	1	3	8	18
給水装置課			1	7	2	3	7	20
水道施設部		1						1
施設管理課			2	4	1	5		12
浄水課			1	7	2	6	7	23
北部水道事業所			1	6	1	2	13	23
下水道部		1						1
下水計画課			1	6	1	4		12
下水建設課			1	2		5		8
下水管理課			1	3		7		11
下水ポンプ施設課			1	5		5	4	15
下水浄化センター			1	7		8		16
合計	1	4	20	79	33	62	48	247

職 種 別								
事務職	1	1	8	41	33			84
技術職		3	12	38		62		115
労務職							48	48
計	1	4	20	79	33	62	48	247

注:上下水道事業管理者・再任用短時間職員を除く。人数には工水、下水を含む。

## (2) 年齢別職員

(単位:人)

項目	事務職	技術職	労務職	計	構成比
19歳以下	1	0	0	1	0.4%
20歳以上～30歳未満	7	19	1	27	11.4%
30歳以上～40歳未満	21	43	1	65	27.4%
40歳以上～50歳未満	20	27	12	59	24.9%
50歳以上～56歳未満	10	13	15	38	16.0%
56歳以上	19	13	15	47	19.9%
計	78	115	44	237	100.0%
平均年齢	44.11	40.04	52.05	44.01	—

注:他団体への派遣職員含む。上下水道事業管理者・再任用職員を除く。平均年齢の端数は月数。

## (3) 勤続年数別職員

(単位:人)

項目	事務職	技術職	労務職	計	構成比
1年未満	1	4	0	5	2.1%
1年以上～5年未満	5	20	2	27	11.4%
5年以上～10年未満	9	31	0	40	16.9%
10年以上～20年未満	22	26	0	48	20.3%
20年以上～30年未満	16	14	17	47	19.8%
30年以上～35年未満	12	18	15	45	19.0%
35年以上	13	2	10	25	10.5%
計	78	115	44	237	100.0%
平均勤続年数	21.08	14.09	29.10	19.10	—

注:他団体への派遣職員含む。上下水道事業管理者・再任用職員を除く。平均勤続年数の端数は月数。

## 4 職員給与支給状況

### (1) 水道事業

(令和3年度決算)

項 目		事務職	技術職	労務職	計	前年度計	比較
職員数	3 月 末 (人)	65 (2)	61 (1)	45 (1)	171 (4)	182 (8)	△ 11 (△ 4)
	平 均 年 齢 (歳)	46.03	40.04	52.06	45.08	44.11	0.09
基本給	金 額 (千円)	309,942	272,464	235,415	817,821	856,719	△ 38,898
	1 人 1 ヶ月平均 (円)	397,362	372,219	435,954	398,548	392,271	6,277
手 当	時間外勤務手当 (千円)	2,631	9,365	36,903	48,899	51,392	△ 2,493
	特殊勤務手当 (千円)	692	1,859	3,521	6,072	6,076	△ 4
	期末勤勉手当 (千円)	120,325	105,402	89,288	315,015	327,095	△ 12,080
	その他の手当 (千円)	45,024	35,620	8,607	89,251	90,714	△ 1,463
	計 (千円)	168,672	152,246	138,319	459,237	475,277	△ 16,040
	1 人 1 ヶ月平均 (円)	216,246	207,986	256,146	223,800	217,617	6,183
合 計	金 額 (千円)	478,614	424,710	373,734	1,277,058	1,331,996	△ 54,938
	1 人 1 ヶ月平均 (円)	613,608	580,205	692,100	622,348	609,888	12,460

### (2) 工業用水道事業

項 目		事務職	技術職	労務職	計	前年度計	比較
職員数	3 月 末 (人)	3	1	0	4	4	0
	平 均 年 齢 (歳)	41.04	47.00	0	42.09	41.09	1.00
基本給	金 額 (千円)	13,572	5,355	0	18,927	18,664	263
	1 人 1 ヶ月平均 (円)	377,000	446,250	0	394,313	388,833	5,480
手 当	時間外勤務手当 (千円)	38	0	0	38	32	6
	特殊勤務手当 (千円)	5	20	0	25	14	11
	期末勤勉手当 (千円)	5,318	2,147	0	7,465	7,363	102
	その他の手当 (千円)	1,802	989	0	2,791	2,808	△ 17
	計 (千円)	7,163	3,156	0	10,319	10,217	102
	1 人 1 ヶ月平均 (円)	198,972	263,000	0	214,979	212,855	2,124
合 計	金 額 (千円)	20,735	8,511	0	29,246	28,881	365
	1 人 1 ヶ月平均 (円)	575,972	709,250	0	609,292	601,688	7,604

### (3) 下水道事業

項 目		事務職	技術職	労務職	計	前年度計	比較
職員数	3 月 末 (人)	18 (0)	56 (1)	5 (1)	79 (2)	81 (3)	△ 2 (△ 1)
	平 均 年 齢 (歳)	41.01	40.01	51.00	40.11	41.03	0.08
基本給	金 額 (千円)	83,620	254,018	25,809	363,447	364,867	△ 1,420
	1 人 1 ヶ月平均 (円)	387,129	378,003	430,150	383,384	375,379	8,005
手 当	時間外勤務手当 (千円)	2,799	7,332	518	10,649	10,671	△ 22
	特殊勤務手当 (千円)	42	1,048	333	1,423	1,453	△ 30
	期末勤勉手当 (千円)	31,999	98,977	9,613	140,589	140,191	398
	その他の手当 (千円)	9,743	34,972	891	45,606	43,699	1,907
	計 (千円)	44,583	142,329	11,355	198,267	196,014	2,253
	1 人 1 ヶ月平均 (円)	206,403	211,799	189,250	209,142	201,660	7,482
合 計	金 額 (千円)	128,203	396,347	37,164	561,714	560,881	833
	1 人 1 ヶ月平均 (円)	593,532	589,802	619,400	592,526	577,039	15,487

注1:基本給は、給料、地域手当および扶養手当の合計額。

注2:手当は、児童手当を含まない額。

注3:期末勤勉手当は賞与引当金繰入額を含む。

注4:職員数の( )は再任用短時間勤務職員の数で内数。

注5:平均年齢は再任用職員を含まず、端数は月数。

第 2 編

水道事業



# I 沿革と経緯

## 1 事業の沿革

### 西宮市と水道の創設

西宮市は、兵庫県の南東部にあり、南は大阪湾に臨んで大阪市と神戸市の間に位置しています。地勢上、東六甲山系が東西方面に横断しているため、水道事業も南、北地域で分かれて進められてきました。

旧西宮町は南部地域にあつて、甲山を背景に豊かな自然に恵まれ、西宮神社の門前町として、また、灘五郷の酒造りの中心地として発展してきました。全国的に有名な「宮水」は、「日本の名水百選」に選ばれています。

本市の上水道は、大正8年3月町議会により創設水道の調査費を議決したことに始まります。当時の西宮町の一部では、毎年酒造期に入ると「宮水」のくみ上げにより、井戸の水位が著しく低下し、また枯渇するという状況にあり、地域の公衆衛生上の問題と将来の町勢発展による水需要に対処する必要性から、上水道設置の要望が高まってきました。

大正10年8月、篤志家の申し出による寄付を町議会が採納し、11年7月に武庫川の伏流水を第1水源とする創設水道第1期工事の認可を受けて、11年8月に起工、12年7月に一部給水を開始し、12年11月に完工しました。大正13年6月第2期工事として、補助水源設備工事を完了し、ここに計画給水人口6万人、1日最大給水量7,500 m<sup>3</sup>の施設を持つ西宮の水道が誕生しました。

大正14年4月に市制を施行しましたが、水道の創設は市民の生活とその後の市勢の発展に大きく寄与しました。

### 昭和初期～戦災復興期の水道事業

昭和8年に今津町、芝村、大社村を合併したことによる市域の拡大に伴い、水資源を確保するため第1次拡張工事を11年5月に着工し、武庫川水源地の拡張、越水第2浄水場の改造工事を行いました。

昭和11年7月、阪神地域における水需要の増大に対応するために設立された阪神上水道市町村組合（現阪神水道企業団）に加入し、その後は16年2月に甲東村、17年5月に瓦木村と合併、18年度には給水人口は9万人を超えました。

このように給水人口が増加するなか、旧甲東村の一部に給水するため、第2次拡張工事を昭和18年5月に着工し、第2次世界大戦の激化に伴う中断の後、23年3月に完了しました。

昭和20年の戦災では、市街地の大部分と水道施設も罹災し給水人口も激減しましたが、21年度から実施した戦災復興事業により、25年度には給水人口も戦前の水準まで回復しました。

### 戦後のあゆみ・第3次～第6次拡張工事まで

第3次拡張工事は、南部の未給水地域の解消と、高台における出水不良の解消のため、昭和25年に着工し、鯨池水源を新設、阪神上水道市町村組合からの受水量を増量するなど、31年4月に完了しました。この結果、計画給水人口13万2,000人、1日最大給水量2万9,040 m<sup>3</sup>の施設能力を持つことになり、上ヶ原・甲東地域が発展するきっかけとなりました。

昭和26年には鳴尾、塩瀬、山口の3村との合併により現在の市域をほぼ形成し、都市化の急速な進展に伴い、さらに増大が予測される水需要に対応するため従来の給水計画を見直し、33年に第4次拡張事業計画を策定しました。昭和33年9月に工事に着工し、鳴尾水源と越水第3浄水場の新設、鯨池浄水場

の増設等、自己水源を増強するとともに、阪神上水道市町村組合からの受水を増量し、43年5月にさらに、新たな自己水源として、北山貯水池を築造するとともに北山浄水場を新設しました。北山貯水池は、有効貯水量約100万 $\text{m}^3$ で昭和41年12月に着工、43年5月に完成し、北山浄水場と越水浄水場へ送水していました。

昭和47年3月には浄水施設拡充事業の認可を受け、武庫川水系を水源とする原水の水質悪化に対処するため、各施設に、ろ過・脱臭設備を設置するとともに、河川水質の保全のため浄水場に汚泥処理設備を設けました。このほか、山陽新幹線六甲トンネル湧水の取水、仁川水系の利用強化等により、給水量の増量を図り、54年3月に完工しました。また、昭和54年1月に阪神電鉄経営の甲子園水道（昭和7年創設、給水人口1万5,000人、1日最大給水量5,100 $\text{m}^3$ ）を統合し、ほぼ全市に公営水道が普及しました。降水量の減少傾向と開発による水源の枯渇等により、自己水源の取水量が減少するなか、昭和61年3月には第5次拡張事業の認可を受け、給水区域の埋立地への拡張や給水人口と供給量などの基本計画を変更しました。また、平成4年3月には、第6次拡張事業の認可を受け、工業用水道の余剰水の転用、川上ダムへの参画により給水人口と給水量の増加など基本計画を変更しました。

このほか阪神水道企業団の第5次拡張事業などにより、将来の需要に対応できる水源の確保を目指してきました。

## 震災以降のあゆみ

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、道路、鉄道のほか、電気、ガス、水道などのライフラインは壊滅的な打撃を受けました。西宮市では、この震災を教訓として、平成7年6月に災害に強く早期復旧が可能な水道システムを構築することを目標とした「西宮市水道耐震化指針」を策定し、さらに、「西宮市水道施設耐震化基本計画」において水道施設の耐震化の方向を示しました。

また、地震対策以外にも水質や安定供給、環境対策等の取組むべき課題が山積していたことから、将来の水道施設整備のあり方を示した「西宮市水道施設整備計画」（「西宮ウォーターリニューアル21」）を平成13年3月に策定し、事業を実施していました。

しかし、平成4年4月に受けた事業認可で安定水源として位置付け、参画していた淀川水系の川上ダム建設事業において、全国的な水需要の減少による水源水量の余剰を背景として、参画していた他の利水者が撤退または取水量の減量を表明したこと、また、本市においても、水道施設の規模を決定する際の指標となる一日最大給水量が、南部地域において平成4年度の20万6,550 $\text{m}^3$ から17年度に15万8,280 $\text{m}^3$ と大幅に減少したことから、水源の見直しや水需要の将来予測の下方修正が必要となりました。

このような状況の中、阪神水道企業団から西宮市に対して、川上ダムからの確保を予定していた水利権量については、阪神水道企業団の保有する水利権量のなかで確保することが可能であるとの申し入れがあり、将来の経費の比較や環境保護の観点を含め総合的に判断した結果、阪神水道企業団からの受水を増量するとともに、川上ダム建設事業から撤退することを表明しました。

阪神水道企業団からの受水の増量が確実となったことで、「西宮市水道施設整備計画」（「西宮ウォーターリニューアル21」）では南部地域の浄水場を2箇所に統合するとしていましたが、1箇所に統廃合することが可能となり、平成19年3月に策定した「西宮市水道ビジョン」においては、浄水場を南部地域1箇所、北部地域1箇所に統廃合することを基本として本市水道事業の目指すべき方向や施策を定めました。

また、この「西宮市水道ビジョン」に基づき、平成20年4月に、南北水道事業の統合、浄水場統廃合、水源を川上ダムに替えて阪神水道企業団からの受水の増量とする内容の水道事業認可を受け、20年8月に「西宮市水道施設整備計画」（「西宮ウォーターリニューアル21」）の改定を行いました。

水道事業認可については、水源を変更する内容で認可を得ましたが、西宮市の川上ダム建設事業からの撤退は、国土交通省の「淀川水系水資源開発基本計画（フルプラン）」が平成 21 年 4 月に閣議決定により変更されたことで確定しました。

撤退に当たっての費用負担については、平成 21 年 10 月に国土交通省のダム事業の検証が始まったことで、事業実施計画の変更手続きが中断し、確定していませんでしたが、早期確定を求める要望書等を関係機関に提出した結果、23 年 2 月末に事業実施計画の変更が認可され、23 年 3 月末に撤退手続きが完了しました。

阪神水道企業団からの受水量の増量を平成 22 年度、23 年度の 2 ヶ年にかけて段階的に行うとともに、22 年 3 月に越水浄水場、23 年 3 月に鯨池浄水場の浄水処理を停止し、市内の浄水場を鳴尾、丸山の 2 施設として、監視制御の拠点施設となる越水浄水場管理本館が 25 年 2 月に完成したことで浄水場統廃合は完了しました。

## 北部地域の水道事業

北部地域は、昭和 26 年に西宮市と合併後、公営水道の布設が緊急の課題でありました。昭和 29 年～33 年にかけて名塩、生瀬、船坂、山口地区に簡易水道を布設して給水してきましたが、適当な水源に乏しく慢性的な水量不足に悩まされ、また、30 年代後半から始まった北部地域の開発に伴い、水需要の増大が見込まれていました。

このため昭和 44 年、本市の北部開発計画に基づき「北部水道事業」の経営認可を受けました。この事業は、4 地区の簡易水道を統合し、浄水施設を一本化するもので、8 ヶ年の歳月を費やして丸山貯水池の築造、丸山浄水場の新設、導・送・配水管の布設を行い、53 年 3 月に完成しました。丸山貯水池は、有効貯水量約 200 万 m<sup>3</sup> で昭和 48 年 4 月に着工し、52 年 8 月に完成しました。この事業の完成により北部全域に丸山浄水場からの給水が可能になりました。

その後、大規模住宅団地などの開発による人口増に伴う水需要の増大と、近年の降水量の減少傾向等により、新たな水源確保が課題となりました。このため、平成 4 年 3 月には第 1 次拡張事業の認可を受け、給水区域と給水量の増加など基本計画を変更し、6 年 12 月には兵庫県企業庁からの県営水道の受水を開始しました。

なお、平成 20 年 4 月の水道事業認可では、以前の南北水道事業を統合し、一つの水道事業としました。

## 健全かつ安定した水道経営に向けて

平成 26 年 4 月 1 日に水道局と土木局下水道部の組織を統合し、「西宮市上下水道局」を設置しました。統合により、それぞれの組織の経営資源を最大限に活用し相乗効果を発揮させることで、事務の効率化や市民サービスの向上、人材・技術の共有化を進め、上下水道事業の効率的かつ効果的な経営を図っています。

また、今後人口減少に伴い配水量のさらなる減少が見込まれているほか、東日本大震災の発生を受けて広域的災害への危機管理面での対応も急務となるなど、本市水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。これらのことから、「西宮市水道ビジョン」の見直しを行い、新たに「西宮市水道事業ビジョン 2016」を平成 28 年 3 月に策定しました。現在はこれに基づいて施策及び取り組みを進めています。



## 2 事業の拡張経過

(年度末現在)

南 部 水 道	起工年月	完工年月	工 費	基 本 計 画			備 考
				給 水 人 口	一人一日 最大給水量	一日最大 給 水 量	
創設 第1期 第2期	大11. 8 大13. 1	大12.11 大13. 6	円 957,947 234,090	人 60,000	L 125	m <sup>3</sup> 7,500	辰馬吉左衛門50万円 八馬兼介30万円寄付 残り起債 大正12.7.24一部給水開始
大社村営水道移管	昭8. 4		—	—	—	—	今津町、大社・芝村の合併に伴い大社村水道を引継ぐ 東部水道(越水第2浄水場) 西部水道(配水管のみ) 苦楽園・甲陽簡易水道
第1次拡張工事	昭11. 5	昭11.11	579,997	72,500	220	15,950	武庫川水源地拡張 越水第2浄水場改造
瓦木村給水区画拡張工事	昭11. 7	昭11.11	※ 30,000	77,500	220	17,050	
阪神上水道市町村組合加入(現阪神水道企業団)	昭11. 7		—	—	—	—	負担金は西宮市、鳴尾・甲東・瓦木村を含め総額404,011円
第2次拡張工事	昭18. 5	昭23. 3	※ 80,000	—	—	—	甲東地区配水管布設
甲陽浄水場拡張工事	昭25. 2	昭25. 3	※ 1,320,000	—	—	—	緩速ろ過池の増設
第3次拡張工事	昭25.10	昭31. 4	※50,000,000	132,000	220	29,040	鯨池水源地新設 旧甲東地区配水管布設
鳴尾村営水道移管	昭26. 4		—	—	—	—	鳴尾村合併
湯ノ口特設水道	昭30. 6		※ 5,000,000	250	—	200	営業開始30. 7. 16 43.12.23事業変更認可により特設水道でなくなる
鷺林寺簡易水道	昭33. 9	昭34. 4	915,818	770	150	116	営業開始34.7.1 43.12.23事業変更認可により簡易水道でなくなる
第4次拡張工事	昭33. 9	昭43. 5	1,900,000,000 (北山ダムを含む)	432,500	480	207,600	昭和50年度を目途とした給水計画 38.3事業変更認可(人口の増加及び1人当たりの使用量増加による)
配水管整備事業	昭43. 4	昭46. 3	480,000,000	—	—	—	配水管の布設整備
北山浄水場拡張工事	昭43. 4	昭46. 3	38,130,000	436,250	480	209,400	鷺林寺簡易水道及び湯ノ口特設水道の統合
浄水施設拡充事業	昭47. 4	昭54. 3	6,895,000,000	473,000	485	229,400	昭和53年度を目途とした給水計画 47.3事業変更認可(人口の増加及び1人当たりの使用量の増加並びに施設の拡充による)
配水管整備事業	昭51. 4	昭54. 3	2,135,000,000	—	—	—	配水管の布設整備
甲子園水道統合	昭54. 1		—	—	—	—	阪神電気鉄道経営の甲子園水道を引継ぐ
水道事業変更認可	昭54.5		—	440,000	521	229,400	甲子園水道統合及び市基本計画による変更 目標年次昭和60年
第5次拡張事業認可	昭61.3	平4.3	1,610,000,000	420,000	566	237,800	西宮沖・甲子園浜沖埋立地に伴う給水区画の増加による変更 目標年次平成7年

南 部 水 道	起工年月	完工年月	工 費	基 本 計 画			備 考
				給 水 人 口	一 人 一 日 最 大 給 水 量	一 日 最 大 給 水 量	
芦部谷受水施設整備 事業	平 3. 4	平 6. 3	円 1,179,664,892				芦部谷から北山浄水場への 阪水受水施設整備
第6次拡張事業認可	平 4. 4		(14,443,000,000)	425,000	598	254,100	給水人口と給水量の増加 による変更 目標年次平成 12年 琵琶湖開発事業に伴う水利 権(工水転用分 0.136m <sup>3</sup> /秒)が許可される(平成 4.3.31)
給水区域の変更届出	平 15. 3		—	—	—	—	給水区域拡張に伴う、鳴尾 浜1丁目(49,907m <sup>2</sup> )
給水人口の変更届出	平18.10		—	453,000	—	—	給水人口の増加による変 更
事業認可廃止	平20.3						北部水道事業と統合
水道事業認可	平 20.4		(23,978,600,000)	512,000	402	205,700	「西宮市水道ビジョン」に基 づき、南部水道事業及び北 部水道事業を廃止し、新た に両事業を統合した水道事 業認可。目標年次平成30 年

注：瓦木村給水区域拡張工事以後の計画給水人口には、阪神水道企業団からの割当給水量を含んだ数字である。  
工費の※は概算額を示す。

北 部 水 道	起工年月	完工年月	工 費	基 本 計 画			備 考
				給 水 人 口	一 人 一 日 最 大 給 水 量	一 日 最 大 給 水 量	
名塩簡易水道	昭29. 1	昭41. 3	円 88,670,549 (名塩ダムを含む)	4,000	200	800	営業開始30.4.1. 38.12.28.事業変更認可(人 口及び使用量の増加)
生瀬簡易水道		昭30.12	—	2,500	150	375	生瀬部落から移管
船坂簡易水道	昭31.12	昭32. 3	3,208,448	700	150	105	営業開始32.7.5. 43.12.23.に名塩・生瀬・船 坂簡易水道は、事業変更認 可により簡易水道でなくなる
山口簡易水道	昭32.12	昭33. 5	9,826,466	4,300	150	645	38.12.28.事業変更認可に より簡易水道でなくなる(給 水区域の拡張)
山口地区水道	昭40. 5	昭40.12	25,000,000	6,530	200	1,306	43.12.23.事業経営認可に より地区水道ではなくなる (給水区域の拡張)
北部水道事業創設	昭44. 4	昭53. 3	7,110,000,000 (丸山ダムを含む)	75,000	360	27,000	44.3.31.事業経営認可によ り、従来からの4ヶ所の小規 模水道(名塩・生瀬・船坂・ 山口)を統合する 昭和56 年度を目途とした給水計画
北部水道整備事業	平 3. 4	平 6. 3	2,258,495,068	—	—	—	県営水道受水に伴う北部 地域の施設整備
第1次拡張事業認可	平 4. 4		(10,166,100,000)	55,000	640	35,200	給水区域と給水量の増加 による変更 目標年次平 成12年
事業認可廃止	平20.3						南部水道事業と統合

### 3 累年比較

#### (1) 総世帯数・総人口及び給水戸数・給水人口・配水量

(各数値は年度末のもの)

年度	総世帯数 (世帯)	総人口 (人)	給水 戸数 (戸)	給水 人口 (人)	人口 普及率 (%)	配水量 (m <sup>3</sup> )	一日配水量			一人一日		給水 装置 (個)
							最大 ( m <sup>3</sup> )	最小 ( m <sup>3</sup> )	平均 ( m <sup>3</sup> )	最大 ( L )	平均 ( L )	
大正13	6,705	34,554	3,840	19,200	55.6	728,858	3,700	—	—	—	—	2,558
14	7,984	38,797	4,450	22,250	57.3	931,385	3,800	—	—	—	—	3,245
昭和 1	8,006	36,813	5,158	25,790	70.1	1,203,846	7,276	2,160	3,298	282	128	3,698
2	8,292	37,144	5,488	27,440	73.9	1,322,042	7,360	2,230	3,612	268	132	3,999
3	8,584	39,561	5,983	29,915	75.6	1,460,523	7,040	2,310	4,001	235	134	4,428
4	8,934	41,412	6,480	32,400	78.2	1,462,693	6,000	—	4,007	185	124	4,764
5	9,834	43,169	6,942	34,710	80.4	1,682,361	7,202	—	4,609	207	133	4,983
6	9,840	43,550	7,303	36,515	83.8	1,632,751	6,110	—	4,461	167	122	5,142
7	10,241	45,949	7,658	38,290	83.3	1,689,163	6,547	—	4,628	171	121	5,385
8	18,440	81,803	9,762	48,810	59.7	2,098,611	7,741	4,282	5,750	161	118	6,778
9	18,649	82,745	11,233	55,049	66.5	2,527,467	9,642	5,257	6,925	175	126	8,777
10	19,008	92,499	10,867	51,075	55.2	3,006,830	10,950	4,020	8,215	214	161	10,169
11	21,469	104,852	12,905	60,654	57.8	3,852,503	14,000	7,042	10,555	231	174	11,810
12	22,368	109,835	14,103	66,284	60.3	4,051,554	15,507	7,097	11,100	234	167	12,973
13	23,344	115,312	15,420	72,474	62.9	4,460,786	17,229	8,230	12,221	238	169	15,011
14	24,366	120,516	16,806	78,988	65.5	4,696,300	18,495	8,593	12,831	234	162	16,372
15	25,961	125,353	17,825	83,777	66.8	5,411,934	21,127	9,210	14,827	252	177	16,579
16	27,256	129,320	18,473	86,823	67.1	5,869,049	23,879	10,046	16,080	275	185	17,187
17	30,036	142,591	18,938	89,009	62.4	5,927,210	22,831	11,857	16,239	257	182	19,138
18	29,768	127,457	19,329	90,846	71.3	5,947,423	20,685	11,424	16,250	228	179	19,129
19	—	—	19,315	90,780	—	6,692,129	22,453	14,245	18,335	247	202	17,618
20	21,405	102,193	11,783	54,215	53.1	6,454,766	22,774	4,167	17,684	420	326	10,278
21	17,550	107,307	12,942	75,698	70.5	6,543,128	23,303	14,447	17,926	308	237	12,367
22	18,720	117,496	14,610	83,220	70.8	6,728,000	23,900	16,132	18,383	287	221	13,778
23	24,440	121,998	16,026	84,715	69.4	6,798,881	23,837	17,801	18,627	281	220	14,156
24	24,600	123,911	17,243	87,939	71.0	7,405,062	23,229	19,980	20,288	264	231	15,524
25	24,956	126,783	18,719	94,912	74.9	8,550,959	27,661	—	23,427	291	247	16,894
26	36,033	177,774	25,287	126,435	71.1	10,964,604	35,372	21,652	29,958	281	237	22,558
27	44,630	185,734	27,933	135,865	73.2	11,955,482	39,466	26,448	32,758	291	241	24,472
28	45,457	198,209	29,527	147,635	74.5	12,517,825	44,253	28,764	34,295	300	232	28,719
29	46,182	206,364	31,420	153,502	74.4	13,259,498	43,818	29,247	36,327	285	237	28,465
30	49,176	213,754	33,823	165,733	77.5	14,896,600	49,855	30,885	40,701	301	246	30,891
31	51,887	223,114	37,032	181,493	81.3	17,429,280	63,371	36,035	47,751	349	263	33,358
32	55,573	235,169	39,938	195,736	83.2	19,316,375	64,375	42,615	52,922	329	270	36,193
33	58,633	244,694	42,086	211,165	86.3	20,849,000	68,340	41,600	57,121	324	271	39,124
34	62,317	258,096	45,703	223,990	86.8	22,838,700	79,815	47,545	62,401	356	279	41,862
35	67,553	267,520	48,892	239,620	89.6	23,925,790	80,170	54,645	65,550	335	274	44,038
36	73,102	281,255	51,347	258,943	92.1	26,953,475	90,295	52,270	73,845	349	285	46,658
37	79,244	295,922	54,548	275,272	93.0	29,225,910	97,990	61,000	80,071	356	291	48,785
38	88,176	315,925	60,343	295,741	93.6	32,388,330	108,570	65,740	88,493	367	299	50,612
39	93,307	330,189	63,060	309,057	93.6	34,556,820	111,630	73,550	94,676	361	306	52,988
40	94,380	342,873	64,989	318,511	92.9	35,678,835	123,775	73,455	97,750	389	307	55,001
41	97,009	351,264	79,149	334,800	95.3	38,490,080	135,390	75,030	105,452	404	315	57,088
42	100,763	357,186	83,271	342,327	95.8	40,700,865	137,870	78,755	111,205	403	325	58,673
43	105,063	367,122	88,860	352,263	96.0	41,298,495	137,265	82,210	113,147	390	321	60,530
44	108,475	372,676	93,448	357,817	96.0	45,099,825	150,655	87,660	123,561	421	345	62,113
45	109,254	378,487	98,599	363,341	96.0	47,228,060	162,945	91,265	123,932	448	356	62,971
46	113,571	385,313	103,065	370,167	96.1	51,785,720	177,135	96,920	141,491	479	382	63,784
47	119,415	391,020	107,838	375,839	96.1	56,863,355	185,020	110,280	155,790	482	415	64,925
48	122,577	396,867	113,457	381,665	96.2	56,069,420	196,000	115,730	153,615	514	402	65,956
49	124,999	400,524	116,900	385,322	96.2	59,113,790	198,040	117,490	161,955	513	420	66,589
50	123,892	402,146	120,394	386,818	96.2	60,409,360	201,150	121,640	165,053	520	427	68,030

年度	総世帯数 (世帯)	総人口 (人)	給水 戸数 (戸)	給水 人口 (人)	人口 普及率 (%)	配水量 (m <sup>3</sup> )	一日配水量			一人一日		給水 装置 (個)
							最大 ( m <sup>3</sup> )	最小 ( m <sup>3</sup> )	平均 ( m <sup>3</sup> )	最大 ( L )	平均 ( L )	
昭和 51	123,567	402,471	124,221	387,007	96.2	59,838,590	196,430	119,170	163,941	508	424	69,374
52	125,090	405,525	128,378	390,011	96.2	59,544,000	204,320	119,500	163,134	524	418	70,733
53	125,817	408,187	133,715	407,251	99.8	61,488,070	199,170	127,330	168,460	489	414	74,079
54	126,902	410,419	136,991	409,483	99.8	63,967,840	212,000	120,290	174,776	518	427	75,155
55	141,137	407,330	138,551	406,498	99.8	62,358,320	206,550	122,960	170,845	508	420	75,707
56	142,419	408,977	140,111	408,145	99.8	62,577,200	218,730	118,710	171,444	536	420	76,120
57	145,221	412,538	141,986	411,706	99.8	62,043,930	204,080	118,550	169,983	495	413	76,651
58	147,185	416,020	144,855	415,188	99.8	63,622,270	216,930	120,620	173,831	522	419	77,015
59	149,036	418,931	147,601	418,099	99.8	61,136,990	207,810	117,040	167,499	497	401	77,337
60	147,610	419,381	149,726	418,549	99.8	60,477,190	208,010	117,990	165,691	497	396	77,764
61	149,382	421,632	152,852	420,814	99.8	60,575,660	203,530	119,470	165,961	484	394	78,423
62	150,777	422,212	154,176	421,394	99.8	60,848,490	196,770	117,130	166,253	467	395	78,996
63	151,969	421,536	158,975	420,718	99.8	61,272,720	202,870	117,320	167,870	482	399	79,729
平成 1	154,505	423,693	160,697	423,138	99.9	62,293,010	205,180	122,040	170,666	485	403	80,012
2	156,890	423,753	164,205	423,204	99.9	62,600,470	206,100	126,470	171,508	487	405	80,665
3	158,956	423,840	165,846	423,329	99.9	61,718,814	202,425	121,490	168,631	478	398	80,799
4	160,241	422,780	168,111	422,335	99.9	62,033,420	221,790	127,450	169,955	525	402	81,661
5	161,732	422,224	169,351	421,829	99.9	61,768,010	202,470	127,840	169,227	480	401	82,208
6	157,563	408,792	155,685	408,404	99.9	62,589,600	209,820	89,420	171,478	514	420	73,813
7	149,062	386,801	158,669	386,400	99.9	60,890,410	195,060	126,410	166,367	505	431	75,943
8	153,221	391,953	167,284	391,547	99.9	59,043,810	193,320	127,410	161,764	494	413	81,561
9	158,659	400,861	174,941	400,489	99.9	59,301,320	188,420	124,880	162,469	470	406	83,147
10	164,755	411,466	182,277	411,021	99.9	59,446,200	188,410	128,630	162,866	458	396	82,911
11	169,198	419,150	187,959	418,712	99.9	59,156,460	189,870	120,660	161,630	453	386	84,376
12	179,429	440,195	192,584	439,775	99.9	59,175,370	181,450	134,180	162,124	413	369	85,750
13	183,717	446,771	197,976	446,351	99.9	58,966,770	186,600	127,270	161,553	418	362	87,158
14	187,159	452,102	201,235	451,701	99.9	58,722,630	184,290	128,530	160,884	408	356	88,268
15	189,940	456,257	203,998	455,842	99.9	57,418,820	187,050	130,370	156,882	410	344	89,778
16	192,760	460,945	207,488	460,539	99.9	57,711,590	181,530	133,570	158,114	394	343	91,295
17	194,261	467,495	211,251	467,361	99.9	57,409,510	175,450	135,400	157,286	375	337	92,948
18	197,790	472,481	214,532	472,347	99.9	57,687,510	175,300	132,260	158,048	371	335	93,955
19	200,855	476,329	217,463	476,195	99.9	58,304,390	183,490	134,160	159,302	385	335	94,806
20	203,324	479,192	218,841	479,060	99.9	57,343,930	179,710	134,370	157,107	375	328	95,881
21	205,166	480,920	220,341	480,788	99.9	57,460,380	174,670	136,580	157,426	363	327	97,742
22	202,978	482,532	221,488	482,419	99.9	57,766,250	176,900	136,760	158,264	367	328	99,574
23	204,360	482,858	223,304	482,745	99.9	56,791,950	170,190	132,520	155,169	353	321	101,429
24	204,807	484,516	224,991	484,403	99.9	56,375,030	167,340	135,030	154,452	345	319	103,157
25	206,466	486,145	226,692	486,032	99.9	56,199,900	170,910	131,110	153,972	352	317	105,114
26	207,582	486,976	228,332	486,863	99.9	54,794,660	164,040	131,000	150,122	337	308	106,893
27	211,404	487,911	229,504	487,798	99.9	55,144,050	164,900	130,770	150,667	338	309	108,758
28	212,970	488,080	230,933	487,967	99.9	54,508,180	162,560	128,250	149,337	333	306	110,274
29	213,788	487,207	232,537	487,094	99.9	54,245,070	159,200	129,310	148,617	327	305	111,964
30	215,047	486,768	234,015	486,655	99.9	53,947,950	160,750	129,340	147,803	330	304	113,636
令和 1	216,509	486,799	235,772	486,686	99.9	53,655,041	156,893	129,690	146,598	322	301	115,264
2	218,289	486,696	237,931	486,583	99.9	54,397,469	161,636	134,934	149,034	332	306	117,174
3	<b>217,387</b>	<b>483,537</b>	<b>239,706</b>	<b>483,424</b>	<b>99.9</b>	<b>53,814,342</b>	<b>154,857</b>	<b>132,462</b>	<b>147,437</b>	<b>320</b>	<b>305</b>	<b>118,867</b>

## (2) 水道料金収入

(税抜き)

年 度	決 算 額 ( 円 ・ 銭 )	年 度	決 算 額 ( 円 )
大正 13 年	17,443.71	昭和 51 年	2,616,903,939
14	36,443.38	52	2,726,137,383
昭和 1 年	58,655.46	53	2,795,345,859
2	60,591.64	54	2,932,354,898
3	70,586.15	55	2,759,891,490
4	69,046.16	56	4,800,379,566
5	72,603.30	57	4,910,059,675
6	73,342.00	58	5,002,790,597
7	77,480.25	59	5,914,262,969
8	99,000.57	60	5,976,335,392
9	114,882.00	61	6,071,681,603
10	141,518.18	62	6,215,374,761
11	182,368.98	63	6,231,336,567
12	206,087.40	平成 1 年	6,311,199,568
13	223,296.58	2	7,525,974,337
14	227,193.19	3	7,543,474,035
15	245,628.20	4	7,508,373,353
16	274,550.36	5	7,444,386,245
17	282,704.45	6	7,824,248,663
18	322,897.27	7	7,865,087,112
19	364,578.14	8	8,633,104,189
20	295,508.86	9	8,698,581,532
21	1,295,916.41	10	9,724,629,274
22	5,165,538.99	11	9,679,110,665
23	13,008,579.89	12	9,720,183,781
24	26,692,508.20	13	9,667,959,569
25	33,052,009.30	14	9,596,346,045
26	51,685,488.00	15	9,243,935,006
27	72,936,910.00	16	9,158,338,513
28	78,254,389.00	17	9,145,508,880
29	86,705,951.00	18	9,156,034,336
30	105,553,838.00	19	9,249,302,998
31	116,281,716.00	20	9,004,539,463
32	149,350,631.00	21	8,989,181,108
33	206,456,179.00	22	9,018,850,659
34	232,909,689.00	23	8,847,787,732
35	254,437,143.00	24	8,755,055,614
36	281,550,208.00	25	8,672,062,923
37	320,640,954.00	26	8,444,067,576
38	358,408,603.00	27	8,426,229,218
39	373,987,597.00	28	8,740,997,498
40	568,127,836.00	29	8,953,329,863
41	611,589,189.00	30	8,857,274,253
42	680,063,858.00	令和 1 年	8,768,832,357
43	920,254,094.00	2	7,862,263,605
44	1,027,572,525.00	3	<b>8,779,057,126</b>
45	1,112,066,146.00		
46	1,186,707,133.00		
47	1,272,501,277.00		
48	1,268,631,816.00		
49	1,271,218,064.00		
50	1,363,199,745.00		

## Ⅱ 令和3年度事業の概要

### 1 総括

#### (1) 総括事項

##### (ア) 業務実績

令和3年度末の給水人口は、前年度に比べ 3,159 人減の 483,424 人となり、給水戸数は前年度に比べ 1,775 戸増の 239,706 戸となりました。給水量は、前年度に比べ 0.9%減の 50,928,758 m<sup>3</sup>となり、配水量は、1.1%減の 53,814,342 m<sup>3</sup>となりました。有収率は前年度から 0.1 ポイント増の 94.6%となりました。

##### (イ) 経営状況

当年度の事業収益は 104 億 1,343 万円、これに対する事業費用は 93 億 2,210 万円で、10 億 9,133 万円の純利益となり、前年度の 6 億 2,710 万円に比べ 4 億 6,423 万円の増となりました。これは、前年度に比べ、事業収益において、その他の営業収益等で減となりましたが、給水収益等の増により、収益全体で 5 億 4,420 万円の増となり、また事業費用において、人件費等で減となりましたが、受水費等の増により、費用全体で 7,997 万円の増となったことによるものです。

##### (ウ) 建設改良工事

原水及び浄水施設費では、鳴尾浄水場沈澱池用 PAC 貯留槽ほか取替工事等を施工し、配水施設費では越水浄水場中央監視設備ほか改良工事、湯ノ口配水所電気機械設備ほか改良工事、越水浄水場第1配水池外耐震補強工事(その2)、丸山浄水場自家発電設備設置工事、東山台中継槽ほか計装盤等改良工事、春風小学校緊急遮断弁取替工事、森具公園緊急遮断弁取替工事、受配水集中監視装置更新工事等を施工したほか、送配水管布設及び布設替工事で 6,960.7 mを市内各所で施工しました。

資本的収支において、収入では、固定資産売却代金で 5 億 9,510 万円の皆増になったこと等により前年度に比べ 36.3%増の 20 億 7,581 万円となりました。

支出では、建設改良費で 3 億 6,834 万円の増となったこと等により 7.2%増の 47 億 5,069 万円となり、収支不足額 26 億 7,488 万円は内部留保資金等で補てんしました。

##### (エ) 経営分析

経営成績を示す経常収支比率(経常収益÷経常費用×100)は、決算収支の結果、前年度に比べ 4.36 ポイント高い 111.15%でした。

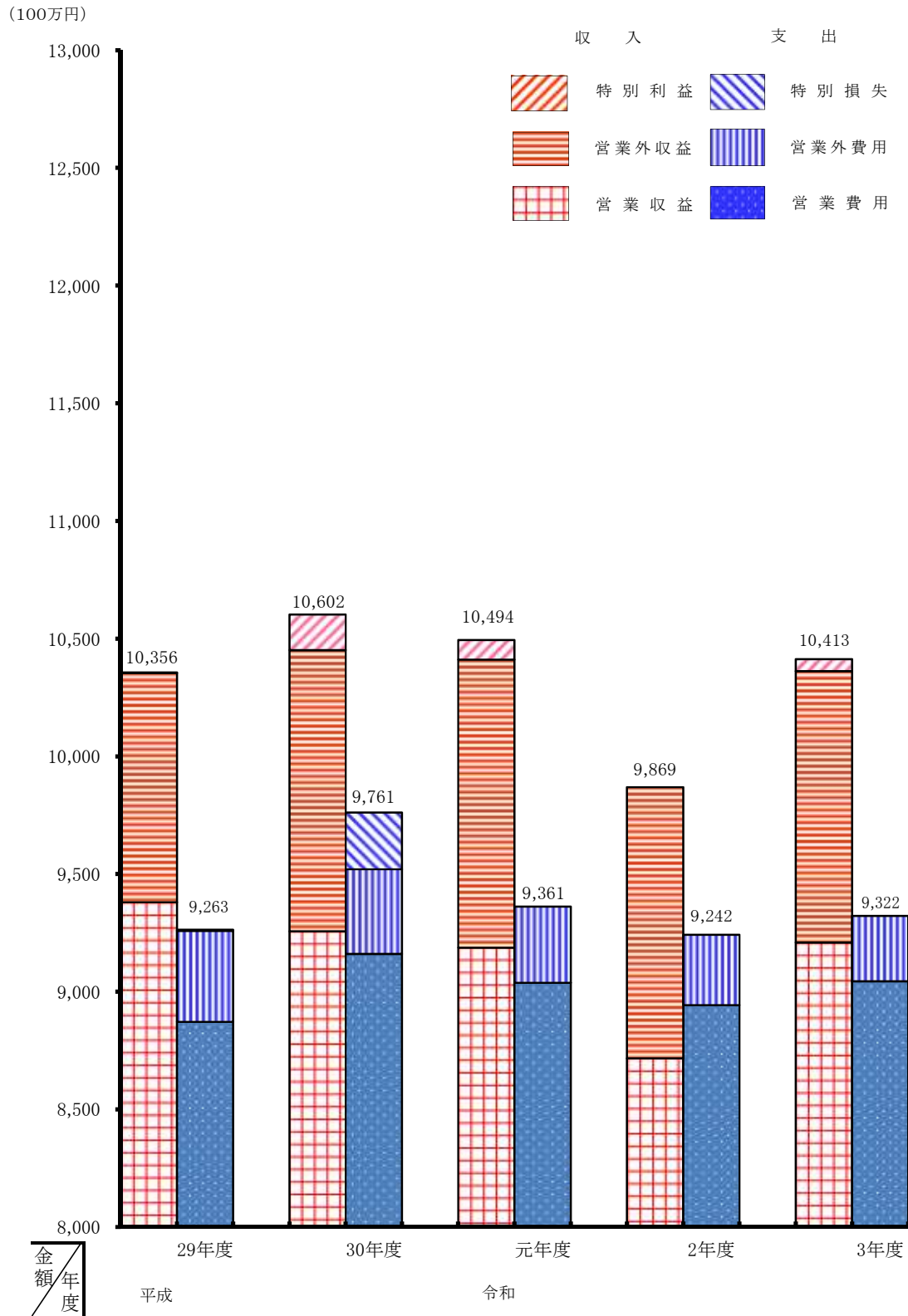
給水原価(給水量1m<sup>3</sup>当たりの費用単価)は 167 円 48 銭で、前年度に比べて 3 円 78 銭高くなっています。この要因は給水量が前年度に比べ 0.9%の減となったことや、経常費用においても受水費等の増により前年度に比べ 1.4%の増となったためです。

一方、供給単価(給水量1m<sup>3</sup>当たりの収入単価)は 172 円 38 銭で、前年度に比べ 19 円 40 銭高くなっています。この主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策として基本料金を 4 ヶ月間免除した前年度に比べ、水道料金収入が増収となったためです。

## (2) 経営の推移

(単位：百万円)

(税抜き)



## (3) 事業の推移

(金額については税抜き)

項 目	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
総 人 口 (人)	487,207	486,768	486,799	486,696	<b>483,537</b>
(南部)	(443,572)	(443,335)	(443,769)	(443,976)	<b>(441,285)</b>
(北部)	(43,635)	(43,433)	(43,030)	(42,720)	<b>(42,252)</b>
総 世 帯 数 (世帯)	213,788	215,047	216,509	218,289	<b>217,387</b>
(南部)	(197,466)	(198,550)	(200,022)	(201,638)	<b>(200,781)</b>
(北部)	(16,322)	(16,497)	(16,487)	(16,651)	<b>(16,606)</b>
給 水 人 口 (人)	487,094	486,655	486,686	486,583	<b>483,424</b>
(南部)	(443,570)	(443,333)	(443,767)	(443,974)	<b>(441,283)</b>
(北部)	(43,524)	(43,322)	(42,919)	(42,609)	<b>(42,141)</b>
普 及 率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	<b>99.9</b>
(南部)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	<b>(99.9)</b>
(北部)	(99.7)	(99.7)	(99.7)	(99.7)	<b>(99.7)</b>
給 水 戸 数 (戸)	232,537	234,015	235,772	237,931	<b>239,706</b>
(南部)	(214,758)	(216,073)	(217,736)	(219,758)	<b>(221,496)</b>
(北部)	(17,779)	(17,942)	(18,036)	(18,173)	<b>(18,210)</b>
給 水 装 置 数 (個)	111,964	113,636	115,264	117,174	<b>118,867</b>
(南部)	(97,078)	(98,635)	(100,158)	(101,952)	<b>(103,596)</b>
(北部)	(14,886)	(15,001)	(15,106)	(15,222)	<b>(15,271)</b>
年 間 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	54,245,070	53,947,950	53,655,041	54,397,469	<b>53,814,342</b>
(自己水源)	(2,485,060)	(2,233,230)	(2,229,480)	(3,015,480)	<b>(2,849,330)</b>
(阪神水道受水)	(47,289,640)	(47,244,020)	(47,036,470)	(47,003,980)	<b>(46,587,190)</b>
(兵庫県水受水)	(4,470,370)	(4,470,700)	(4,389,091)	(4,378,009)	<b>(4,377,822)</b>
一 日 平 均 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	148,617	147,803	146,598	149,034	<b>147,437</b>
一 日 最 大 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	159,200	160,750	156,893	161,636	<b>154,857</b>
負 荷 率 (%)	93.4	91.9	93.4	92.2	<b>95.2</b>
一 日 最 小 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	129,310	129,340	129,690	134,934	<b>132,462</b>
年 間 有 収 水 量 (m <sup>3</sup> )	51,112,179	50,665,153	50,258,919	51,394,128	<b>50,928,758</b>
一 日 平 均 給 水 量 (m <sup>3</sup> )	140,033	138,809	137,319	140,806	<b>139,531</b>
有 収 率 (%)	94.2	93.9	93.7	94.5	<b>94.6</b>
配 水 管 延 長 (m)	1,129,278	1,130,625	1,133,794	1,138,308	<b>1,139,593</b>
消 火 栓 数 (基)	3,926	3,933	3,939	3,944	<b>3,945</b>
水 道 料 金 (円)	8,953,329,863	8,857,274,253	8,768,832,357	7,862,263,605	<b>8,779,057,126</b>
総 収 益 (円)	10,356,497,531	10,602,277,422	10,494,008,203	9,869,234,756	<b>10,413,434,923</b>
総 費 用 (円)	9,263,091,851	9,760,656,508	9,360,541,260	9,242,139,727	<b>9,322,105,869</b>
差 引 (円)	1,093,405,680	841,620,914	1,133,466,943	627,095,029	<b>1,091,329,054</b>



## 2 財 政

### (1) 収益的収支

(税抜き 単位:円)

項 目		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
		金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
収 益 的 収 入	収 入	10,356,497,531	10,602,277,422	10,494,008,203	9,869,234,756	<b>10,413,434,923</b>
	営業収益	9,379,786,232	9,255,669,438	9,186,917,727	8,717,108,679	<b>9,208,851,161</b>
	給 水 収 益	8,953,329,863	8,857,274,253	8,768,832,357	7,862,263,605	<b>8,779,057,126</b>
	受 託 工 事 収 益	14,167,300	4,426,891	5,010,239	13,927,184	<b>7,523,986</b>
	その他の営業収益	412,289,069	393,968,294	413,075,131	840,917,890	<b>422,270,049</b>
	営業外収益	973,968,792	1,195,047,831	1,223,638,676	1,152,126,077	<b>1,152,656,800</b>
	受 取 利 息	460,227	308,849	190,071	168,473	<b>215,405</b>
	分 担 金	236,190,000	234,850,000	306,647,717	258,994,820	<b>283,240,500</b>
	他 会 計 補 助 金	8,396,594	7,719,013	6,636,103	7,961,962	<b>6,043,814</b>
	長 期 前 受 金 戻 入	630,018,197	817,110,609	798,702,450	795,679,850	<b>766,110,887</b>
	雑 収 益	98,903,774	135,059,360	111,462,335	89,320,972	<b>97,046,194</b>
	特別利益	2,742,507	151,560,153	83,451,800	0	<b>51,926,962</b>
	過年度損益修正益	0	0	0	0	<b>51,926,962</b>
	固定資産売却益	0	77,610,484	0	0	<b>0</b>
	その他特別利益	2,742,507	73,949,669	83,451,800	0	<b>0</b>
	収 益 的 支 出	支 出	9,263,091,851	9,760,656,508	9,360,541,260	9,242,139,727
営業費用		8,872,414,065	9,159,500,187	9,037,752,112	8,942,814,615	<b>9,043,740,713</b>
原水及び浄水費		612,459,431	587,760,727	612,789,828	615,976,563	<b>585,821,551</b>
受 水 費		3,530,977,095	3,530,977,095	3,528,293,767	3,304,809,832	<b>3,433,647,510</b>
配 水 費		895,109,936	901,251,746	864,792,295	869,308,008	<b>909,665,477</b>
給 水 費		432,286,720	476,784,774	525,155,592	562,062,228	<b>591,211,329</b>
受 託 工 事 費		19,915,578	11,496,188	12,233,628	15,141,278	<b>8,612,108</b>
業 務 費		545,534,432	570,175,501	553,191,117	535,698,311	<b>533,911,209</b>
総 係 費		595,543,658	507,665,451	399,915,896	492,871,178	<b>464,670,207</b>
減 価 償 却 費		2,147,140,852	2,461,959,521	2,440,680,024	2,405,097,659	<b>2,421,401,380</b>
資 産 減 耗 費		92,257,200	110,750,080	99,906,644	140,602,623	<b>93,816,914</b>
その他営業費用		1,189,163	679,104	793,321	1,246,935	<b>983,028</b>
営業外費用		386,712,721	360,088,962	322,789,148	299,325,112	<b>278,365,156</b>
支払利息及び企業債取扱諸費		365,074,784	342,018,702	317,824,299	292,767,985	<b>271,421,061</b>
繰延勘定償却		14,116,000	9,126,000	0	0	<b>0</b>
雑 支 出		7,521,937	8,944,260	4,964,849	6,557,127	<b>6,944,095</b>
特別損失	3,965,065	241,067,359	0	0	<b>0</b>	
過年度損益修正損	0	0	0	0	<b>0</b>	
臨 時 損 失	0	0	0	0	<b>0</b>	
固定資産譲渡損	0	32,428	0	0	<b>0</b>	
固定資産売却損	3,965,065	0	0	0	<b>0</b>	
減 損 損 失	0	241,034,931	0	0	<b>0</b>	
差引純利益	1,093,405,680	841,620,914	1,133,466,943	627,095,029	<b>1,091,329,054</b>	

## (2) 性質別費用

(税抜き 単位:円)

項 目	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
人 件 費	1,563,985,214	16.9	1,458,875,094	14.9	1,376,087,092	14.7	1,425,497,050	15.4	<b>1,352,811,906</b>	<b>14.5</b>
受 水 費	3,530,977,095	38.1	3,530,977,095	36.2	3,528,293,767	37.7	3,304,809,832	35.8	<b>3,433,647,510</b>	<b>36.8</b>
動 力 費	143,055,234	1.5	140,102,044	1.4	138,313,743	1.5	133,161,177	1.4	<b>134,670,081</b>	<b>1.4</b>
薬 品 費	9,676,872	0.1	8,820,282	0.1	9,459,991	0.1	14,886,276	0.2	<b>13,783,954</b>	<b>0.1</b>
委 託 料	824,521,123	8.9	902,736,865	9.2	924,821,496	9.9	990,711,851	10.7	<b>1,032,671,082</b>	<b>11.1</b>
修 繕 費	101,228,020	1.1	108,387,604	1.1	107,744,133	1.2	108,702,723	1.2	<b>84,548,577</b>	<b>0.9</b>
工事に係る費用	206,991,105	2.2	199,067,759	2.0	186,070,034	2.0	200,479,629	2.2	<b>208,401,757</b>	<b>2.2</b>
減 価 償 却 費	2,147,140,852	23.2	2,461,959,521	25.2	2,440,680,024	26.1	2,405,097,659	26.0	<b>2,421,401,380</b>	<b>26.0</b>
支払利息・企業債取扱諸費	365,074,784	3.9	342,018,702	3.5	317,824,299	3.4	292,767,985	3.2	<b>271,421,061</b>	<b>2.9</b>
そ の 他	370,441,552	4.0	607,711,542	6.2	331,246,681	3.4	366,025,545	4.0	<b>368,748,561</b>	<b>4.0</b>
費用合計	9,263,091,851	100.0	9,760,656,508	100.0	9,360,541,260	100.0	9,242,139,727	100.0	<b>9,322,105,869</b>	<b>100.0</b>

注:構成比の内訳の合計が、100%にならない場合があります。

## (3) 部門別水道料金原価比較表

(単位 金額・単価:円・銭(税抜き)、水量:m<sup>3</sup>)

項 目	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度			
	金 額	単 価	金 額	単 価	金 額	単 価	金 額	単 価	金 額	単 価		
部 門 別 格	営業費用	原水及び浄水費	612,441,581	11.98	587,742,358	11.60	612,766,998	12.19	615,953,737	11.98	<b>585,798,710</b>	<b>11.50</b>
		受 水 費	3,530,977,095	69.08	3,530,977,095	69.69	3,528,293,767	70.20	3,304,809,832	64.30	<b>3,433,647,510</b>	<b>67.42</b>
		配 水 費	894,407,037	17.50	900,564,089	17.77	860,956,841	17.13	868,111,496	16.89	<b>908,391,684</b>	<b>17.84</b>
		給 水 費	432,286,720	8.46	476,784,774	9.41	525,155,592	10.45	562,062,228	10.94	<b>591,211,329</b>	<b>11.61</b>
		業 務 費	545,534,432	10.67	570,175,501	11.25	553,191,117	11.01	535,698,311	10.42	<b>533,911,209</b>	<b>10.48</b>
		総 係 費	595,543,658	11.65	507,665,451	10.02	399,915,896	7.96	492,871,178	9.59	<b>464,670,207</b>	<b>9.12</b>
		減 価 償 却 費	2,132,591,286	41.72	2,447,409,955	48.31	2,426,130,458	48.27	2,390,548,093	46.51	<b>2,406,851,814</b>	<b>47.26</b>
		資 産 減 耗 費	92,257,200	1.81	110,750,080	2.19	99,906,644	1.99	140,602,623	2.74	<b>93,816,914</b>	<b>1.84</b>
		小 計	8,836,039,009	172.87	9,132,069,303	180.24	9,006,317,313	179.20	8,910,657,498	173.38	<b>9,018,299,377</b>	<b>177.08</b>
営業外費用	支 払 利 息	363,503,560	7.11	340,532,072	6.72	316,423,026	6.30	291,452,838	5.67	<b>270,192,818</b>	<b>5.31</b>	
	繰延勘定償却	14,116,000	0.28	9,126,000	0.18	0	—	0	—	<b>0</b>	—	
	雑 支 出	7,521,937	0.15	8,944,260	0.18	4,964,849	0.10	6,557,127	0.13	<b>6,944,095</b>	<b>0.14</b>	
	小 計	385,141,497	7.54	358,602,332	7.08	321,387,875	6.39	298,009,965	5.80	<b>277,136,913</b>	<b>5.44</b>	
合 計	9,221,180,506	180.41	9,490,671,635	187.32	9,327,705,188	185.59	9,208,667,463	179.18	<b>9,295,436,290</b>	<b>182.52</b>		
長期前受金戻入	630,018,197	—	817,110,609	—	798,702,450	—	795,679,850	—	<b>766,110,887</b>	—		
総 計 A	8,591,162,309	168.08	8,673,561,026	171.19	8,529,002,738	169.70	8,412,987,613	163.70	<b>8,529,325,403</b>	<b>167.48</b>		
販 売 価 格 B	8,953,329,863	175.17	8,857,274,253	174.82	8,768,832,357	174.47	7,862,263,605	152.98	<b>8,779,057,126</b>	<b>172.38</b>		
利 益 B - A	362,167,554	7.09	183,713,227	3.63	239,829,619	4.77	△ 550,724,008	△ 10.72	<b>249,731,723</b>	<b>4.90</b>		
有 収 水 量	51,112,179		50,665,153		50,258,919		51,394,128		<b>50,928,758</b>			

(単価は1m<sup>3</sup>当たりの金額)

## (4) 資本的収支

(税込み 単位:円)

項 目		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
		金額	金額	金額	金額	金額
資 本 的 収 入	収 入	1,066,156,710	1,097,557,316	1,237,955,273	1,522,729,801	<b>2,075,805,882</b>
	企 業 債	775,000,000	923,500,000	1,113,600,000	1,460,700,000	<b>1,419,700,000</b>
	国 庫 補 助 金	18,343,000	8,336,000	3,274,000	0	0
	他 会 計 負 担 金	13,960,032	10,924,060	28,707,494	38,800,934	<b>16,154,630</b>
	他 会 計 補 助 金	10,282,735	9,894,316	17,819,006	10,964,867	<b>24,302,965</b>
	工 事 負 担 金	229,412,192	144,296,794	74,540,355	12,264,000	<b>20,543,309</b>
	固 定 資 産 売 却 代 金	19,158,751	606,146	14,418	0	<b>595,104,978</b>
	長 期 貸 付 金 返 還 金	0	0	0	0	0
	そ の 他 資 本 的 収 入	0	0	0	0	0
資 本 的 支 出	支 出	3,288,829,122	3,091,846,979	3,637,796,822	4,430,530,369	<b>4,750,687,099</b>
	建 設 改 良 費	2,169,713,333	1,932,255,103	2,483,204,100	3,147,134,360	<b>3,515,473,703</b>
	固 定 資 産 購 入 費	21,033,732	17,444,285	21,216,853	11,508,461	<b>847,251,258</b>
	原 水 及 び 浄 水 施 設 費	148,087,130	163,807,830	185,389,418	263,025,769	<b>121,803,649</b>
	配 水 施 設 費	1,983,891,123	1,725,165,596	2,247,875,109	2,839,929,290	<b>2,513,747,956</b>
	リ ー ス 債 務 支 払 額	16,701,348	25,837,392	28,722,720	32,670,840	<b>32,670,840</b>
	企 業 債 償 還 金	1,118,262,942	1,158,241,831	1,154,592,722	1,182,544,095	<b>1,135,213,396</b>
	投 資	0	0	0	100,000,000	<b>100,000,000</b>
国 庫 補 助 金 返 還 金	852,847	1,350,045	0	851,914	0	
差 引		△ 2,222,672,412	△ 1,994,289,663	△ 2,399,841,549	△ 2,907,800,568	<b>△ 2,674,881,217</b>

## (5) 貸借対照表

(税抜き 単位:円)

項 目	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資 産	63,863,613,615	100.0	63,767,836,959	100.0	64,041,384,579	100.0	64,524,662,811	100.0	65,044,252,982	100.0
固定資産	58,832,629,537	92.1	57,923,840,767	90.8	57,782,190,582	90.2	58,330,250,385	90.4	58,605,381,321	90.1
有形固定資産	58,141,080,334	91.0	57,320,459,413	89.9	57,261,827,306	89.4	57,786,609,320	89.5	57,271,971,998	88.1
土地	8,371,105,438	13.1	8,247,752,590	12.9	8,255,914,133	12.9	8,255,914,133	12.8	8,249,673,999	12.7
建物	2,092,929,659	3.3	2,005,364,262	3.1	1,917,440,087	3.0	1,859,023,006	2.9	1,289,693,824	2.0
構築物	41,709,065,977	65.3	41,230,293,354	64.7	40,522,003,029	63.3	41,486,101,962	64.3	41,167,711,765	63.3
機械及び装置	5,111,395,265	8.0	5,027,416,441	7.9	5,027,542,801	7.9	5,228,835,576	8.1	5,437,727,963	8.4
車両運搬具	11,691,332	0.0	16,481,278	0.0	20,357,571	0.0	19,431,706	0.0	16,643,918	0.0
船舶	224,543	0.0	224,543	0.0	224,543	0.0	224,543	0.0	224,543	0.0
工具器具及び備品	25,731,477	0.0	23,699,771	0.0	26,080,250	0.0	25,030,646	0.0	22,608,693	0.0
リース資産	66,356,100	0.1	76,530,580	0.1	81,945,460	0.1	69,707,140	0.1	39,522,820	0.1
建設仮勘定	752,580,543	1.2	692,696,594	1.1	1,410,319,432	2.2	842,340,608	1.3	1,048,164,473	1.6
無形固定資産	689,862,918	1.1	601,695,069	0.9	518,676,991	0.8	441,954,780	0.7	1,131,723,038	1.7
水利権	665,510,018	1.0	582,425,669	0.9	504,483,891	0.8	431,684,680	0.7	364,028,036	0.5
電話加入権	5,012,100	0.0	5,012,100	0.0	5,012,100	0.0	5,012,100	0.0	5,012,100	0.0
施設利用権	7,200	0.0	0	—	0	—	0	—	760,901,902	1.2
ソフトウェア	19,333,600	0.0	14,257,300	0.0	9,181,000	0.0	5,258,000	0.0	1,781,000	0.0
投資その他の資産	1,686,285	0.0	1,686,285	0.0	1,686,285	0.0	101,686,285	0.2	201,686,285	0.3
投資有価証券	0	—	0	—	0	—	100,000,000	0.2	200,000,000	0.3
出 資 金	1,686,285	0.0	1,686,285	0.0	1,686,285	0.0	1,686,285	0.0	1,686,285	0.0
流動資産	5,021,858,078	7.9	5,843,996,192	9.2	6,259,193,997	9.8	6,194,412,426	9.6	6,438,871,661	9.9
現金預金	3,876,726,955	6.1	4,657,367,759	7.3	5,060,302,769	7.9	4,966,841,286	7.7	5,317,840,658	8.2
未収金	1,086,418,830	1.7	1,137,546,362	1.8	1,144,193,391	1.8	1,178,659,590	1.8	1,078,436,809	1.7
貸倒引当金	△ 14,771,539	△ 0.0	△ 16,054,095	△ 0.0	△ 15,614,540	△ 0.0	△ 13,715,550	△ 0.0	△ 13,406,729	△ 0.0
貯蔵品	71,426,904	0.1	63,409,268	0.1	68,576,903	0.1	60,888,176	0.1	54,217,400	0.1
前払費用	2,056,928	0.0	1,726,898	0.0	1,735,474	0.0	1,738,924	0.0	1,783,523	0.0
前払金	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
その他流動資産	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
繰延勘定	9,126,000	0.0	0	—	0	—	0	—	0	—
開 発 費	9,126,000	0.0	0	—	0	—	0	—	0	—
負債・資本	63,863,613,615	100.0	63,767,836,959	100.0	64,041,384,579	100.0	64,524,662,811	100.0	65,044,252,982	100.0
固定負債	20,030,734,778	31.4	19,711,222,270	30.9	19,456,043,470	30.4	19,760,973,784	30.7	19,982,590,073	30.7
企業債	18,130,521,513	28.4	17,899,428,791	28.1	17,830,484,696	27.8	18,155,971,301	28.1	18,474,655,084	28.4
リース債務	49,661,580	0.1	60,844,428	0.1	59,778,348	0.1	42,899,988	0.1	18,341,136	0.0
引当金	1,850,551,685	2.9	1,750,949,051	2.7	1,565,780,426	2.4	1,562,102,495	2.5	1,489,593,853	2.3
退職給付引当金	1,759,029,385	2.8	1,677,761,607	2.6	1,509,982,982	2.4	1,528,205,051	2.4	1,468,196,409	2.3
修繕引当金	91,522,300	0.1	73,187,444	0.1	55,797,444	0.1	33,897,444	0.1	21,397,444	0.0
流動負債	2,900,105,757	4.5	2,926,598,223	4.6	2,921,030,393	4.6	3,105,151,370	4.8	2,979,702,621	4.6
企業債	1,158,241,831	1.8	1,154,592,722	1.8	1,182,544,095	1.8	1,135,213,395	1.8	1,101,016,216	1.7
リース債務	22,002,960	0.0	21,808,560	0.0	28,722,720	0.0	32,670,840	0.1	24,558,852	0.0
未払金	891,190,085	1.4	893,845,450	1.4	866,652,930	1.4	1,087,437,741	1.7	1,082,329,080	1.7
前受金	272,101,378	0.4	274,312,467	0.4	242,189,137	0.4	239,593,233	0.4	227,629,081	0.3
引当金	132,578,000	0.2	133,461,000	0.2	136,550,000	0.2	136,025,000	0.2	115,239,000	0.2
賞与引当金	132,578,000	0.2	133,461,000	0.2	136,550,000	0.2	136,025,000	0.2	115,239,000	0.2
その他流動負債	423,991,503	0.7	448,578,024	0.7	464,371,511	0.7	474,211,161	0.7	428,930,392	0.7
繰延収益	16,072,944,891	25.2	15,428,240,650	24.2	14,820,906,414	23.1	14,188,038,326	22.0	13,520,131,903	20.8
長期前受金	36,113,897,262	56.5	36,203,066,093	56.8	36,291,537,777	56.7	36,298,706,522	56.3	36,228,612,258	55.7
長期前受金収益化累計額	△ 20,040,952,371	△ 31.4	△ 20,774,825,443	△ 32.6	△ 21,470,631,363	△ 33.5	△ 22,110,668,196	△ 34.3	△ 22,708,480,355	△ 34.9
資本金	17,774,080,238	27.8	18,268,480,238	28.6	18,323,180,238	28.6	19,131,417,499	29.6	19,988,117,499	30.7
自己資本金	17,774,080,238	27.8	18,268,480,238	28.6	18,323,180,238	28.6	19,131,417,499	29.6	19,988,117,499	30.7
借入資本金	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
剰余金	7,085,747,951	11.1	7,433,295,578	11.7	8,520,224,064	13.3	8,339,081,832	12.9	8,573,710,886	13.2
資本剰余金	3,543,396,586	5.5	3,543,723,299	5.6	3,551,884,842	5.5	3,385,747,581	5.2	3,385,747,581	5.2
利益剰余金	3,542,351,365	5.5	3,889,572,279	6.1	4,968,339,222	7.8	4,953,334,251	7.7	5,187,963,305	8.0
建設改良積立金	154,907,000	0.2	884,907,000	1.4	784,907,000	1.2	584,907,000	0.9	380,602,000	0.6
当年度未処分利益剰余金	3,387,444,365	5.3	3,004,665,279	4.7	4,183,432,222	6.5	4,368,427,251	6.8	4,807,361,305	7.4

注: 構成比の内訳の合計が、100%にならない場合があります。

## (6) 企業債の状況

令和3年度の借入及び償還

(単位:千円)

令和2年度末未償還金	令和3年度中の増減		令和3年度末未償還金
	借入額	償還額	
19,291,185	1,419,700	1,135,214	19,575,671

令和3年度の借入内容

(単位:千円)

借入先		財務省	地方公共団体 金融機構	市中銀行等	計
内訳・条件	浄水施設拡充事業	0	274,200	199,700	473,900
	配水施設整備事業	0	803,700	0	803,700
	第二庁舎整備事業	0	142,100	0	142,100
	小計	0	1,220,000	199,700	1,419,700
	借換債	0	0	0	0
	合計	0	1,220,000	199,700	1,419,700
条件	償還期限	—	30年	15年	
	据置期限	—	5年、0年	3年	
	返済方法	—	毎半年賦 元利均等償還	毎半年賦 元利均等償還	
	利率	—	0.7%	0.35%	

借入先・利率別未償還残高内訳

(単位:千円)

借入先	財務省	地方公共団体 金融機構	市中銀行等	計
利率				
1.0%未満	0	7,247,783	199,700	7,447,483
1.0%以上2.0%未満	1,287,013	7,235,180	0	8,522,193
2.0%以上3.0%未満	1,098,018	1,941,673	0	3,039,691
3.0%以上4.0%未満	402,568	21,275	0	423,843
4.0%以上5.0%未満	109,332	33,129	0	142,461
5.0%以上	0	0	0	0
計	2,896,931	16,479,040	199,700	19,575,671

## (7) 固定資産明細書

## (ア) 有形固定資産

(税抜き 単位：円)

資産の種類	令和3年度 当初現在高	当年度 増加額	当年度 減少額	令和3年度末 現在高	減価償却累計額			令和3年度末 償却未済高
					当年度増加額	当年度減少額	累計	
土地	8,255,914,133	21,721,674	27,961,808	8,249,673,999	0	0	0	8,249,673,999
事務所用地	27,097,350	0	27,097,350	0	0	0	0	0
施設用地	8,228,816,783	21,721,674	864,458	8,249,673,999	0	0	0	8,249,673,999
建物	4,756,948,910	5,899,599	1,124,267,888	3,638,580,621	65,810,516	614,849,623	2,348,886,797	1,289,693,824
事務所用建物	1,299,324,813	0	910,932,829	388,391,984	7,265,126	421,064,828	88,083,693	300,308,291
施設用建物	2,630,258,182	5,899,599	0	2,636,157,781	41,273,571	0	1,843,286,010	792,871,771
その他建物	148,758,301	0	7,833,218	140,925,083	3,054,379	7,441,556	65,661,121	75,263,962
付属設備	678,607,614	0	205,501,841	473,105,773	14,217,440	186,343,239	351,855,973	121,249,800
構築物	83,835,773,704	1,436,341,332	97,998,025	85,174,117,011	1,732,751,442	76,017,938	44,006,405,246	41,167,711,765
原水及び浄水設備	10,385,871,766	18,584,958	0	10,404,456,724	164,934,026	0	6,663,936,248	3,740,520,476
配水設備	71,803,128,112	1,319,025,981	72,754,799	73,049,399,294	1,541,073,662	52,036,878	36,402,527,031	36,646,872,263
その他構築物	1,646,773,826	98,730,393	25,243,226	1,720,260,993	26,743,754	23,981,060	939,941,967	780,319,026
機械及び装置	18,918,736,209	798,917,746	638,924,689	19,078,729,266	513,495,654	562,394,984	13,641,001,303	5,437,727,963
電気設備	10,818,750,262	467,164,329	513,043,185	10,772,871,406	346,790,872	463,869,224	7,624,598,512	3,148,272,894
塩素滅菌設備	1,900,000	0	0	1,900,000	0	0	1,805,000	95,000
ポンプ設備	1,672,163,106	37,649,937	36,754,047	1,673,058,996	34,429,573	17,196,391	1,232,198,551	440,860,445
水道メーター	781,063,160	4,584,418	2,248,519	783,399,059	2,990,655	1,124,257	385,153,247	398,245,812
その他機械装置	5,644,859,681	289,519,062	86,878,938	5,847,499,805	129,284,554	80,205,112	4,397,245,993	1,450,253,812
車両運搬具	97,745,615	1,459,862	1,283,000	97,922,477	4,183,500	1,218,850	81,278,559	16,643,918
船舶	4,490,841	0	0	4,490,841	0	0	4,266,298	224,543
工具器具及び備品	210,588,961	3,699,000	39,407,619	174,880,342	3,842,304	37,128,970	152,271,649	22,608,693
リース資産	159,086,160	0	18,564,000	140,522,160	30,184,320	18,564,000	100,999,340	39,522,820
小計	116,239,284,533	2,268,039,213	1,948,407,029	116,558,916,717	2,350,267,736	1,310,174,365	60,335,109,192	56,223,807,525
建設仮勘定	842,340,608	685,031,961	479,208,096	1,048,164,473	0	0	0	1,048,164,473
合計	117,081,625,141	2,953,071,174	2,427,615,125	117,607,081,190	2,350,267,736	1,310,174,365	60,335,109,192	57,271,971,998

## (イ) 無形固定資産

資産の種類	令和3年度 当初現在高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度 減価償却高	令和3年度末 現在高
水利権	431,684,680	0	0	67,656,644	364,028,036
電話加入権	5,012,100	0	0	0	5,012,100
施設利用権	0	760,901,902	0	0	760,901,902
ソフトウェア	5,258,000	0	0	3,477,000	1,781,000
合計	441,954,780	760,901,902	0	71,133,644	1,131,723,038

## (ウ) 投資その他の資産

資産の種類	令和3年度 当初現在高	当年度 増加額	当年度 減少額	令和3年度末 現在高
投資有価証券	100,000,000	100,000,000	0	200,000,000
出資金	1,686,285	0	0	1,686,285
合計	101,686,285	100,000,000	0	201,686,285

(8) 経営分析  
財務分析

区 分		単 位	令和 元年度	2年度	3年度	備 考
収 益 性	総 収 支 比 率	%	112.11	106.79	<b>111.71</b>	総費用が総収益によってどの程度賄われているかを示す。100%未満の場合は費用を収益で賄えない状態で、健全な経営とはいえない。
	経 常 収 支 比 率	%	111.22	106.79	<b>111.15</b>	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す。100%未満の場合は経常損失が生じていることを示す。
	営 業 収 支 比 率	%	101.73	97.49	<b>101.84</b>	営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示す。比率が高いほど営業利益率が良いことを表し、100%未満の場合は営業損失が生じている。
	累 積 欠 損 金 比 率	%	0.00	0.00	<b>0.00</b>	営業収益（受託工事収益を除く）に対する累積欠損金の割合を示す。経営状況の健全性を表す。
	総 資 本 利 益 率	%	1.64	0.98	<b>1.60</b>	総資本（負債・資本合計）の収益性を見るもので、事業の経常的な収益力を総合的に表す指標である。この指標が高いほど総合的な収益性が高いこととなる。
	総 資 本 回 転 率	回	0.14	0.14	<b>0.14</b>	総資本に対する営業収益の割合で、総資本の何倍の営業収益があったかを示す。
	自 己 資 本 回 転 率	回	0.22	0.21	<b>0.22</b>	自己資本に対する営業収益の割合で、自己資本の何倍の営業収益があったかを示す。高いほど営業活動が活発であることを示す。
	固 定 資 産 回 転 率	回	0.16	0.15	<b>0.16</b>	固定資産に対する営業収益の割合で、固定資産の何倍の営業収益があったかを示す。比率が高い場合は施設が有効に稼働していることを示す。
	未 収 金 回 転 率	回	8.16	7.59	<b>8.25</b>	未収金に対する営業収益の割合を表す。一般的にこの率が高いほど未収期間が短く、早く回収されることを表している。
	繰 入 金 比 率 （収益的収入分）	%	1.06	5.38	<b>1.57</b>	収益的収入に対する他会計からの繰入金の依存度を表し、経営状況の健全性、効率性を示す。独立採算制の水道事業では低い方が望ましい。
	繰 入 金 比 率 （資本的収入分）	%	3.76	3.27	<b>1.95</b>	資本的収入に対する他会計からの繰入金の依存度を表し、経営状況の健全性、効率性を示す。独立採算制の水道事業では低い方が望ましい。
安 全 性 （長 期 的 ）	固 定 比 率	%	138.69	140.02	<b>139.26</b>	100%を超えていれば借入金で設備投資を行っており、借入金の償還、利息負担が生じる。水道事業は企業債への依存度が高いため、必然的にこの比率が高くなる。
	固 定 資 産 対 長 期 資 本 比 率	%	94.54	94.97	<b>94.43</b>	長期資本と固定資産の適合関係を示すもので、100%以下が望ましい。
	企 業 債 償 還 元 金 対 減 価 償 却 額 比 率	%	70.32	73.48	<b>68.58</b>	投下資本の回収と再投資のバランスを見る指標。100%を超えると投資の健全性は損なわれる。
	自 己 資 本 構 成 比 率	%	65.06	64.56	<b>64.70</b>	総資本に占める自己資本の割合を示し、財政的安定性をみる。公営企業は起債依存度が高いため、一般的に低い。
	固 定 負 債 構 成 比 率	%	30.38	30.63	<b>30.72</b>	総資本に対する固定負債と借入資本金の割合を表し、事業体の他人資本依存度を示す。
	固 定 資 産 構 成 比 率	%	90.23	90.40	<b>90.10</b>	資産合計中の固定資産の割合を示し、低い方が柔軟な経営が可能。水道事業は施設型事業であり、この比率は高くなる。
	流 動 資 産 回 転 率	回	1.52	1.40	<b>1.46</b>	流動資産の経営活動における回転度を表す。比率が過大であれば保有高が過小で、過小であれば保有高が過大であることを示す。
安 全 性 （短 期 的 ）	流 動 比 率	%	214.28	199.49	<b>216.09</b>	流動負債に対する流動資産の割合で、短期債務に対する支払能力を表す。100%以上が必要で、下回れば不良債務の発生を示す。
	当 座 比 率 （酸性試験比率）	%	211.87	197.47	<b>214.21</b>	短期債務に対して換金性の低いものをのぞいて、どれだけの支払能力があるかを示す。100%以上が望ましい。
	現 金 預 金 比 率	%	173.24	159.95	<b>178.47</b>	流動負債に対する支払能力を判断する指標。即座の支払能力を示す。比率は高いほどよい。
	不 良 債 務 比 率	%	0.00	0.00	<b>0.00</b>	不良債務の有無と営業収益との対応関係から事業体の経営状況を見る。不良債務が生じている場合は経営健全化により解消を図る必要がある。
	利 子 負 担 率	%	1.66	1.51	<b>1.38</b>	負債及び借入資本金に対する支払利息の割合。高金利の企業債を借入れた場合、率は高くなり経営圧迫の要因となる。低いほど良い。

業務分析

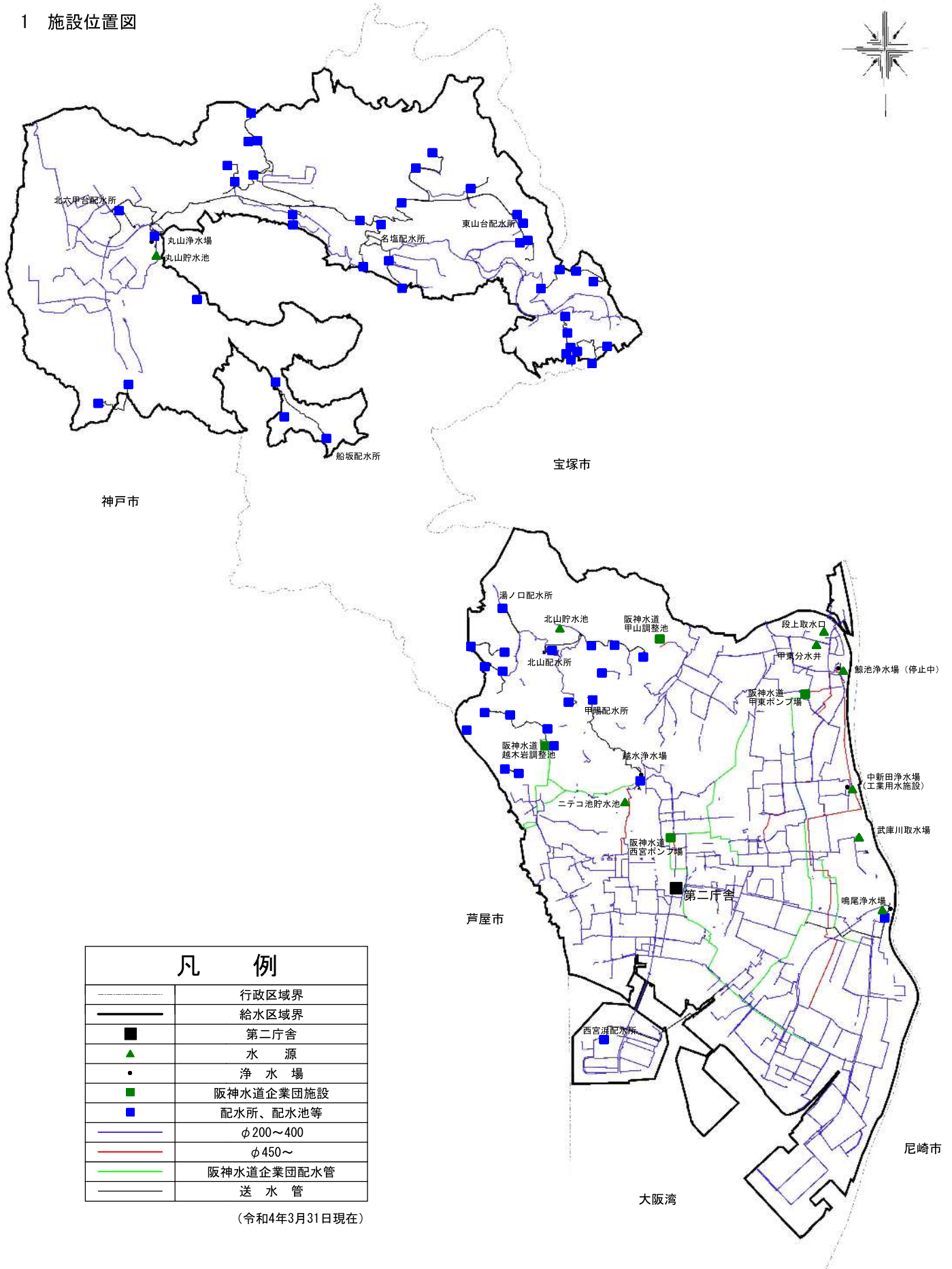
項目		単位	令和 元年度	2年度	3年度	備 考
内 訳	給 水 原 価	円/m <sup>3</sup>	169.70	163.70	<b>167.48</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す。
	職 員 給 与 費	円/m <sup>3</sup>	25.92	26.83	<b>25.68</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりにかかる職員給与費
	支 払 利 息 (うち企業債利息)	円/m <sup>3</sup>	6.30 (6.30)	5.67 (5.67)	<b>5.31</b> <b>(5.31)</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりにかかる支払利息
	減 価 償 却 費	円/m <sup>3</sup>	48.27	46.51	<b>47.26</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりにかかる減価償却費
	動 力 費	円/m <sup>3</sup>	2.75	2.59	<b>2.65</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりにかかる動力費
	修 繕 費	円/m <sup>3</sup>	2.14	2.12	<b>1.66</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりにかかる修繕費
	材 料 費	円/m <sup>3</sup>	0.60	0.63	<b>0.63</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりにかかる材料費
	薬 品 費	円/m <sup>3</sup>	0.19	0.29	<b>0.27</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりにかかる薬品費
	路 面 復 旧 費	円/m <sup>3</sup>	1.03	1.18	<b>0.93</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりにかかる路面復旧費
	受 水 費	円/m <sup>3</sup>	70.20	64.30	<b>67.42</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりにかかる受水費
そ の 他	円/m <sup>3</sup>	12.30	13.58	<b>15.67</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりにかかる上記以外の費用	
生 産 性	供 給 単 価	円/m <sup>3</sup>	174.47	152.98	<b>172.38</b>	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表す。
	料 金 回 収 率	%	102.81	93.45	<b>102.93</b>	供給単価と給水原価との関係を見る。100%を下回っている場合は給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味する。
	有 収 率	%	93.67	94.48	<b>94.64</b>	年間の配水量に対する有収水量の割合を示す。施設の稼働状況が収益につながっているかどうかの確認数値。
	施 設 利 用 率	%	71.27	72.45	<b>71.68</b>	配水能力に対する平均配水量の割合を示す。100%に近いほど効率的となる。
	最 大 稼 働 率	%	76.27	78.58	<b>75.28</b>	施設の予備力やゆとりを表すもので、率が高い方が施設が有効活用されているといえるが、100%に近い場合には安定的な給水に問題を残しているといえる。
	負 荷 率	%	93.44	92.20	<b>95.21</b>	率が高いほど効率的であるとされる。季節的需要変動のある水道事業は、給水需要のピーク時に合わせて施設を建設することとなるため、負荷率が小となる。
	配 水 管 使 用 効 率	m <sup>3</sup> /m	44.76	45.21	<b>44.68</b>	給水人口規模の大きい事業ほど都市部を抱え、人家等の密集度が高いために、率は概ね高くなる。
	固 定 資 産 使 用 効 率	m <sup>3</sup> / 10,000円	9.37	9.41	<b>9.40</b>	有形固定資産に対する年間総配水量の割合。率が高いほど施設が効率的であることを意味する。
	取 水 量 対 水 利 権	%	55.93	56.84	<b>56.22</b>	主にダム・表流水を水源とする団体の水源施設への投資効率を施設能力の面から示す。受水の契約水量も水利権として計上。
	取 水 量 対 取 水 能 力	%	56.22	57.14	<b>56.51</b>	主にダム・表流水を水源とする団体の水源施設への投資効率を施設能力の面から示す。
	職 員 1 人 当 たり 給 水 量	m <sup>3</sup> /人	344,239	327,351	<b>353,672</b>	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、有収水量を基準として把握するための指標。
	職 員 1 人 当 たり 給 水 収 益	千円/人	60,060	50,078	<b>60,966</b>	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、給水収益を基準として把握するための指標。
	職 員 1 人 当 たり 営 業 収 益	千円/人	62,890	55,434	<b>63,898</b>	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、営業収益を基準として把握するための指標。
職 員 1 人 当 たり 給 水 人 口	人/人	3,333	3,099	<b>3,357</b>	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、給水人口を基準として把握するための指標。	





# III 施設

## 1 施設位置図

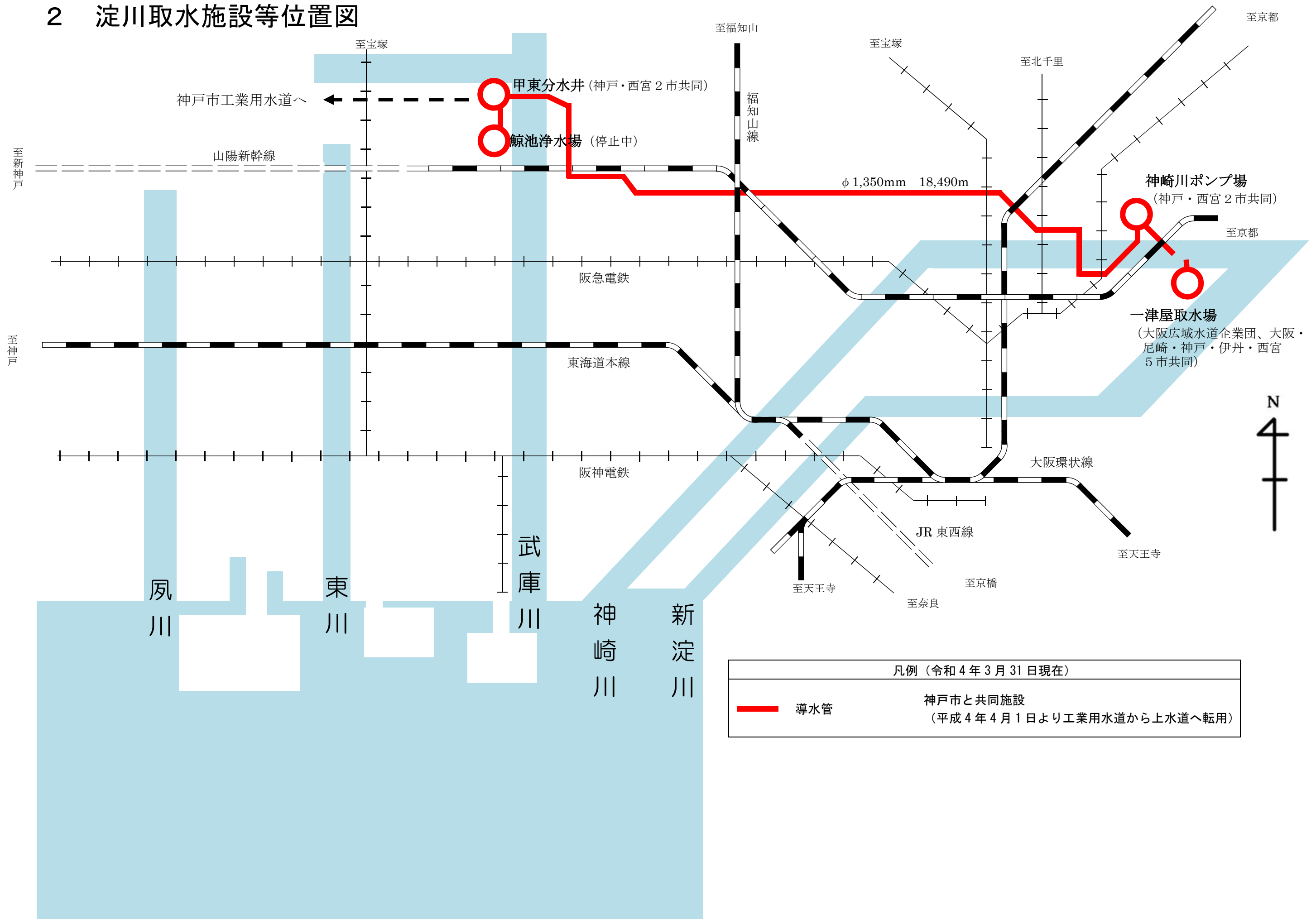


凡 例	
-----	行政区域界
————	給水区域界
■	第二庁舎
▲	水 源
●	浄 水 場
■	阪神水道企業団施設
■	配水所、配水池等
— (blue)	φ 200～400
— (red)	φ 450～
— (green)	阪神水道企業団配水管
— (grey)	送 水 管

(令和4年3月31日現在)



## 2 淀川取水施設等位置図

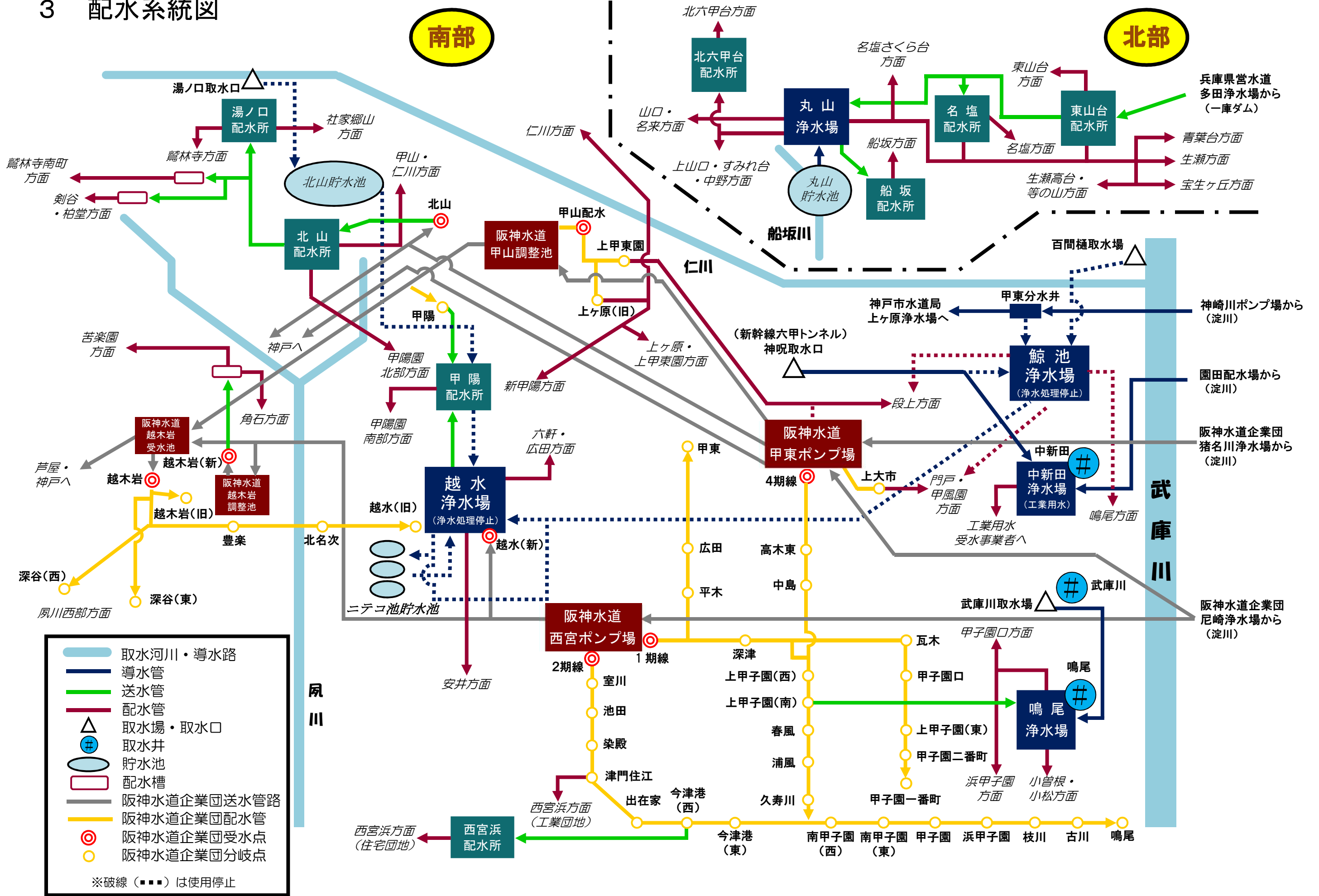


凡例 (令和4年3月31日現在)

— 導水管  
 神戸市と共同施設  
 (平成4年4月1日より工業用水道から上水道へ転用)



### 3 配水系統図









## 4 施設の概要

### (1) 浄水場・取水場・配水所

項目	水源種別	取水施設	沈 で ん 池	薬品注入設備	ポンプ設備		
					種類	口径	台数
浄	地下水	浅井戸 4井 (2井 休止)	酸化池 1池 鉄筋コンクリート造 有効容量 250m <sup>3</sup> 薬品沈でん池 1池 鉄筋コンクリート造 処理能力 12,000m <sup>3</sup> /日	ポリ塩化アルミニウム 注入設備 1式	取水	65～ 125	13
		深井戸 5井 (2井 休止)			配水		
	浄水受水	阪神水道企業団 から受水					
水	地下水	浅井戸 1井 (工業用水施設に 転用)			取水 (廃止)	150	2
	地下水	浅井戸 3井 (廃止)			取水	80～ 200	6
	表流水	一津屋 (休止) 百間樋 (休止) 段上貯水池 (廃止)			導水		
湧水	神呪 (工業用水施設に 転用)						
場	表流水	獅子ケ口 (予備)			取水 (休止)	125 200	2 2
	貯水池水	北山貯水池 (予備) ニテコ池貯水池 (予備)			送水 第2送り 甲陽送り	100 80	2 2
	原水受水	鯨池浄水場から 導水(予備)			配水 神原・ 六軒方面	150	3
	浄水受水	阪神水道企業団 から受水			室川方面 (休止)	200	3
取水場	地下水	浅井戸 4井 (3井 休止) (1井 未完)			取水 (休止)	80～ 150	5
配	浄水受水	阪神水道企業団 より芦部谷ポンプ 場経由し受水			配水 甲山方面 柏堂方面	125×80	3
						125	3
	浄水受水	北山配水所 から受水			配水 南行き 北行き	50	3 3
	50×40						
所	浄水受水	越水浄水場 から受水	(減圧池) 1池 有効容量 4,885m <sup>3</sup>				
	浄水受水	阪神水道企業団 から受水			配水	200×150	3

ろ 過 池	消 毒 設 備	配 水 池	排 水 処 理 設 備	運 転 監 視 方 式
急速ろ過機 4基 鋼板製密閉型 処理能力 10,560m <sup>3</sup> /日  急速ろ過池 3池 鉄筋コンクリート造 (内1池予備) 処理能力 6,660m <sup>3</sup> /日	次亜塩素酸ソーダ 注入設備 1式  紫外線処理設備 1式	鉄筋コンクリート造 有効容量 1,000m <sup>3</sup> 1池 2,000m <sup>3</sup> 1池		中央監視制御設備 1式
		鉄筋コンクリート造 有効容量 第1 ※ 7,000m <sup>3</sup> 1池2槽 (内、3,500m <sup>3</sup> ) 第2 2,000m <sup>3</sup> 1池2槽 第3 5,000m <sup>3</sup> 1池2槽		中央監視制御設備 1式
			下水放流設備 (工業用水施設) 1式	遠方監視制御設備 1式
		鉄筋コンクリート造 有効容量 第4 ※ 1,000m <sup>3</sup> 1池2槽 (内、500m <sup>3</sup> ) 第5 1,000m <sup>3</sup> 1池2槽		遠方監視制御設備 1式
		鉄筋コンクリート造 有効容量 ※ 530m <sup>3</sup> 1池2槽 (内、265m <sup>3</sup> )		遠方監視制御設備 1式
		鉄筋コンクリート造 有効容量 510m <sup>3</sup> 1池 260m <sup>3</sup> 1池		遠方監視制御設備 1式
		鉄筋コンクリート造 有効容量 ※ 1,500m <sup>3</sup> 1池2槽 (内、1,500m <sup>3</sup> )		遠方監視制御設備 1式

注:配水池の※は緊急遮断弁設置済み。( )内は、緊急用貯水量。

項目	水源種別	取水施設	沈でん池	薬品注入設備	ポンプ設備			
					種類	口径	台数	
浄水場	丸山	貯水池水	丸山貯水池	薬品沈でん池 2池 鉄筋コンクリート造 処理能力 25,000m <sup>3</sup> /日	ポリ塩化アルミニウム 注入設備 1式 粉末活性炭注入設備 1式 苛性ソーダ注入設備 1式	送水	200×100	3
		浄水受水	東山台配水所 から受水					
配水所	名塩	浄水受水	東山台配水所 から受水			送水	100	3
	東山台	浄水受水	兵庫県企業庁 多田浄水場から 受水			送水	150	3
	船坂	浄水受水	丸山浄水場 から受水			配水	50	3
	北六甲台	浄水受水	丸山浄水場 から受水					

## (2) 貯水池

項目	河川名 集水面積	湛水面積	水深	容量	構造	
貯水池	北山	観音川 直接 1.0km <sup>2</sup>	117,510m <sup>2</sup>	水深 19.5m	有効貯水量 1,164,100m <sup>3</sup>  最大貯水量 1,185,500m <sup>3</sup>	アースダム 堤高 堤長 第1ダム 24.5m 302m 第2ダム 14.5m 122m 第3ダム 8.5m 125m 第4ダム 16.5m 155m 第5ダム 9.5m 110m
		仁川(導水) (予備) 間接 4.7km <sup>2</sup>				
	北山池	北山貯水池 (導水) 0.55km <sup>2</sup> (休止)	上池 1,500m <sup>2</sup>	上池 水深 5.4m	上池 有効貯水量 4,900m <sup>3</sup>	上池 堤高 7.7m
			中池 3,500m <sup>2</sup>	中池 水深 6.7m	中池 有効貯水量 12,000m <sup>3</sup>	中池 堤高 9.7m
			下池 2,600m <sup>2</sup>	下池 水深 3.6m	下池 有効貯水量 4,500m <sup>3</sup>	下池 堤高 6.1m
	ニテコ池	剣谷川 水分谷川 1.84km <sup>2</sup> (休止)	上池 8,800m <sup>2</sup>	上池 水深 5.2m	上池 有効貯水量 24,900m <sup>3</sup>	上池 堤高 堤長 11.8m 82m
			中池 5,500m <sup>2</sup>	中池 水深 5.6m	中池 有効貯水量 16,400m <sup>3</sup>	中池 堤高 堤長 11.1m 85m
			下池 14,700m <sup>2</sup>	下池 水深 5.3m	下池 有効貯水量 35,800m <sup>3</sup>	下池 堤高 堤長 9.1m 125m
段上	仁川 鯨池(導水) (休止)	2,400m <sup>2</sup>		有効容量 12,200m <sup>3</sup>	鉄筋コンクリート造 長さ 幅 高さ 70.6m 35.6m 6.5m	
丸山	船坂川 7.85km <sup>2</sup>	278,900m <sup>2</sup>	水深 26.0m	有効貯水量 2,052,100m <sup>3</sup>	第1ダム 重力式コンクリートダム 堤高 堤長 31.0m 71m	
				最大貯水量 2,442,100m <sup>3</sup>	第2ダム ロックフィルダム 堤高 堤長 21.5m 265m	
名塩	シリツキ川 1.05km <sup>2</sup> (休止)	22,600m <sup>2</sup>	水深 12.0m	有効貯水量 80,600m <sup>3</sup>	重力式コンクリートダム 堤高 堤長 16.0m 66m	
				最大貯水量 82,400m <sup>3</sup>		
どん尻	どん尻川 1.25km <sup>2</sup> (休止)	3,100m <sup>2</sup>	水深 11.5m	有効貯水量 13,400m <sup>3</sup> 最大貯水量 14,000m <sup>3</sup>	重力式コンクリートダム 堤高 堤長 14.5m 32m	

ろ 過 池	消 毒 設 備	配 水 池	排 水 処 理 設 備	運 転 監 視 方 式
急速ろ過池 6池 鉄筋コンクリート造 (内1池予備) 処理能力 25,000m <sup>3</sup> /日	次亜塩素酸ソーダ 注入設備 1式	鉄筋コンクリート造 有効容量 ※3,600m <sup>3</sup> 1池2槽 (内、1,800m <sup>3</sup> ) PCコンクリート造 有効容量 1,500m <sup>3</sup> 2池	加圧式排水処理設備 1式	中央監視制御設備 1式
		PCコンクリート造 有効容量 1,200m <sup>3</sup> 1池		遠方監視制御設備 1式
	次亜塩素酸ソーダ 注入設備 1式	PCコンクリート造 有効容量 4,900m <sup>3</sup> 1池		遠方監視制御設備 1式
		鉄筋コンクリート造 有効容量 160m <sup>3</sup> 1池2槽		遠方監視制御設備 1式
		鉄筋コンクリート造 有効容量 ※1,500m <sup>3</sup> 1池2槽 (内、750m <sup>3</sup> )		遠方監視制御設備 1式

注:配水池の※は緊急遮断弁設置済み。( )内は、緊急用貯水量。

(3) 配水槽・中継槽(場)等

主たる 浄水場等	施設名	配水槽・中継槽 有効容量等	ポンプ			運転監視方式
			種類	口径	台数	
北山 配水所 (阪水 甲東)	芦部谷ポンプ場	鉄筋コンクリート造 (ポンプ設備のみ)	送水	150	3	遠方監視制御設備 1式
	剣谷中継槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 40 m <sup>3</sup> 1槽	送水	80	2	
	剣谷配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 40 m <sup>3</sup> 1槽				
	鷲林寺南中継場	鉄筋コンクリート造 (ポンプ設備のみ)	送水	80	2	遠方監視設備 1式
	鷲林寺南配水槽	ステンレス鋼板造 有効容量 ※ 205 m <sup>3</sup> 2槽 (内、205m <sup>3</sup> )	配水	40	2	
	目神山配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 ※ 150 m <sup>3</sup> 2槽 (内、150m <sup>3</sup> )				
	甲陽園西山配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 20 m <sup>3</sup> 2槽				
	甲山第1減圧槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 20 m <sup>3</sup> 1槽				
	甲山第2減圧槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 10 m <sup>3</sup> 1槽				
(阪水 越木岩)	毘沙門ポンプ場		送水	150×100 80×65	3 2	遠方監視制御設備 1式
	越木岩配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 35 m <sup>3</sup> 2槽 130 m <sup>3</sup> 1槽	送水	150	2	遠方監視設備 1式
	苦楽園中区 配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 ※ 240 m <sup>3</sup> 2槽 (内、240m <sup>3</sup> )	送水	100	2	
	苦楽園高区 配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 ※ 90 m <sup>3</sup> 2槽 140 m <sup>3</sup> 2槽 150 m <sup>3</sup> 2槽 (内、150m <sup>3</sup> )				
	苦楽園四番町 配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 47 m <sup>3</sup> 2槽	配水	40	3	
(阪水 室川)	苦楽園五番町 中継槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 19 m <sup>3</sup> 2槽	送水	50	2	遠方監視設備 1式
	苦楽園五番町 配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 10 m <sup>3</sup> 2槽				
丸山	中野中継場	鉄筋コンクリート造 (ポンプ設備のみ)	送水	100×80	2	遠方監視設備 1式
	西山配水槽	ステンレス鋼板造 有効容量 ※ 72 m <sup>3</sup> 2槽 (内、72m <sup>3</sup> )	配水	40	2	
	船坂中継場	鉄筋コンクリート造 (ポンプ設備のみ)	送水	65	2	遠方監視制御設備 1式
	船坂中継槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 30 m <sup>3</sup> 1槽	送水	65	2	
	船坂橋中継場	鉄筋コンクリート造 (ポンプ設備のみ)	配水	40	2	
	緑ヶ丘中継槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 20 m <sup>3</sup> 1槽	送水	40	2	遠方監視設備 1式
	緑ヶ丘配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 15 m <sup>3</sup> 2槽				
	グリーンハイツ 第2中継槽	鉄筋コンクリート造 (ポンプ設備のみ)	送水	80	2	遠方監視制御設備 1式
	グリーンハイツ 第1配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 15 m <sup>3</sup> 2槽	配水	40	2	
名塩さくら台中継槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 200 m <sup>3</sup> 2槽 100 m <sup>3</sup> 1槽	送水	100	3		

注:配水槽の※は緊急遮断弁設置済み。( )内は、緊急用貯水量。

主たる 浄水場等	施設名	配水槽・中継槽 有効容量等	ポンプ			運転監視方式
			種類	口径	台数	
丸山	名塩さくら台配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 ※ 360 m <sup>3</sup> 2 槽 180 m <sup>3</sup> 1 槽 (内、360m <sup>3</sup> )				遠方監視制御設備 1式
	名塩平成台中継槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 75 m <sup>3</sup> 2 槽	送水	65	3	
	名塩平成台配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 360 m <sup>3</sup> 1 槽 180 m <sup>3</sup> 1 槽				
東山台 配水所 (県水)	名塩減圧槽	PCコンクリート造 有効容量 400 m <sup>3</sup> 1 槽				遠方監視制御設備 1式
	名塩南台 低区配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 200 m <sup>3</sup> 2 槽 100 m <sup>3</sup> 1 槽	送水	100	3	遠方監視設備 1式
	名塩南台 高区配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 210 m <sup>3</sup> 2 槽 90 m <sup>3</sup> 1 槽				
	東山台低区 第1配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 390 m <sup>3</sup> 2 槽 190 m <sup>3</sup> 1 槽	送水	125	2	遠方監視制御設備 1式
	東山台低区 第2配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 230 m <sup>3</sup> 2 槽 110 m <sup>3</sup> 1 槽				
	国見台高区 第1配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 380 m <sup>3</sup> 2 槽 190 m <sup>3</sup> 1 槽				
	国見台西部 第1配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 ※ 440 m <sup>3</sup> 2 槽 220 m <sup>3</sup> 1 槽 (内、440m <sup>3</sup> )				
	国見台西部 第2配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 ※ 360 m <sup>3</sup> 2 槽 180 m <sup>3</sup> 1 槽 (内、360m <sup>3</sup> )				
	東山台中継槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 380 m <sup>3</sup> 2 槽 200 m <sup>3</sup> 1 槽	送水	125	3	
	名塩台中継場	鉄筋コンクリート造 (ポンプ設備のみ)	送水	125	3	
	清瀬台配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 50 m <sup>3</sup> 2 槽				遠方監視設備 1式
	青葉台 低区配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 50 m <sup>3</sup> 2 槽	送水	65	2	
	青葉台 高区配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 35 m <sup>3</sup> 2 槽				
	花の峯中継槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 15 m <sup>3</sup> 2 槽	送水	65	2	
	花の峯配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 40 m <sup>3</sup> 2 槽				
	生瀬高台中継槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 60 m <sup>3</sup> 2 槽	送水	65	2	
生瀬高台 中区配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 60 m <sup>3</sup> 1 槽	送水	65	2		
生瀬高台 高区配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 20 m <sup>3</sup> 1 槽 40 m <sup>3</sup> 1 槽					
等の山中継槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 10 m <sup>3</sup> 2 槽	送水	40	2		
等の山配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 15 m <sup>3</sup> 2 槽	配水	40	2		
宝生ヶ丘 中継槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 15 m <sup>3</sup> 2 槽	送水	100	2		
宝生ヶ丘 低区配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 25 m <sup>3</sup> 2 槽 40 m <sup>3</sup> 2 槽	送水	80	2		
宝生ヶ丘 高区配水槽	鉄筋コンクリート造 有効容量 ※ 65 m <sup>3</sup> 2 槽 (内、65m <sup>3</sup> )					

注:配水槽の※は緊急遮断弁設置済み。( )内は、緊急用貯水量。

(4) 導・送・配水管の管種別延長及び消火栓

項目	耐震性能 管種 口径	耐震適合性のある管						
		耐震管			小計	ダクタイル 鋳鉄管		
		ダクタイル 鋳鉄管 GX・NS他	鋼管 SUS・SP	ポリエチレン管 PE		ダクタイル 鋳鉄管 K	小計	
基 幹 管 路	導 水 管	φ 1350mm	310.2			310.2	423.4	733.6
		φ 1000mm					693.3	693.3
		φ 800mm						
		φ 600mm	808.9			808.9	0.1	809.0
		φ 500mm					47.8	47.8
		φ 450mm					1,654.2	1,654.2
		φ 400mm					6,203.4	6,203.4
		φ 350mm					75.7	75.7
		φ 300mm	192.6	650.2		842.8	39.4	882.2
		φ 250mm	112.4			112.4	8.7	121.1
		φ 200mm	48.3	964.4		1,012.6		1,012.6
		φ 150mm					1.5	1.5
φ 100mm以下					3.2	3.2		
	計[1]	1,472.5	1,614.5		3,087.0	9,150.6	12,237.6	
配 水 本 管	送 水 管	φ 700mm	36.5			36.5	21.6	21.6
		φ 600mm	942.6			942.6	1,231.7	1,268.2
		φ 500mm	5,225.4	531.4		5,756.8	1,051.8	1,994.4
		φ 400mm					668.2	6,425.0
		φ 350mm					4.2	4.2
		φ 300mm	2,470.4	36.9		2,507.3	38.3	2,545.6
		φ 250mm	5,359.0			5,359.0	310.1	5,669.1
		φ 200mm	337.7	29.7		367.4	315.6	683.0
		φ 150mm	1,398.9	17.4		1,416.3	31.8	1,448.1
		φ 100mm以下	899.0			899.0	467.7	1,366.6
	計[2]	16,669.4	615.4		17,284.8	4,140.9	21,425.7	
配 水 支 管	配 水 本 管	φ 700mm	997.7	101.1		1,098.8	2,377.5	3,476.4
		φ 600mm	3,205.3			3,205.3	4,100.7	7,306.0
		φ 500mm					1,480.4	1,480.4
		φ 450mm	11.6			11.6		11.6
		φ 400mm	7,719.5	924.1		8,643.6	9,880.8	18,524.3
		φ 350mm	8,661.9	45.2		8,707.1	116.7	8,823.8
		φ 300mm	23,983.7	410.8		24,394.6	938.2	25,332.7
		φ 250mm	7,893.9	576.2		8,470.1	1,419.1	9,889.1
	計[3]	52,473.7	2,057.4		54,531.0	20,313.4	74,844.4	
	合計① (計[1]+[2]+[3])	70,615.6	4,287.3		74,902.8	33,604.9	108,507.7	
配 水 支 管	配 水 支 管	φ 200mm	46,889.1	1,039.8		47,928.9	5,323.8	53,252.7
		φ 150mm	59,486.0	352.5	38.9	59,877.4	15,762.1	75,639.5
		φ 125mm						
		φ 100mm	87,916.2	239.3		88,155.6	29,545.5	117,701.1
		φ 75mm	32,510.2	288.5		32,798.8	7,252.4	40,051.2
		φ 50mm以下		78.8	2,909.1	2,987.9	0.7	2,988.5
	合計②	226,801.5	1,999.0	2,948.0	231,748.5	57,884.5	289,633.0	
	総計 (合計①+②)	297,417.0	6,286.3	2,948.0	306,651.3	91,489.4	398,140.8	

※数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、計欄の数値と内訳を足し上げたものが一致しない場合がある。

※平成26年度から導・送・配水管延長の算出根拠をマッピングシステムに基づく数値に変更した。

消火栓	3,945基
-----	--------

・導・送・配水管の耐震適合率、耐震管率

(単位:m)

		総延長 (A)	耐震適合性のある管の 延長(B)		耐震適合率 (B) / (A)	耐震管率 (C) / (A)
			耐震管延長(B)	耐震管延長(C)		
基 幹 管 路	導水管	25,025.6	12,237.6	3,087.0	48.9%	12.3%
	送水管	39,849.4	21,425.7	17,284.8	53.8%	43.4%
	配水本管	118,488.8	74,844.4	54,531.0	63.2%	46.0%
	計	183,363.8	108,507.7	74,902.8	59.2%	40.8%
	配水支管	1,021,104.1	289,633.0	231,748.5	28.4%	22.7%
	総計	1,204,467.9	398,140.8	306,651.3	33.1%	25.5%

(令和4年3月31日現在)  
(単位:m)

非 耐 震 適 合 管						小計	総計
ダクト 管 A	鋳鉄管 CIP	ビニール管 VP	ビニール管 (耐衝撃性) HIVP	コンクリート管 HP	その他		
				339.7		339.7	733.6
							693.3
							339.7
							809.0
							47.8
							1,654.2
14.8				1,067.0		1,081.7	7,285.1
1,789.6	1,025.5			116.5	1.0	2,932.6	3,008.3
1,012.3	1.3	123.0		195.6	1.4	1,333.5	2,215.7
4,418.1	27.4			182.0		4,627.5	4,748.6
805.9	20.8			936.3	113.0	1,876.0	2,888.6
167.0	108.4			39.7	5.5	320.6	322.1
41.7	11.5		177.6		45.5	276.3	279.5
8,249.4	1,195.0	123.0	177.6	2,876.6	166.5	12,788.0	25,025.6
							21.6
							1,268.2
							1,994.4
							6,425.0
							4.2
3,714.8					7.0	3,721.8	6,267.5
2,124.6	46.7				18.1	2,189.3	7,858.4
3,693.6						3,693.6	4,376.6
5,260.0	5.1				12.2	5,277.3	6,725.5
3,440.9	0.7		73.5		26.5	3,541.6	4,908.2
18,233.8	52.5		73.5		63.8	18,423.6	39,849.4
							3,476.4
8.8					34.5	43.2	7,349.2
							1,480.4
							11.6
21.4	275.5					297.0	18,821.3
6,324.4	1,689.0				4.3	8,017.8	16,841.6
18,050.3	83.6					18,133.9	43,466.7
16,527.2	621.3				3.9	17,152.5	27,041.6
40,932.1	2,669.5				42.7	43,644.4	118,488.8
67,415.3	3,916.9	123.0	251.1	2,876.6	273.1	74,856.0	183,363.8
66,829.0	1,583.8	7.1			12.0	68,432.0	121,684.7
172,565.3	3,177.7	2,562.0	1.9		7.2	178,314.1	253,953.6
4.4	55.6					60.0	60.0
237,379.5	3,826.7	37,732.3	5,998.0		228.4	285,164.9	402,866.0
94,120.0	1,994.7	24,316.1	7,702.9		171.5	128,305.2	168,356.4
9.7		26,627.9	43,749.6		807.8	71,194.9	74,183.5
570,907.9	10,638.6	91,245.4	57,452.4		1,226.9	731,471.1	1,021,104.1
638,323.2	14,555.5	91,368.3	57,703.5	2,876.6	1,500.0	806,327.1	1,204,467.9



# IV 統 計

## 1 気象・取水・配水

### (1) 気象

年 月	平均気温 ℃	降水量 mm	降水回数 回	降 水 記 録 (10mm/日以上)						
令和 3年 4月	15.7	201.5	8	25.5 (4日)	16.5 (13日)	37.5 (17日)	24.5 (28日)	91.0 (29日)		
5月	20.6	260.5	15	31.5 (5日)	14.0 (16日)	20.5 (17日)	62.0 (20日)	66.5 (21日)	45.5 (27日)	
6月	24.8	109.0	11	34.0 (4日)	16.5 (16日)	21.5 (19日)				
7月	29.1	199.5	9	32.5 (1日)	15.5 (2日)	12.5 (3日)	57.0 (7日)	47.0 (8日)	23.5 (15日)	
8月	28.4	331.5	12	21.0 (9日)	25.5 (12日)	63.0 (13日)	34.5 (14日)	20.5 (15日)	76.0 (17日)	
9月	25.3	183.5	12	43.0 (18日)	38.5 (19日)					
10月	20.9	46.6	5	41.0 (2日)	35.0 (3日)	25.5 (9日)	20.0 (17日)	31.0 (18日)		
11月	13.9	110.5	8	33.6 (25日)						
12月	7.9	51.5	7	17.0 (9日)	41.0 (22日)	42.0 (30日)				
令和 4年 1月	5.6	17.5	5	14.0 (1日)	11.0 (16日)	17.0 (17日)				
2月	5.9	16.5	2	12.0 (23日)						
3月	11.5	103.0	10							
平均・計	17.5	1,631.1	104	13.5 (1日)	38.5 (18日)	13.5 (22日)	17.0 (26日)			

注：データは越水浄水場での測定値

(2) 月間降水量

(単位:mm)

年度 月	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	10年 平均
4	129.5	105.0	81.5	138.5	148.0	146.0	176.5	108.5	109.0	<b>201.5</b>	134.4
5	43.0	66.0	95.5	114.5	190.5	81.0	244.0	106.5	95.5	<b>260.5</b>	129.7
6	250.0	280.0	42.5	232.5	337.5	203.0	208.5	170.0	272.0	<b>109.0</b>	210.5
7	293.5	54.0	83.5	466.0	97.5	138.5	555.0	149.5	565.5	<b>199.5</b>	260.3
8	42.5	214.5	472.5	180.5	157.0	121.0	133.5	263.5	52.0	<b>331.5</b>	196.9
9	198.5	357.0	133.5	203.0	246.0	194.0	501.0	43.5	158.5	<b>183.5</b>	221.9
10	106.5	215.5	144.5	47.0	64.0	423.0	42.5	206.0	165.5	<b>46.6</b>	146.1
11	120.0	78.5	60.5	124.0	81.5	48.0	16.5	3.0	45.5	<b>110.5</b>	68.8
12	102.5	62.0	78.0	115.5	99.0	28.5	57.5	67.0	19.0	<b>51.5</b>	68.1
1	54.0	39.5	104.5	59.0	42.0	61.0	22.0	75.5	59.0	<b>17.5</b>	53.4
2	113.0	50.0	22.5	127.5	60.0	34.0	43.0	60.0	42.5	<b>16.5</b>	56.9
3	56.0	196.0	159.5	89.0	44.0	152.0	66.5	102.5	143.0	<b>103.0</b>	111.2
計	1,509.0	1,718.0	1,478.5	1,897.0	1,567.0	1,630.0	2,066.5	1,355.5	1,727.0	<b>1,631.1</b>	1658.0

注:データは越水浄水場での測定値

(3) 月間平均気温

(単位:℃)

年度 月	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	10年 平均
4	15.2	14.9	15.5	15.9	16.6	16.1	17.4	14.8	14.0	<b>15.7</b>	15.6
5	20.3	20.9	20.9	22.2	21.7	22.0	20.7	21.8	21.5	<b>20.6</b>	21.3
6	23.7	24.9	25.0	23.4	24.2	23.1	23.9	24.2	25.2	<b>24.8</b>	24.2
7	28.3	28.8	28.4	27.2	28.1	29.2	30.4	26.8	26.0	<b>29.1</b>	28.2
8	30.7	30.8	27.9	29.0	30.3	29.3	30.3	30.0	31.7	<b>28.4</b>	29.8
9	27.6	25.9	24.6	23.9	26.2	24.9	24.3	27.2	26.5	<b>25.3</b>	25.6
10	19.8	21.2	20.0	19.7	20.5	18.7	19.8	20.9	19.2	<b>20.9</b>	20.1
11	12.5	12.8	13.9	15.3	13.3	12.6	14.3	14.0	14.7	<b>13.9</b>	13.7
12	6.5	7.3	6.2	9.8	9.0	6.4	8.6	8.8	8.0	<b>7.9</b>	7.9
1	4.1	5.2	5.6	5.7	5.6	4.7	5.4	8.0	5.5	<b>5.6</b>	5.5
2	5.1	5.6	6.1	6.9	6.0	4.8	6.8	7.3	8.0	<b>5.9</b>	6.3
3	10.8	9.8	10.2	10.5	9.2	10.9	10.2	10.7	12.0	<b>11.5</b>	10.6

注:データは越水浄水場測定値(午前8時測定)

## (4) 取水量

項 目		令和 元年度	2年度	3年度	令和3年 4月	5月	6月	7月
自 己 水 源	鳴 尾 浄 水 場	1,796,440	2,450,180	<b>2,312,770</b>	205,600	209,610	199,560	204,510
	武 庫 川 取 水 場	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0
	鯨 池 浄 水 場 ( 停 止 )	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0
	越 水 浄 水 場 ( 休 止 )	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0
	丸 山 浄 水 場	562,390	683,420	<b>642,960</b>	58,190	54,930	49,510	53,770
	小 計	2,358,830	3,133,600	<b>2,955,730</b>	263,790	264,540	249,070	258,280
阪 神 水 道 受 水	1 期 線	832,270	729,900	<b>591,880</b>	52,050	51,530	48,500	49,470
	2 期 線	4,816,110	4,351,090	<b>4,207,930</b>	323,810	323,960	323,330	342,000
	4 期 線	22,019,490	21,812,650	<b>21,872,910</b>	1,802,790	1,849,140	1,808,390	1,891,310
	越 木 岩 線	7,579,390	7,734,250	<b>7,644,270</b>	633,150	652,720	627,210	646,100
	上ヶ原新線	1,948,770	1,897,760	<b>1,220,530</b>	160,190	161,930	154,170	159,600
	甲 山 配 水	4,344,150	4,389,770	<b>4,955,570</b>	357,800	368,340	356,690	370,490
	越 木 岩 新 線	737,580	780,800	<b>780,570</b>	62,950	68,130	63,140	65,810
	越 水 新 線	3,762,760	4,235,070	<b>4,316,680</b>	372,820	382,420	367,300	388,770
北 山	995,950	1,072,690	<b>996,850</b>	83,560	84,500	80,650	86,100	
小 計	47,036,470	47,003,980	<b>46,587,190</b>	3,849,120	3,942,670	3,829,380	3,999,650	
兵 庫 県 水 受 水		4,389,091	4,378,009	<b>4,377,822</b>	361,013	371,612	363,074	377,336
受 水 計		51,425,561	51,381,989	<b>50,965,012</b>	4,210,133	4,314,282	4,192,454	4,376,986
合 計		53,784,391	54,515,589	<b>53,920,742</b>	4,473,923	4,578,822	4,441,524	4,635,266
1 日 平 均 取 水 量		146,952	149,358	<b>147,728</b>	149,131	147,704	148,051	149,525

## (5) 配水量

項 目		令和 元年度	2年度	3年度	令和3年 4月	5月	6月	7月
自 己 水 源	鳴 尾 浄 水 場	1,781,170	2,428,260	<b>2,291,800</b>	203,800	207,770	197,770	202,650
	鯨 池 浄 水 場 ( 停 止 )	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0
	越 水 浄 水 場 ( 休 止 )	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0
	丸 山 浄 水 場	448,310	587,220	<b>557,530</b>	50,030	46,730	41,830	45,730
	計	2,229,480	3,015,480	<b>2,849,330</b>	253,830	254,500	239,600	248,380
受 水	阪 神 水 道 受 水	47,036,470	47,003,980	<b>46,587,190</b>	3,849,120	3,942,670	3,829,380	3,999,650
	兵 庫 県 水 受 水	4,389,091	4,378,009	<b>4,377,822</b>	361,013	371,612	363,074	377,336
全 市 合 計		53,655,041	54,397,469	<b>53,814,342</b>	4,463,963	4,568,782	4,432,054	4,625,366
南部計		48,817,640	49,432,240	<b>48,878,990</b>	4,052,920	4,150,440	4,027,150	4,202,300
北部計		4,837,401	4,965,229	<b>4,935,352</b>	411,043	418,342	404,904	423,066
1 日 平 均 配 水 量		146,598	149,034	<b>147,437</b>	148,799	147,380	147,735	149,205
月 日		7月31日	1月11日	<b>5月23日</b>	4月26日	5月23日	6月10日	7月29日
1 日 最 大 配 水 量		156,893	161,636	<b>154,857</b>	153,898	154,857	153,190	154,844
月 日		1月1日	5月16日	<b>1月1日</b>	4月17日	5月21日	6月4日	7月7日
1 日 最 小 配 水 量		129,690	134,934	<b>132,462</b>	140,127	140,994	138,577	141,736

(単位: m<sup>3</sup>)

8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	1日 平均
197,230	187,610	198,020	195,060	159,200	212,610	141,830	201,930	6,336
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
45,760	40,680	52,790	49,190	56,970	62,700	65,160	53,310	1,762
242,990	228,290	250,810	244,250	216,170	275,310	206,990	255,240	8,098
45,650	46,460	52,120	48,920	52,050	50,140	46,800	48,190	1,622
328,600	322,430	365,190	374,870	404,260	375,190	352,560	371,730	11,529
1,873,570	1,818,240	1,880,470	1,774,830	1,877,810	1,807,470	1,678,230	1,810,660	59,926
654,090	631,470	656,560	629,250	648,210	644,750	582,790	637,970	20,943
152,260	148,060	157,110	109,000	18,210	0	0	0	3,344
366,180	354,100	370,130	407,880	514,430	529,490	460,340	499,700	13,577
65,440	63,130	65,510	63,130	66,800	67,820	61,390	67,320	2,139
354,650	344,830	366,210	344,840	365,680	355,440	324,520	349,200	11,827
85,120	79,800	84,390	80,930	84,650	84,310	79,330	83,510	2,731
3,925,560	3,808,520	3,997,690	3,833,650	4,032,100	3,914,610	3,585,960	3,868,280	127,636
378,830	361,862	372,139	363,555	373,749	368,923	321,141	364,588	11,994
4,304,390	4,170,382	4,369,829	4,197,205	4,405,849	4,283,533	3,907,101	4,232,868	139,630
4,547,380	4,398,672	4,620,639	4,441,455	4,622,019	4,558,843	4,114,091	4,488,108	147,728
146,690	146,622	149,053	148,049	149,097	147,059	146,932	144,778	

(単位: m<sup>3</sup>)

8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	割合 (%)	1日 平均	1日 最大
195,380	185,830	196,160	193,260	157,840	210,720	140,550	200,070	4.3	6,279	7,150
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0
38,610	33,930	48,190	40,560	50,850	55,280	59,250	46,540	1.0	1,527	3,270
233,990	219,760	244,350	233,820	208,690	266,000	199,800	246,610	5.4	7,806	9,990
3,925,560	3,808,520	3,997,690	3,833,650	4,032,100	3,914,610	3,585,960	3,868,280	86.6	127,636	135,080
378,830	361,862	372,139	363,555	373,749	368,923	321,141	364,588	8.1	11,994	12,912
4,538,380	4,390,142	4,614,179	4,431,025	4,614,539	4,549,533	4,106,901	4,479,478	100.0	147,437	154,857
4,120,940	3,994,350	4,193,850	4,026,910	4,189,940	4,125,330	3,726,510	4,068,350	90.8	133,915	140,780
417,440	395,792	420,329	404,115	424,599	424,203	380,391	411,128	9.2	13,522	15,247
146,399	146,338	148,844	147,701	148,856	146,759	146,675	144,499			
8月5日	9月27日	10月21日	11月29日	12月31日	1月10日	2月21日	3月3日			
154,677	150,078	152,465	151,253	153,117	151,083	149,667	148,684			
8月13日	9月3日	10月31日	11月22日	12月7日	1月1日	2月13日	3月26日			
134,213	141,130	143,801	139,711	143,937	132,462	142,079	135,406			

## (6) 薬品使用量

項目	令和 元年度	2年度	3年度	令和3年 4月	5月	6月
次亜塩素酸ソーダ	90,110	151,620	<b>145,830</b>	12,950	13,150	12,090
液体硫酸バンド	0	0	<b>0</b>	0	0	0
ポリ塩化アルミニウム	76,790	101,690	<b>100,720</b>	9,000	9,750	8,350
液体苛性ソーダ	0	2,280	<b>1,200</b>	0	480	0
水道用消石灰	1,000	1,000	<b>500</b>	0	0	0
粉末活性炭(50%WET)	7,480	8,510	<b>9,240</b>	1,220	1,000	620

## (7) 電力使用量・料金

		令和 元年度	2年度	3年度	令和3年 4月	5月	6月
鳴尾浄水場他	使用量	1,761,462	1,941,147	<b>1,881,409</b>	162,310	156,842	158,967
	料金	31,482,433	32,680,415	<b>32,850,933</b>	2,669,036	2,508,287	2,608,436
越水浄水場	使用量	607,206	621,816	<b>604,520</b>	49,562	47,520	52,482
	料金	11,853,883	11,505,536	<b>11,367,934</b>	896,296	823,264	917,422
北山配水所他	使用量	832,730	870,865	<b>822,862</b>	71,104	66,011	67,306
	料金	15,228,461	15,159,033	<b>14,725,435</b>	1,210,810	1,090,583	1,141,938
湯ノ口配水所	使用量	30,330	35,068	<b>47,234</b>	3,549	4,012	3,900
	料金	811,078	858,427	<b>1,103,777</b>	78,021	87,788	86,715
西宮浜配水所	使用量	215,654	217,383	<b>220,032</b>	17,620	17,078	18,014
	料金	4,471,990	4,300,630	<b>4,354,498</b>	339,949	312,202	334,531
丸山浄水場	使用量	868,159	897,518	<b>913,929</b>	73,599	68,932	72,399
	料金	16,550,584	16,068,862	<b>16,809,074</b>	1,301,842	1,180,621	1,253,854
東山台配水所他	使用量	1,859,333	1,827,561	<b>1,825,737</b>	146,150	148,491	151,965
	料金	33,343,345	31,448,727	<b>32,815,743</b>	2,445,195	2,414,958	2,525,024
名塩配水所	使用量	117,014	94,493	<b>83,236</b>	7,624	7,239	7,625
	料金	2,627,978	2,139,871	<b>1,904,197</b>	167,605	149,143	161,727
その他	使用量	1,496,024	1,478,771	<b>1,407,924</b>	111,936	115,478	106,702
	料金	34,077,454	32,315,784	<b>32,205,485</b>	2,398,906	2,485,443	2,371,710
合計	使用量	7,787,912	7,984,622	<b>7,806,883</b>	643,454	631,603	639,360
	料金	150,447,206	146,477,285	<b>148,137,076</b>	11,507,660	11,052,289	11,401,357

注1: 料金は消費税相当額を含む。

注2: 施設名鳴尾浄水場他には甲子園配水所、武庫川取水場を含む。

注3: 施設名北山配水所他には芦部谷ポンプ場を含む。

注4: 施設名東山台配水所他には東山台中継槽、名塩台中継場を含む。

(単位:kg)

7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月
12,830	12,110	12,430	13,380	13,160	10,090	12,400	7,700	13,540
0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,130	8,340	8,160	9,830	7,800	6,280	8,690	6,940	8,450
0	720	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	500	0	0
610	670	840	890	760	640	660	710	620

(単位 使用量:kWh、料金:円)

7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月
158,104	163,795	160,766	157,458	160,384	146,805	162,311	148,670	144,997
2,712,741	2,826,228	2,868,486	2,761,578	2,786,243	2,624,245	2,864,071	2,786,770	2,834,812
51,764	53,715	51,581	47,868	45,630	47,223	52,521	56,423	48,231
950,307	991,386	992,476	902,265	870,901	911,328	993,448	1,110,756	1,008,085
68,479	76,477	71,343	66,463	67,705	65,678	69,280	68,269	64,747
1,204,601	1,330,147	1,303,313	1,197,136	1,211,561	1,188,956	1,249,481	1,307,721	1,289,188
4,881	4,452	4,498	3,779	3,816	3,401	4,236	3,370	3,340
108,078	102,220	104,497	88,402	89,557	83,759	99,773	87,408	87,559
18,553	20,851	20,464	19,266	18,757	17,478	17,905	17,869	16,177
350,664	399,898	407,429	384,851	367,769	354,146	360,436	382,003	360,620
72,778	77,520	75,223	71,642	74,942	78,093	90,123	86,439	72,239
1,327,977	1,404,155	1,408,131	1,315,221	1,363,844	1,449,470	1,641,974	1,669,934	1,492,051
153,078	158,580	158,037	148,431	158,518	153,703	157,403	152,608	138,773
2,631,782	2,743,926	2,892,885	2,723,124	2,845,378	2,830,415	2,915,555	2,989,438	2,858,063
6,900	7,776	7,272	7,147	6,596	6,338	6,814	6,237	5,668
156,685	172,192	167,717	160,892	152,359	151,374	157,921	156,358	150,224
136,833	135,531	128,719	116,586	113,904	107,904	127,649	106,066	100,616
2,988,648	3,023,557	2,955,656	2,690,337	2,606,349	2,545,294	2,921,821	2,638,112	2,579,652
671,370	698,697	677,903	638,640	650,252	626,623	688,242	645,951	594,788
12,431,483	12,993,709	13,100,590	12,223,806	12,293,961	12,138,987	13,204,480	13,128,500	12,660,254

## (8) 水質検査

水道法に基づく水質基準は、人の健康の保護の観点から設定された 31 項目と、生活上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された 20 項目の計 51 項目が設定されています。このほかに、水道水中での検出の可能性がある物質など、水質管理上留意すべき項目として水質管理目標設定項目が 27 項目設定されています。

浄水課では、水道法および厚生労働省の通知に基づき定期水質検査を行っています。定期水質検査には、給水管末（蛇口地点）での水道水を対象として 1 日 1 回行う毎日検査、水道水及び原水（水道水の原料となる水）を対象として月 1 回行う毎月検査と年 4 回行う毎年検査（全項目検査）があります。定期の検査以外にも、水道の維持管理上必要な浄水・原水の試験や、水道の水源である河川や湖沼の調査を行っています。

水質検査の内容は、事業年度開始前に水質検査計画を策定し、公表しています。また、水質検査結果は、西宮市のホームページ等で情報提供しています。

### 水質検査の実施状況

#### ○ 原水及び水源

丸山浄水場の原水は表流水であり、定期検査は月 1 回の毎月検査と年 4 回の毎年検査（全項目検査）を行っています。また、水源である丸山貯水池については、水質や環境を把握するため月 1 回の水質調査を行っています。

鳴尾浄水場の原水は地下水であり、水質が安定しているため、深井戸水は 2 ヶ月に 1 回の毎月検査と年 2 回の毎年検査（全項目検査）を、浅井戸水は月 1 回の毎月検査と年 2 回の毎年検査（全項目検査）を行っています。

なお、兵庫県営水道の水源である猪名川及び阪神水道企業団の水源である淀川については、定期的に流域の水道事業者と合同で水質調査を行っています。

#### ○ 配水系統

それぞれの配水系統ごとに、毎日検査は 12 地点、毎月検査、毎年検査（全項目検査）は 14 地点の給水管末で、水質検査を行っています。また、浄水場や配水所内の配水池および受水点については毎月検査 9 地点、毎年検査（全項目検査）7 地点で水質検査を行っています。

### 水質検査の結果

- 令和 3 年度に実施した水道水の水質検査結果は、水質基準項目（51 項目）の全てについて水質基準に適合していました。

浄水課における水質検査実施状況

試 験 種 別			検体数	延項目数		
水道法第20条第1項及び厚生労働省通知に基づく検査	定期水質検査	毎日検査	5,105	17,150		
		毎月検査	原水	84	1,620	
			浄水	配水池等	144	3,120
				給水栓水	168	3,420
		毎年検査	原水（全項目検査）	24	2,179	
			浄水（全項目検査）	32	4,760	
			給水（全項目検査）	56	3,594	
	臨時水質検査		0	0		
	給水開始前の水質検査		0	0		
	請求を受けたときの水質検査		35	388		
水道の維持管理上必要な水質検査及び試験	水源の状態及び汚染を監視する水質試験	貯水池等	36	1,980		
		河川その他	42	2,958		
		合同調査	11	99		
	浄水処理過程の水質検査及び試験		448	3,248		
	給・配水管路の水質検査		15	178		
	受水槽水の水質検査		54	312		
	その他		41	41		
工業用水の水質検査			96	1,344		
その他の試験			111	2,274		
計			6,502	48,665		



水質基準項目 (51項目)		浄水場系		丸山浄水場				県水受水			
		採水場所		着水井		山口町名来1丁目		山口町船坂		宝生ヶ丘1丁目	
		種別		原水・貯水池		給水栓水		給水栓水		給水栓水	
		項目	基準値	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数
健康に関する項目	一般細菌	100個/mL以下	125	12	0	12	0	12	0	12	
	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	4							
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	
	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.26	12	0.34	12	0.32	12	0.36	12	
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.65	12	0.19	12	0.26	12	0.14	12	
	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02	4	0.02	4	0.02	4	0.02	4	
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	4							
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	塩素酸	0.6mg/L以下			0.08	12	0.08	12	0.08	12	
	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	
	クロロホルム	0.06mg/L以下			0.009	4	0.010	4	0.007	4	
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			<0.003	4	0.005	4	0.004	4	
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			0.003	4	0.002	4	0.002	4	
	臭素酸	0.01mg/L以下			<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	総トリハロメタン	0.1mg/L以下			0.018	4	0.017	4	0.015	4	
	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			0.006	4	0.007	4	0.005	4	
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			0.006	4	0.005	4	0.006	4		
ブロモホルム	0.09mg/L以下			<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4		
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下			<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4		
生活利用上の障害に関する項目	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1	4	<0.1	4	<0.1	4	<0.1	4	
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.08	4	0.03	4	0.03	4	0.03	4	
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.19	12	0.02	4	<0.01	4	<0.01	4	
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1	4	<0.1	4	<0.1	4	<0.1	4	
	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	5.7	12	9.4	4	9.0	4	9.6	4	
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.036	12	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	塩化物イオン	200mg/L以下	4.5	12	13.6	12	13.3	12	13.6	12	
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	31	4	34	4	34	4	35	4	
	蒸発残留物	500mg/L以下	67	4	86	4	82	4	89	4	
	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	4							
	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000002	12	<0.000001	12	<0.000001	12	<0.000001	12	
	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	12	<0.000001	12	<0.000001	12	<0.000001	12	
	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005	4							
	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	4							
	有機物質(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1.8	4	0.7	12	0.7	12	0.7	12	
	pH値	5.8以上8.6以下	7.4	12	7.4	12	7.4	12	7.4	12	
味	異常でないこと			異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12		
臭気	異常でないこと	藻	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12		
色度	5度以下	7	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5	12		
濁度	2度以下	5.4	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12		

武庫川取水場				鳴尾浄水場									
浅井戸1号		浅井戸2号		浅井戸1号		浅井戸2号		深井戸3号		深井戸4号		小松北町2丁目	
原水・浅井戸		原水・浅井戸		原水・浅井戸		原水・浅井戸		原水・深井戸		原水・深井戸		給水栓水	
平均值	回数	平均值	回数	平均值	回数	平均值	回数	平均值	回数	平均值	回数	平均值	回数
1	11	1	12	3	12	1	12	0	6	0	6	0	12
不検出	11	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	6	不検出	6	不検出	12
<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003	4
<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2		
<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	4
<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	4
<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	0.001	2	<0.001	4
<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	4
<0.004	11	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	6	<0.004	6	<0.004	12
<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	4
0.64	11	0.58	12	0.39	12	0.46	12	<0.02	6	<0.02	6	0.36	12
0.56	11	0.56	12	0.40	12	0.40	12	0.25	6	0.27	6	0.35	12
0.12	2	0.10	2	0.12	2	0.12	2	0.10	2	0.05	2	0.09	4
<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002	4
<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2		
<0.004	2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004	4
<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	4
<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	4
<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	4
<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	4
<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	4
												0.07	12
												<0.002	4
												0.002	4
												<0.003	4
												0.004	4
												<0.001	4
												0.010	4
												<0.003	4
												0.003	4
												0.002	4
												<0.008	4
<0.1	2	<0.1	2	<0.1	2	<0.1	2	<0.1	2	<0.1	2	<0.1	4
<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	0.02	2	0.10	2	<0.01	4
<0.01	11	0.02	12	0.13	12	0.13	12	6.0	6	7.2	6	<0.01	4
<0.1	2	<0.1	2	<0.1	2	<0.1	2	<0.1	2	<0.1	2	<0.1	4
25.4	11	23.2	12	26.4	12	26.5	12	25.6	6	32.4	6	27.7	4
0.008	11	0.005	12	0.016	12	0.006	12	0.40	6	0.37	6	<0.001	4
30.8	11	26.9	12	35.6	12	36.2	12	29.8	6	45.6	6	38.4	12
71	2	69	2	76	2	75	2	64	2	61	2	61	4
167	2	149	2	184	2	192	2	188	2	204	2	172	4
<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2		
<0.000001	1	<0.000001	1	<0.000001	1	<0.000001	1	<0.000001	1	<0.000001	1	<0.000001	1
<0.000001	1	<0.000001	1	<0.000001	1	<0.000001	1	<0.000001	1	<0.000001	1	<0.000001	1
<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2		
<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2		
0.5	2	0.4	2	0.6	2	0.6	2	0.6	2	0.6	2	0.4	12
7.2	11	7.2	12	7.2	12	7.2	12	7.0	6	7.0	6	7.2	12
												異常なし	12
なし	11	なし	12	なし	12	なし	12	金気・腐卵	6	金気・腐卵	6	異常なし	12
<0.5	11	<0.5	12	2	12	2	12	29	6	22	6	<0.5	12
<0.1	11	<0.1	12	0.2	12	0.2	12	1.4	6	4.8	6	<0.1	12

水質基準項目 (51項目)		浄水場系		越水浄水場				阪神水道企業団受水			
		採水場所		北山配水所		甲陽園日之出町		室川町		苦楽園五番町	
		種別		給水栓水		給水栓水		給水栓水		給水栓水	
項目		基準値	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	
健康に関する項目	一般細菌	100個/mL以下	0	12	0	12	0	12	0	12	
	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下							<0.00005	4	
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	
	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.96	12	0.96	12	0.98	12	0.95	12	
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	
	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.02	4	<0.02	4	<0.02	4	<0.02	4	
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下							<0.005	4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	12	<0.06	12	<0.06	12	<0.06	12	
	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	
	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.007	4	0.005	4	0.005	4	0.006	4	
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003	4	<0.003	4	<0.003	4	<0.003	4	
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.006	4	0.004	4	0.004	4	0.006	4	
	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	0.001	4	
	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.020	4	0.014	4	0.014	4	0.018	4	
	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003	4	<0.003	4	<0.003	4	<0.003	4	
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007	4	0.005	4	0.005	4	0.006	4	
	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4		
生活利用上の障害に関する項目	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1	4	<0.1	4	<0.1	4	<0.1	4	
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.03	4	0.02	4	0.02	4	0.03	12	
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	12	
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1	4	<0.1	4	<0.1	4	<0.1	4	
	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	14.7	4	15.0	4	15.0	4	14.6	4	
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	12	
	塩化物イオン	200mg/L以下	12.9	12	12.3	12	12.4	12	12.6	12	
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	38	4	34	4	36	4	36	4	
	蒸発残留物	500mg/L以下	107	4	102	4	103	4	99	4	
	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下							<0.02	4	
	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001	12	<0.000001	12	<0.000001	12	<0.000001	12	
	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	12	<0.000001	12	<0.000001	12	<0.000001	12	
	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下							<0.005	4	
	フェノール類	0.005mg/L以下							<0.0005	4	
	有機物質(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.7	12	0.7	12	0.7	12	0.6	12	
	pH値	5.8以上8.6以下	7.6	12	7.5	12	7.5	12	7.6	12	
	味	異常でないこと	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	
臭気	異常でないこと	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12		
色度	5度以下	<0.5	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5	12		
濁度	2度以下	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12		



貯水池水質試験成績(平均値)

試験項目	貯水池名	丸山貯水池		
	単位	表層	中層	底層
気 温	℃	16.4	16.4	16.4
水 温	℃	16.6	16.0	14.7
透 明 度	m	2.3		
溶 存 酸 素	mg/L	9.8	8.9	7.6
p H 値		7.6	7.6	7.5
色 度	度	7	8	8
濁 度	度	3.0	4.4	5.0
浮 遊 物 質 (SS)	mg/L	2.0	2.2	3.2
フ ッ 素	mg/L	0.67	0.67	0.67
アンモニア態窒素	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02
亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004
硝酸態窒素	mg/L	0.21	0.22	0.26
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.21	0.22	0.26
*全 窒 素	mg/L	0.51	0.51	0.54
リン酸イオン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04
*全 リ ン	mg/L	0.01	0.01	0.01
過マンガン酸カリウム消費量	mg/L	6.9	6.7	6.4
C O D	mg/L	3.0	2.8	2.6
B O D	mg/L	0.7	0.4	0.3
T O C	mg/L	2.0	2.0	1.9
E 2 6 0		0.282	0.289	0.291
クロロフィル a	μg/L	3.6	2.3	1.5
総 鉄	mg/L	0.18	0.21	0.24
溶 存 鉄	mg/L	0.10	0.10	0.10
総 マ ン ガ ン	mg/L	0.067	0.073	0.091
溶 存 マ ン ガ ン	mg/L	0.036	0.036	0.058
電 気 伝 導 率	μS/cm	94	94	90
一 般 細 菌	個/mL	266	294	269
大 腸 菌 群	MPN/100mL	5,690	4,208	11,163
臭 気		藻	藻	藻
臭 気 強 度	TON	38	37	35
藍 藻 類	n/mL	1	0	1
珪 藻 類	n/mL	317	131	62
緑 藻 類	n/mL	61	119	48
鞭 毛 藻 類	n/mL	202	118	68
総 生 物 数	n/mL	592	382	178
2 - M I B	mg/L	<0.000001	<0.000001	<0.000001
ジ ェ オ ス ミ ン	mg/L	0.000004	0.000003	0.000001
ア ル カ リ 度	mg/L	30.2	30.2	30.2
大 腸 菌	MPN/100mL	3.0	18	3.0
試 験 回 数	回	12	12	12

注:\*は試験回数 4回/年

## 2 配水管維持管理

### (1) 配水管関係漏水修繕

(単位:件)

項 目		令和3年									4年			小計	計				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
鉄製管路	有料	管 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		付属物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無料	管 類	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		付属物	0	1	1	0	2	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	10	
		その他	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	
非鉄製管路	有料	管 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		付属物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無料	管 類	2	4	2	0	3	3	1	6	6	1	8	4	40	4	4	40	
		付属物	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	5	0	3	5	
		その他	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	1	5	0	1	5	
幹線管路	有料	管 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		付属物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無料	管 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		付属物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ボックス類	有料	修 理	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	8
		その他	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	3	
	無料	修 理	4	4	12	8	6	16	10	8	11	8	18	7	112	7	7	112	
		その他	23	30	25	30	28	24	23	29	32	30	32	28	334	28	28	334	
計		36	40	41	40	41	50	37	45	50	39	58	44	521	44	44	521		

## (2)漏水防止対策事業

昭和58年度から実施した漏水防止対策事業(業者委託により管路音聴調査、リークブーンテスト及びリークノイズコレクター(波形相関調査)を併用)の令和3年度までの結果は次のとおり。

年度	工 区	実施時期	調査対象配水管 (km)	漏水発見件数 (件)	推定防止水量 (m <sup>3</sup> /日)
昭和58 ～平成 10	平成9年度は未実施		6,441	8,183	37,495
11			406	502	1,591
12			259	157	708
13			359	225	482
14			471	238	1,068
15			231	101	368
16			346	193	569
17			434	252	814
18			231	175	517
19			346	196	882
20			434	211	841
21			332	255	924
22			368	318	1,461
23			311	155	685
24			332	214	910
25			390	324	1,192
26			313	186	832
27			422	226	749
28			422	317	856
29			364	148	316
30	丸山西部系	30.5.28～ 31.3.15	128	33	80
	阪水越木岩系		33	20	50
	甲陽配水所系		7	5	3
	阪水西部対策系		66	42	107
	越水浄水場系		112	84	292
	越水・阪水系		71	26	71
	北山浄水場系VP管路		3	2	48
	阪水上ヶ原系VP管路		6	2	32
	東部水系VP管路		13	5	20
	阪水越木岩系VP管路		29	6	25
	東部・阪水系VP管路		17	10	176
計		485	235	904	
令和 元	丸山赤坂系	1.6.26～ 2.3.13	144	25	46
	丸山西部系VP配管		4	0	0
	阪水越木岩系		145	54	171
	東部・阪水系		120	60	192
	甲子園配水所系		9	3	2
	阪水越木岩系VP管路		4	0	0
	甲陽配水所系VP管路		1	0	0
	阪水西部対策系VP管路		4	1	1
	越水浄水場系VP管路		9	3	15
	越水・阪水系VP管路		6	1	1
計		446	147	428	
2	丸山赤坂系VP管路	2.5.16～ 3.3.12	2	1	0
	北山浄水場系		62	29	115
	阪水上ヶ原系		57	47	59
	東部水系		203	115	242
	阪水越木岩系VP管路		29	13	118
	東部・阪水系VP管路		16	12	47
	甲子園配水所系VP管路		1	0	0
その他	-	5	79		
計		370	222	660	
3	丸山西部系	3.6.17～ 4.3.11	128	33	33
	丸山赤坂系VP管路		4	3	17
	阪水越木岩系		34	7	9
	甲陽配水所系		7	8	14
	阪水西部対策系		68	39	414
	越水浄水場系		113	38	90
	越水・阪水系		71	27	89
	北山浄水場系VP管路		3	2	36
	阪水上ヶ原系VP管路		5	3	22
	東部水系VP管路		13	6	31
	阪水越木岩系VP管路		26	11	121
東部・阪水系VP管路	15	9	78		
計		487	186	954	
合 計			15,000	13,366	56,206

(ア) 漏水原因別状況

年度		平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
項目		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
漏水原因	パッキン	19	12.8	16	8.6	3	2.4	118	53.1	85	45.7
	亀裂	47	31.8	49	26.2	20	16.0	42	18.9	32	17.2
	抜け	0	—	1	0.5	0	—	4	1.8	11	5.9
	折損	2	1.4	0	—	1	0.8	0	—	2	1.1
	穴あき	12	8.1	27	14.4	24	19.2	25	11.3	25	13.4
	その他	68	45.9	94	50.3	77	61.6	33	14.9	31	16.7
合計		148	100.0	187	100.0	125	100.0	222	100.0	186	100.0

※令和2年度より漏水原因「その他」の内容を見直しました。

(イ) 漏水箇所別状況

年度		平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
項目		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
配水管 の 附属 施設 及び 小計	配水管	25	16.9	7	3.8	0	—	5	2.2	10	5.4
	仕切弁	0	—	1	0.5	1	0.8	0	—	0	—
	その他	0	—	3	1.6	2	1.6	3	1.4	5	2.7
	小計	25	16.9	11	5.9	3	2.4	8	3.6	15	8.1
給水管 の 装置 及び 小計	分水栓	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	給水管	43	29.1	71	38.0	46	36.8	87	39.2	77	41.4
	止水栓	43	29.1	79	42.2	48	38.4	98	44.1	63	33.9
	メーター	18	12.2	23	12.3	18	14.4	11	5.0	27	14.5
	宅内	4	2.7	0	—	0	—	0	—	1	0.5
	その他	15	10.0	3	1.6	10	8.0	18	8.1	3	1.6
	小計	123	83.1	176	94.1	122	97.6	214	96.4	171	91.9
合計		148	100.0	187	100.0	125	100.0	222	100.0	186	100.0



### 3 給水装置工事・メーター

#### (1) 給水装置工事施工

(単位:件)

項 目		令和3年									4年			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新 設		36	128	100	140	126	169	66	182	151	155	10	460	1,723
改 造	増 設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	改 良	2	3	1	7	2	6	6	8	7	3	0	30	75
	変 更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
撤 去		0	1	0	1	1	1	0	2	1	1	0	3	11
計		38	132	101	148	129	176	72	192	159	159	10	493	1,809

注:施工はすべて工事店である。

#### (2) 給水装置修繕施工

(単位:件)

項 目		令和3年									4年			小計	計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
メーター内	有料	管 類	14	21	16	14	17	19	19	26	13	22	17	21	219	247
		付 属 物	2	0	0	0	1	0	0	1	3	3	1	2	13	
		そ の 他	0	0	1	1	1	1	1	2	3	2	1	2	15	
	無料	管 類	5	3	3	3	6	3	5	1	3	2	0	2	36	
		付 属 物	3	4	4	3	8	3	6	10	6	5	8	3	63	
		そ の 他	69	58	58	58	76	95	85	78	74	77	91	73	892	
メーター外 (敷地内)	有料	管 類	9	4	6	5	6	5	8	16	13	10	13	11	106	118
		付 属 物	0	0	0	0	0	2	1	1	1	2	0	1	8	
		そ の 他	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4	
	無料	管 類	11	18	15	10	8	5	16	12	15	6	10	8	134	
		付 属 物	23	17	14	20	14	16	21	24	25	24	14	17	229	
		そ の 他	10	7	5	5	7	6	11	15	11	9	9	10	105	
メーター外 (道路面)	有料	管 類	3	8	3	4	4	2	3	2	6	8	4	6	53	59
		付 属 物	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	4	
		そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
	無料	管 類	17	13	25	21	21	18	15	22	20	30	13	22	237	
		付 属 物	2	1	6	0	3	3	1	1	3	2	3	3	28	
		そ の 他	1	0	1	1	0	2	2	0	3	7	2	0	19	
計		169	157	157	146	172	180	195	213	199	209	187	183	2,167	2,167	

(3) メーター配備・メーター修繕

(単位:件)

項目	配備個数					修繕 個数
	設置数			在庫	総数	
	令和2年度末	令和3年度中の 増減	令和3年度末			
口径 mm						
13	25,879	△ 400	25,479	687	<b>26,166</b>	3,695
20	120,197	4,040	124,237	3,973	<b>128,210</b>	14,000
25	9,858	43	9,901	243	<b>10,144</b>	2,050
30	2,485	△ 12	2,473	78	<b>2,551</b>	526
40	1,988	△ 20	1,968	64	<b>2,032</b>	305
50	924	11	935	37	<b>972</b>	157
75	549	△ 4	545	28	<b>573</b>	118
100	149	△ 2	147	13	<b>160</b>	32
150	38	0	38	2	<b>40</b>	0
200	14	0	14	4	<b>18</b>	0
250	1	0	1	0	<b>1</b>	0
300	0	0	0	0	<b>0</b>	0
<b>計</b>	<b>162,082</b>	<b>3,656</b>	<b>165,738</b>	<b>5,129</b>	<b>170,867</b>	<b>20,883</b>

注:施工はすべて工事店である。

(4) メーター取付・取外作業

(単位:件)

項目	取 外							取 付					総 作 業 個 数
	取 替 取 外			一 般 取 外			計	取 替 取 付	一 般 取 付			計	
	検 定	故 障	そ の 他	閉 栓	撤 去	そ の 他			既 設	新 設	そ の 他		
口径 mm													
13	4,431	3	0	559	10	32	<b>5,035</b>	4,434	148	84	9	<b>4,675</b>	<b>9,710</b>
20	12,676	9	0	529	9	14	<b>13,237</b>	12,685	330	3,660	35	<b>16,710</b>	<b>29,947</b>
25	1,718	3	0	92	0	7	<b>1,820</b>	1,721	50	93	15	<b>1,879</b>	<b>3,699</b>
30	265	0	0	21	0	3	<b>289</b>	265	10	8	1	<b>284</b>	<b>573</b>
40	309	2	0	35	0	5	<b>351</b>	311	9	15	6	<b>341</b>	<b>692</b>
50	178	0	0	5	0	2	<b>185</b>	178	0	13	8	<b>199</b>	<b>384</b>
75	131	1	0	5	0	1	<b>138</b>	132	1	2	0	<b>135</b>	<b>273</b>
100	24	0	0	1	0	0	<b>25</b>	24	0	0	0	<b>24</b>	<b>49</b>
150	5	0	0	0	0	0	<b>5</b>	5	0	0	0	<b>5</b>	<b>10</b>
200	2	0	0	0	0	0	<b>2</b>	2	0	0	0	<b>2</b>	<b>4</b>
250	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	<b>0</b>
300	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>	0	0	0	0	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>計</b>	<b>19,739</b>	<b>18</b>	<b>0</b>	<b>1,247</b>	<b>19</b>	<b>64</b>	<b>21,087</b>	<b>19,757</b>	<b>548</b>	<b>3,875</b>	<b>74</b>	<b>24,254</b>	<b>45,341</b>

## 4 業 務

### (1) 給水装置数及び戸数

項 目		令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年			年度末 増減	
		3月										1月	2月	3月		
一	家事用	給水装置(個)	112,224	112,424	112,560	112,672	112,833	112,822	112,960	113,139	113,103	113,226	113,303	113,533	113,885	1,661
		戸 数 (戸)	232,923	233,141	233,245	233,280	233,441	233,325	233,453	233,780	233,552	233,682	233,701	234,009	234,663	1,740
般	公共用	給水装置(個)	2,016	2,042	2,042	2,045	2,042	2,048	2,043	2,045	2,029	2,030	2,031	2,032	2,044	28
		戸 数 (戸)	2,051	2,077	2,079	2,082	2,079	2,085	2,080	2,082	2,066	2,067	2,068	2,069	2,081	30
用	事業用	給水装置(個)	2,273	2,273	2,262	2,253	2,250	2,245	2,241	2,237	2,237	2,234	2,232	2,234	2,233	△ 40
		戸 数 (戸)	2,296	2,296	2,285	2,277	2,274	2,269	2,265	2,261	2,261	2,258	2,256	2,258	2,257	△ 39
特 殊 用		給水装置(個)	651	679	703	717	717	716	717	742	780	753	770	756	696	45
		戸 数 (戸)	651	679	703	717	717	716	717	742	779	753	771	756	696	45
公衆浴場用		給水装置(個)	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	△ 1
		戸 数 (戸)	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	△ 1
合 計		給水装置(個)	117,174	117,427	117,576	117,696	117,851	117,840	117,970	118,172	118,158	118,252	118,345	118,564	118,867	1,693
		戸 数 (戸)	237,931	238,202	238,321	238,365	238,520	238,404	238,524	238,874	238,667	238,769	238,805	239,101	239,706	1,775

(2) 用途別使用水量・水道料金調定額

(水道料金調定額は税込)

区 分		令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	計	水道料金 調定額
		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	円
一 般 用	家事用	3,655,495	3,968,048	3,706,849	3,396,656	3,784,005	3,706,614	3,620,008	3,696,319	3,645,916	3,891,888	3,822,076	3,420,747	44,314,621	7,259,312,372
	公共用	233,202	279,375	247,330	277,291	286,040	314,950	264,215	309,129	253,744	286,028	238,947	246,021	3,236,272	1,197,664,774
	事業用	262,561	236,930	237,010	220,159	264,029	260,207	236,906	254,461	271,032	249,657	248,266	205,274	2,946,492	1,054,035,389
	小計	4,151,258	4,484,353	4,191,189	3,894,106	4,334,074	4,281,771	4,121,129	4,259,909	4,170,692	4,427,573	4,309,289	3,872,042	50,497,385	9,511,012,535
特 殊 用		14,834	38,476	15,321	37,042	18,051	46,356	13,987	47,031	14,996	51,985	14,551	45,608	358,238	136,573,565
公衆浴場用		3,899	7,760	4,600	6,890	4,770	7,365	3,972	7,716	4,373	8,098	4,638	7,572	71,653	7,700,217
特別給水		541	0	0	0	0	3	0	106	332	84	0	416	1,482	1,141,140
分 水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		19,274	46,236	19,921	43,932	22,821	53,724	17,959	54,853	19,701	60,167	19,189	53,596	431,373	145,414,922
合 計		4,170,532	4,530,589	4,211,110	3,938,038	4,356,895	4,335,495	4,139,088	4,314,762	4,190,393	4,487,740	4,328,478	3,925,638	50,928,758	9,656,427,457

## (3) 有効・無効水量

(単位 水量:m<sup>3</sup>、比率:%)

項目			配水量	有効水量										無効水量			
				有収水量	無収水量									計	認定減水量	漏水量 その他	計
					業務用	消火用	工事用	修繕用	排濁用	メーター 不感	特別 給水	タンク 給水	計				
令和 元年度	南	水量	48,817,640	45,791,304	5,384	3,277	50,171	61,626	256,352	935,813	0	102	1,312,725	47,104,029	63,523	1,650,088	1,713,611
	部	比率	100.00	93.80	0.01	0.01	0.10	0.13	0.53	1.92	—	0.00	2.69	96.49	0.13	3.38	3.51
	北	水量	4,837,401	4,467,615	24,494	1,536	2,669	22,018	208,521	91,323	0	0	350,561	4,818,176	7,161	12,064	19,225
	部	比率	100.00	92.36	0.51	0.03	0.06	0.46	4.31	1.89	—	—	7.25	99.60	0.15	0.25	0.40
	全	水量	53,655,041	50,258,919	29,878	4,813	52,840	83,644	464,873	1,027,136	0	102	1,663,286	51,922,205	70,684	1,662,152	1,732,836
市	比率	100.00	93.67	0.06	0.01	0.10	0.16	0.87	1.91	—	0.00	3.10	96.77	0.13	3.10	3.23	
2 年度	南	水量	49,432,240	46,843,274	7,661	2,966	47,324	69,108	215,047	958,145	0	34	1,300,285	48,143,559	105,800	1,182,881	1,288,681
	部	比率	100.00	94.76	0.02	0.01	0.10	0.14	0.44	1.94	—	0.00	2.63	97.39	0.21	2.39	2.61
	北	水量	4,965,229	4,550,854	24,221	788	356	10,339	213,595	93,262	0	0	342,561	4,893,415	18,935	52,879	71,814
	部	比率	100.00	91.65	0.49	0.02	0.01	0.21	4.30	1.88	—	—	6.90	98.55	0.38	1.06	1.45
	全	水量	54,397,469	51,394,128	31,882	3,754	47,680	79,447	428,642	1,051,407	0	34	1,642,846	53,036,974	124,735	1,235,760	1,360,495
市	比率	100.00	94.48	0.06	0.01	0.09	0.15	0.79	1.93	—	0.00	3.02	97.50	0.23	2.27	2.50	
3 年度	南	水量	48,878,990	46,455,732	6,034	2,622	13,714	52,645	177,939	949,624	0	25	1,202,603	47,658,335	75,776	1,144,879	1,220,655
	部	比率	100.00	95.04	0.01	0.01	0.03	0.11	0.36	1.94	—	0.00	2.46	97.50	0.16	2.34	2.50
	北	水量	4,935,352	4,473,026	30,099	1,910	1,306	9,025	212,560	91,644	0	0	346,544	4,819,570	17,456	98,326	115,782
	部	比率	100.00	90.63	0.61	0.04	0.03	0.18	4.31	1.86	—	—	7.02	97.65	0.35	1.99	2.35
	全	水量	53,814,342	50,928,758	36,133	4,532	15,020	61,670	390,499	1,041,268	0	25	1,549,147	52,477,905	93,232	1,243,205	1,336,437
市	比率	100.00	94.64	0.07	0.01	0.03	0.11	0.73	1.93	—	0.00	2.88	97.52	0.17	2.31	2.48	



## (6) 受付事務取扱状況

(単位:件)

項目	令和 2年度	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	令和 3年度計	増減
給水装置工事申込	1,829	200	158	196	154	134	133	174	172	161	155	152	115	<b>1,904</b>	75
給水装置施工承認	1,842	163	152	171	185	128	140	155	164	150	147	151	173	<b>1,879</b>	37
給水装置設計審査願	1,670	166	169	169	144	133	124	127	171	134	152	142	122	<b>1,753</b>	83
消火栓・火災使用届	879	51	84	77	69	69	113	135	74	67	41	15	17	<b>812</b>	△67
メーター破損亡失届	12	1	1	0	2	0	0	0	5	0	0	1	0	<b>10</b>	△2
使用開始届	29,839	3,055	2,373	2,264	2,163	1,993	2,451	2,293	2,393	2,510	2,274	2,996	4,821	<b>31,586</b>	1,747
使用中止届	24,839	2,251	1,991	1,939	1,883	1,849	1,977	2,051	1,979	2,008	2,083	2,307	3,398	<b>25,716</b>	877
直圧増圧給水管変更届	209	29	12	34	13	19	14	19	35	25	21	27	15	<b>263</b>	54
用途変更届	1,296	115	107	118	103	117	105	143	100	119	91	105	163	<b>1,386</b>	90
戸数計算適用届	96	14	2	7	14	8	9	7	7	10	5	6	12	<b>101</b>	5
計	<b>62,511</b>	<b>6,045</b>	<b>5,049</b>	<b>4,975</b>	<b>4,730</b>	<b>4,450</b>	<b>5,066</b>	<b>5,104</b>	<b>5,100</b>	<b>5,184</b>	<b>4,969</b>	<b>5,902</b>	<b>8,836</b>	<b>65,410</b>	<b>2,899</b>

(7) 水道料金表

注: 下記で算定した料金に消費税が加算されます。

水道料金1ヶ月につき

(平成28年8月1日実施)

基本料金 (1ヶ月につき)	メーター口径	料金
	13 <sup>mm</sup>	835 <sup>円</sup>
	20	955
	25	1,365
	30	3,350
	40	6,700
	50	13,500
	75	33,800
	100	51,000
	150	112,000
200	173,000	
250以上	管理者が別に定める額	

従量料 (1 <sup>m<sup>3</sup></sup> につき)	用途	使用水量	メーター口径	料金	
	一般用	10 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以下の部分		25mm以下	14 <sup>円</sup>
				30mm以上	155
		10 <sup>m<sup>3</sup></sup> を超え20 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以下の部分			155
		20 <sup>m<sup>3</sup></sup> を超え30 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以下の部分			179
	30 <sup>m<sup>3</sup></sup> を超え100 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以下の部分			258	
	100 <sup>m<sup>3</sup></sup> を超える部分			320	
	特殊用	10 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以下の部分		25mm以下	14
				30mm以上	320
		10 <sup>m<sup>3</sup></sup> を超える部分			320
公衆浴場用	10 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以下の部分		25mm以下	14	
			30mm以上	83	
	10 <sup>m<sup>3</sup></sup> を超える部分			83	

特別給水	1 <sup>m<sup>3</sup></sup> につき	700 <sup>円</sup>
------	--------------------------------	------------------

<計算例> 一般用、メーター口径20mm、1ヶ月25<sup>m<sup>3</sup></sup>ご使用の場合

	水量	単価	数量	
基本料金		955		955 円
従量料金	1 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~10 <sup>m<sup>3</sup></sup>	14	× 10 =	140 円
	11 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~20 <sup>m<sup>3</sup></sup>	155	× 10 =	1,550 円
	21 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~30 <sup>m<sup>3</sup></sup>	179	× 5 =	895 円
			小計	3,540 円
			消費税相当分10%	354 円
			合計	<u>3,894 円</u>



(8) 水道料金の変遷

用途		実施年月		大正12年12月		大正14年4月		大正15年10月		昭和18年6月		昭和19年4月	
		水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金		
家事用 (専用せん)	基本	10	70 銭	〃		〃		〃		10	70 銭	〃	
	超過	1	6 銭	〃		〃		〃		1	6 銭	〃	
家事用 (共用せん)	基本	7	35 銭	〃		〃		〃		7	35 銭	〃	
	超過	1	4銭5 厘	〃		〃		〃		1	4銭5 厘	〃	
湯屋営業用	基本	80	3 円	〃		〃		〃		80	3 円	〃	
	超過	1	3銭5 厘	〃		〃		〃		1	3銭5 厘	〃	
営業用	基本	20	1円20 銭	〃		〃		〃		20	1円20 銭	〃	
	超過	~100 101~	6 銭 5 銭	〃		〃		〃		1	8 銭	〃	
官公署・学校・ 病院・会社・工 場用	基本	20	1円20 銭	〃		〃		〃		20	1円20 銭	〃	
	超過	1	6 銭	〃		〃		〃		1	6 銭	〃	
庭園・噴水工事 その他臨時用	基本	7	1円60 銭	〃		〃		〃		7	1円60 銭	〃	
	超過	1	20 銭	〃		〃		〃		1	20 銭	〃	
備考		・大正12年7月24日 一部給水開始		・量水器使用料 徴収開始		・量水器使用料 徴収廃止		・量水器使用料 徴収再開		・創設以来初めて の料金改定			

注:表の数値は全て1ヶ月のもの。

(単位 水量:m<sup>3</sup>)

昭和20年4月		昭和21年2月		昭和21年10月		昭和22年10月		昭和23年7月		昭和23年8月	
水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
8	70 銭	8	3 円	10	10 円	10	25 円	10	40 円	10	50 円
1	8 銭	1	30 銭	1	1 円	1	3 円	1	5 円	1	6 円
7	35 銭	7	1円50 銭	7	5 円	7	10 円	7	20 円	7	30 円
1	6 銭	1	20 銭	1	70 銭	1	2 円	1	4 円	1	5 円
80	3 円	80	15 円	80	40 円	80	100 円	80	280 円	80	400 円
1	4 銭	1	15 銭	1	50 銭	1	2 円	1	4 円	1	5 円
20	1円20 銭	20	6 円	20	20 円	20	60 円	20	120 円	20	160 円
1	8 銭	1	35 銭	1	1 円	1	3 円	1	8 円	1	9 円
20	1円20 銭	20	5 円	20	20 円	20	40 円	20	120 円	20	100 円
1	8 銭	1	30 銭	1	1 円	1	2 円	1	5 円	1	6 円
7	1円60 銭	7	10 円	7	20 円	7	50 円	7	280 円	7	350 円
1	30 銭	1	2 円	1	3 円	1	8 円	1	40 円	1	60 円
		・量水器使用料徴収廃止		・昭和21年10月～昭和27年7月戦後物価統制下							

用途		実施年月		昭和24年7月		昭和27年1月		昭和32年4月		昭和33年4月	
		水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金		
家事用 (専用せん)	基本	10	70 円	10	90 円	10	100 円	10	120 円		
	超過	1	8 円	1	10 円	1	12 円	1	15 円		
家事用 (共用せん)	基本	7	35 円	7	45 円	7	50 円	7	60 円		
	超過	1	6 円	1	8 円	1	9円50 銭	1	11 円		
湯屋営業用	基本	80	480 円	80	640 円	80	720 円	100	1,080 円		
	超過	1	6 円	1	8 円	1	9円50 銭	1	11 円		
営業用	基本	20	200 円	20	260 円	20	300 円	20	380 円		
	超過	1	12 円	1	15 円	1	18 円	1	23 円		
官公署・学校・ 病院・会社・工 場用	基本	20	140 円	20	180 円	20	200 円	20	240 円		
	超過	1	8 円	1	10 円	1	12 円	1	15 円		
庭園・噴水工事 その他臨時用	基本	7	400 円	7	420 円	7	490 円	7	560 円		
	超過	1	60 円	1	65 円	1	75 円	1	80 円		
備考							・平均改定率16.7%		・平均改定率21.8%		・量水器使用料徴収再開

注:表の数値は全て1ヶ月のもの。

(単位 水量:m<sup>3</sup>)

用途		昭和40年4月	
		水量	料金
一般用	基本	8 10	130 円 165 円
	超過	11~60 61~	22 円 25 円
公衆浴場用	基本	10	165 円
	超過	11~60 61~	15 円 16 円
特殊用 第1種	基本	10	165 円
	超過	11~60 61~	35 円 38 円
特殊用 第2種		1	100 円
共用	基本	7	70 円
	超過	1	15 円
備考		・平均改定率45.6%	

用途		昭和43年4月	
		水量	料金
一般用	基本	8 10	130 円 165 円
		11~40 41~110 111~	27 円 32 円 38 円
	超過		
公衆浴場用	基本	10	165 円
	超過	1	18 円
特殊用	基本	10	165 円
		11~40 41~110 111~	46 円 50 円 55 円
	超過		
特別給水		1	150 円
共用家事用		1戸につき7	70 円
		1	15 円
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均改定率25.4%</li> <li>・最低使用水量制(責任水量制)の導入</li> <li>メーター口径</li> <li>25mm以下 基本水量と同じ</li> <li>30mm以上50mm以下 30m<sup>3</sup></li> <li>75mm以上125mm以下 80m<sup>3</sup></li> <li>150mm以上 150m<sup>3</sup></li> </ul>	

メーター口径		実施年月		昭和51年4月	昭和56年4月	昭和59年4月	平成2年4月	平成6年7月
		基本料金		基本料金	基本料金	基本料金	基本料金	基本料金
13mm	基本水量 10m <sup>3</sup>			260	500	600	720	830
20mm				280	550	660	790	930
25mm				350	700	950	1,100	1,290
30mm			480	900	1,500	2,000	2,500	
40mm			1,100	2,000	3,000	4,000	5,000	
50mm			2,100	4,000	6,000	8,000	10,000	
75mm			5,300	10,000	15,000	20,000	25,000	
100mm			7,900	15,000	22,000	30,000	38,000	
150mm			17,500	33,000	50,000	65,000	83,000	
200mm			26,000	50,000	75,000	100,000	128,000	
250mm			—	100,000	148,000	200,000	256,000	
300mm			—	150,000	221,000	300,000	390,000	
用途	使用水量		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)
一般用	1～20	メーター口径25mm以下は10m <sup>3</sup> を超える分	50	80	95	110	129	
		21～ 30	55	95	110	125	147	
	31～ 40	60	110	130	155	183		
	41～ 50	65	120	140	170	203		
	51～ 100	70	130	155	190	228		
	101～ 200	80	140	165	200	243		
	201～ 500	80	145	170	210	256		
	501～ 1000	80	150	180	220	271		
	1001～	80	155	185	230	284		
特殊用	1～200	メーター口径25mm以下は10m <sup>3</sup> を超える分	80	145	170	210	256	
		201～	80	155	185	230	284	
公衆浴場用	1～	メーター口径25mm以下は10m <sup>3</sup> を超える分	28	50	55	65	76	
共用家事用	1～		20	35	40	45	52	
特別給水	1～		200	350	400	500	600	
備考			<ul style="list-style-type: none"> <li>平均改定率 89.8%</li> <li>最低使用水量制の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均改定率 77.7%</li> <li>量水器使用料徴収廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均改定率 19.3%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均改定率 19.9%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均改定率 19.4%</li> </ul>	

注:表の数値は全て1ヶ月のもの。

(税抜き 単位 水量: m<sup>3</sup>、料金: 円)

平成10年4月	実施年月		平成28年8月	
基本料金	メーター口径		基本料金	
920	13mm		835	
1,040	20mm		955	
1,450	25mm		1,365	
2,820	30mm		3,350	
5,650	40mm		6,700	
11,300	50mm		13,500	
28,300	75mm		33,800	
43,000	100mm		51,000	
94,000	150mm		112,000	
145,000	200mm		173,000	
290,000	250mm以上		管理者が別に定める額	
444,000				
従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	用途	使用水量	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
143	一般用	1～ 10	メーター口径 25mm以下	14
164			メーター口径 30mm以上	155
206		11～ 20		155
230		21～ 30		179
259		31～ 100		258
276		101～		320
291	特殊用	1～ 10	メーター口径 25mm以下	14
310			メーター口径 30mm以上	320
324		11～		320
291	公衆浴場用	1～ 10	メーター口径 25mm以下	14
324			メーター口径 30mm以上	83
83		11～		83
—	特別給水	1～		700
700				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均改定率 12.5%</li> <li>・共用家事用廃止</li> </ul>	備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均改定率 6.8%</li> <li>・基本水量制の 廃止</li> <li>・平成29年10月 日割計算制度を 導入</li> </ul>	



第 3 編

工業用水道事業





# I 沿革と経緯

## 1 事業の沿革

### (1) 事業の沿革

#### 工業用水道建設の経緯

西宮市南部の沿岸地域は、阪神工業地帯の一角に位置しており、地下水脈を同じくする隣接市とともに同地域における地盤沈下に悩まされていました。特に、昭和 32 年頃には海岸防潮堤の異常沈下が激しく、台風や集中豪雨時の浸水区域が拡大し、大きな社会問題として地盤沈下対策が重要な課題となりました。

本市の工業用水道は、地盤沈下対策として、その主原因である工場の過剰な地下水のくみ上げを規制し、それに代わる用水を確保して給水するために計画されました。

昭和 37 年 4 月に第 1 期事業に着手し、神戸市と共同で淀川を水源とした取水・導水施設を建設し、鯨池浄水場に日量 3 万 m<sup>3</sup>の給水能力を持つ処理施設を設けました。昭和 39 年 4 月には、南部一帯の工場へ給水を開始しました。

#### 第 2 期事業の推進

第 1 期事業着工後に工業用水法が改正され、くみ上げ規制の強化による既設井戸の強制転換に対応するために、昭和 37 年 5 月に第 2 期事業計画を立案し、38 年 4 月に着手しました。この水源も第 1 期事業と同じ淀川に求め、尼崎市・伊丹市と 3 市共同で取水・導水施設を建設し、中新田浄水場に日量 5 万 m<sup>3</sup>の処理施設を設け、昭和 43 年 1 月から給水を開始しました。

この事業の完成により、本市の工業用水道事業の給水施設能力は日量 8 万 m<sup>3</sup>となり、地下水から工業用水道への転換が促進された結果、地下水のくみ上げ量は著しく減少しました。地盤沈下量は、昭和 37 年の 17cm を境に減少傾向をたどり、50 年以降はほぼ停止状態となり、工業用水道の目的を達成しています。

#### 給水状況

昭和 39 年に阪急電鉄神戸線以南が工場等の制限指定区域となり、工場の新設や規模の拡大が難しくなり、47 年には工業再配置促進法による移転促進地域に指定されました。

さらに、オイルショック以降の社会経済情勢の変化は、工場の規模の縮小や市外移転による用水型企業の減少と、工業用水の積極的な再利用等の合理化や減量経営が進み、工業用水の使用量は昭和 48 年度をピークに漸減の傾向をたどってきました。

このように需要量の減少が予測されたため、琵琶湖開発事業の平成 3 年度末での概ねの完成を機に、日量 3 万 m<sup>3</sup>の第 1 期施設を上水道に譲渡し、琵琶湖開発事業の予定配分水量 0.428 m<sup>3</sup>/秒のうち 0.136 m<sup>3</sup>/秒の水量を上水道に転用しました。同時に給水能力の変更を行い、平成 4 年 4 月から第 2

期施設（日量4万7,000 m<sup>3</sup>）のみで工業用水道事業を経営しています。

## 震災後の状況

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では工業用水道施設も大きな被害を受けましたが、8年3月には復旧工事が完成しました。平成8年4月からは第2期施設の改築事業（10カ年計画）に着手し、地震に強い施設造りを目指しています。

工業用水道の需要水量は、震災後も漸減傾向にあるため、平成11年4月から最低契約水量の引き下げを行い、新規給水事業所の拡大を図る等の経営改善に努めています。

平成17年3月1日からは、経営改善と良質で安定した工業用水供給を目的として、浄水場の運転・維持管理の包括的な委託を行っています。

また、平成20年8月には、今後の工業用水の一層効率的で安定した供給を行うため、機能診断等による現状分析・評価を行い、工業用水道施設のあるべき姿を検討し、それに向けてより効率的・合理的な整備を進めていくための基本計画である「西宮市工業用水道施設更新計画」の策定を行いました。

平成31年3月には、平成31年度から令和10年度までを対象とした「西宮市工業用水道事業経営戦略」を策定し、経営基盤のさらなる強化と徹底した経営の効率化を図っています。



## (2) 事業の経緯

年 月	事 項	備 考
昭和		
36. 2	第1期事業計画の立案に着手	地盤沈下対策として計画
37. 1	神戸市と工業用水道施設の共同設置を協定	
4	第1期事業を実施	
5	第2期事業計画の立案に着手	工業用水法改正に伴い、井戸による取水規制が強化される
11	本市のうち阪急電鉄神戸線以南の地域が、工業用水法の指定地域となる	
38. 3	尼崎、伊丹両市と工業用水道施設の共同設置を協定	
4	第2期事業を実施	
8	鯨池浄水場(第1期事業)建設を起工	
39. 3	鯨池浄水場(第1期事業)を完工	基本料金 5.50円/m <sup>3</sup> 給水能力 30,000m <sup>3</sup> /日
4	西宮市工業用水道事業給水条例制定・施行 第1期事業の一部給水を開始	
6	西宮市工業用水道給水協議会発足	
11	第1期事業共同施設が完成し、淀川を水源とする給水を開始	
40. 3	第1期事業が完成(給水能力 30,000m <sup>3</sup> /日) 長柄可動堰改築事業に伴う水利権が許可される	水利権量 0.057m <sup>3</sup> /秒
42. 3	中新田浄水場(第2期事業)建設を起工	
12	中新田浄水場(第2期事業)を完工	
43. 1	第2期事業の給水を開始(給水能力 50,000m <sup>3</sup> /日)	
4	西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正し、メーター使用料改定	給水能力 80,000m <sup>3</sup> /日 基準外井戸期限失効
44. 3	第2期事業が完成(給水能力 50,000m <sup>3</sup> /日)	
5	工業用井戸の基準外井戸は、工業用水法の転換猶予期限が切れ全面廃止となる	
45. 3	工業用水道経営健全化計画を策定し、通商産業大臣の承認を受ける	
4	西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正し、料金を改定	基本料金 1期 6.00円/m <sup>3</sup> 2期 5.50円/m <sup>3</sup>
12	工業用水道経営健全化計画について、自治大臣の確認を受ける	
46. 3	経営健全化対策として、未償還企業債のうち5億6,000万円の借換が許可される	
4	西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正し、料金を改定	基本料金 7.00円/m <sup>3</sup>
47. 1	長柄可動堰改築事業に伴う水利権が許可更新される	水利権量 0.057m <sup>3</sup> /秒
3	西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正し、県知事の要請する公害発生工場に対する給水停止等の措置をとる規定を定めた琵琶湖総合開発計画の立案に伴い、下流負担金に関する覚書が交換される	下流負担金総額150億円
6	琵琶湖総合開発特別措置法が制定される	予定配分水量 0.428m <sup>3</sup> /秒
12	琵琶湖総合開発計画が決定される	
48. 3	工業用水道経営健全化計画を変更する自治大臣の確認及び通商産業大臣の承認を受ける 例外許可井戸の猶予期限が切れ全面廃止	例外許可井戸失効
4	西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正し、料金を改定	基本料金 10.00円/m <sup>3</sup>
8	全国的異常渇水により、淀川初の取水制限(7月31日～11月5日)	
49. 2	長柄可動堰改築事業に伴う水利権が許可更新されるとともに、正蓮寺川利水事業に伴う水利権が許可される	長柄可動堰改築事業に伴う水利権量 0.153m <sup>3</sup> /秒 正蓮寺川利水事業に伴う水利権量 0.134m <sup>3</sup> /秒 計 0.287m <sup>3</sup> /秒
51. 3	石油危機に起因するインフレに伴い、再度工業用水道経営健全化計画を変更する自治大臣の確認及び通商産業大臣の承認を受ける	
4	西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正し、料金を改定	基本料金 25.00円/m <sup>3</sup>

年 月	事 項	備 考
52. 8	異常渇水により、淀川の取水制限実施(8月26日～1月7日)	
53. 9	異常渇水により、淀川の取水制限実施(9月 1日～2月9日)	
54. 3	工業用水道経営健全化計画(昭和45年度～昭和54年度)1年繰上げ完了	
57. 3	琵琶湖総合開発計画、琵琶湖総合開発特別措置法が10年間延長	
5	琵琶湖総合開発に伴う下流負担金について、上下流団体の協議が成立	下流負担金総額360億円
58. 8	長柄可動堰改築事業、正蓮寺川利水事業に伴う水利権が許可更新を受ける	水利権量 0.287m <sup>3</sup> /秒
59.10	異常渇水により、淀川の取水制限実施(10月 8日～3月12日)	第1次取水制限率12% 第2次取水制限率22%
61.10	異常渇水により、淀川の取水制限実施(10月 17日～2月 9日)	第1次取水制限率12% 第2次取水制限率22%
63. 3	淀川水系淀川等の水利使用(変更)に関する水利権が許可される	水利権量 0.673m <sup>3</sup> /秒
平成 4. 3	上水への工水転用に伴い事業変更及び財産処分が承認される	給水能力80,000m <sup>3</sup> /日を 47,000m <sup>3</sup> /日に変更 第1期事業の共同施設及び 単独施設を上水に転用
	琵琶湖開発事業に伴う淀川水系淀川等における水利使用(変更)に関する水利権が許可される	水利権量 0.579m <sup>3</sup> /秒
5. 4	西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正し、料金を改定	基本料金 35.20円/m <sup>3</sup> 特定料金 35.20円/m <sup>3</sup> 超過料金 70.40円/m <sup>3</sup>
6. 8	異常渇水により、淀川の取水制限実施(8月 22日～10月 4日)	第1次取水制限率10% 第2次取水制限率15% 第3次取水制限率20%
7. 1	阪神・淡路大震災により浄水場、配水管等が被災 (1月17日 午前5時46分 M7.3)	1月17日 全事業所断水 1月25日 一部事業所へ 試験送水開始
8. 3	災害復旧事業が完了	2月23日復旧完了
4	第2期施設の改築事業に着手(10ヶ年計画)	復旧事業費2億6,149万円
9. 3	琵琶湖総合開発事業が完成	
4	西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正し、メーター使用料を改定	総事業費 1兆9,073億円
11. 4	西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正し、給水の対象となる基本使用水量を改定	100m <sup>3</sup> /日以上→48m <sup>3</sup> /日以上
14. 3	淀川水系淀川等における水利権が許可更新(10年間)される	水利権量 0.579m <sup>3</sup> /秒
4	西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正し、料金を改定	基本料金 42円/m <sup>3</sup> 特定料金 42円/m <sup>3</sup> 超過料金 126円/m <sup>3</sup>
9	異常渇水により、淀川の取水制限実施(9月 30日～1月 8日)	第1次取水制限率10%
12	西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正し、給水(特定給水を含む)の開始・増量・廃止等時の使用者負担金を定める	給水条例第21条の2 給水条例施行規程第16条の2
17. 3	中新田浄水場包括委託の実施	
20. 8	西宮市工業用水道施設更新計画策定	
23. 2	工業用水道事業変更届出についての適合通知を経済産業大臣から受ける(六甲トンネル湧水及び中新田浄水場内浅井戸を水源として追加)	
24. 3	淀川水系淀川等における水利権が許可更新(10年間)される	水利権量 0.579m <sup>3</sup> /秒
31. 3	西宮市工業用水道事業経営戦略策定	

## 2 事業の拡張経過

事業区分	起工年月	完工年月	事業費 (千円)	基本計画		備考
				給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	給水区域	
第1期事業	昭和37.4	昭和40.3	926,344	30,000	阪急電鉄 神戸本線 以南	地盤沈下対策として実施
第2期事業	昭和38.4	昭和44.3	1,934,339	47,000		工業用水法の規制強化に伴う地盤沈下対策として実施

注1: 第1期事業は平成4年4月1日から上水に転用

注2: 第2期事業は平成4年4月1日から給水能力を50,000m<sup>3</sup>/日から47,000m<sup>3</sup>/日に縮小

## 3 累年比較

### (1) 給水事業所数及び給水施設数

年度	給水契約 事業所数	給水 事業所数	給水 施設数	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	年度	給水契約 事業所数	給水 事業所数	給水 施設数	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)
昭和 42	31	28	29	27,980	平成 8	54	54	55	46,532
43	33	30	38	38,080	9	55	55	56	46,386
44	35	34	48	48,760	10	55	55	56	43,506
45	35	34	48	58,880	11	54	54	55	42,526
46	34	33	47	59,310	12	55	55	56	41,922
47	32	32	45	59,210	13	55	55	56	38,240
48	32	30	43	65,610	14	53	53	54	35,892
49	30	28	40	65,350	15	50	50	51	34,776
50	28	28	40	61,530	16	50	50	51	34,914
51	28	27	37	58,000	17	50	50	51	34,914
52	25	24	33	57,000	18	53	53	53	35,238
53	25	24	33	55,600	19	53	53	53	35,226
54	25	25	34	55,290	20	52	52	52	34,998
55	26	26	35	55,670	21	52	52	52	35,118
56	26	26	35	53,950	22	51	51	51	35,562
57	26	26	35	53,150	23	51	51	51	35,562
58	28	28	37	55,290	24	50	50	51	26,118
59	27	27	35	50,620	25	49	49	50	26,088
60	49	49	57	51,310	26	49	49	50	25,642
61	50	50	58	52,310	27	50	50	51	25,684
62	50	50	58	52,170	28	51	51	52	25,974
63	50	50	58	52,170	29	51	51	52	26,209
平成 1	54	54	62	56,140	30	51	51	52	26,089
2	55	55	63	56,560	令和 1	53	53	54	26,257
3	54	54	62	56,560	2	51	51	52	20,912
4	54	54	57	47,000	<b>3</b>	<b>51</b>	<b>51</b>	<b>52</b>	<b>20,912</b>
5	54	54	55	46,930					
6	52	52	53	46,660					
7	53	53	54	45,970					

## (2) 配水量及び工業用水道料金収入

(メーター使用料を含む・税抜き)

年度	年間配水量 (m <sup>3</sup> )	一日配水量 (m <sup>3</sup> )			年間給水量 (m <sup>3</sup> )	有収率 (%)	決算額 (円)
		最大	最小	平均			
昭和							
42	8,255,360	29,750	8,270	22,556	7,309,640	88.5	61,877,842
43	9,111,895	33,140	8,380	24,964	8,637,300	94.8	77,449,597
44	10,745,745	40,560	7,000	29,440	9,944,402	92.5	97,843,747
45	12,256,220	44,260	11,350	33,579	11,953,407	97.5	128,273,096
46	13,586,955	46,730	10,000	37,123	12,986,137	95.6	157,515,284
47	14,879,020	50,660	14,930	40,964	14,341,720	96.4	163,246,016
48	15,275,880	51,880	13,650	41,852	14,801,170	96.9	254,899,420
49	13,077,530	44,740	8,300	35,829	12,716,247	97.2	255,640,600
50	11,725,620	41,630	7,800	32,037	11,388,308	97.1	238,411,720
51	10,399,900	36,630	5,180	28,493	10,133,149	97.4	549,480,650
52	9,956,620	35,510	5,370	27,278	9,690,039	97.3	528,234,750
53	10,017,965	35,250	6,650	27,446	9,724,545	97.1	512,263,800
54	10,369,850	34,000	9,640	28,332	10,327,843	99.6	510,310,000
55	9,320,170	33,190	5,930	25,535	9,277,273	99.5	511,476,550
56	9,126,995	33,830	3,635	25,005	8,943,372	98.0	495,606,900
57	7,839,220	27,690	3,760	21,477	7,630,266	97.3	488,163,950
58	8,915,830	39,590	4,660	24,360	8,685,646	97.4	510,232,950
59	9,266,180	40,730	8,510	25,387	9,021,045	97.4	485,349,100
60	9,817,610	52,030	6,110	26,898	9,541,701	97.2	471,799,200
61	11,074,910	51,600	9,110	30,342	10,751,763	97.1	493,658,650
62	12,329,980	57,790	12,040	33,688	12,038,158	97.6	524,736,050
63	12,178,190	56,320	14,900	33,365	11,893,136	97.7	522,867,350
平成							
1	12,789,760	56,240	13,560	35,040	12,420,515	97.1	522,867,350
2	13,538,500	54,900	14,620	37,092	13,172,494	97.3	551,399,271
3	13,182,860	52,060	10,570	36,019	12,747,748	96.7	551,563,883
4	12,170,819	43,766	10,000	33,345	11,826,876	97.2	424,363,345
5	11,441,370	40,850	15,470	31,346	11,108,685	97.1	614,265,417
6	9,812,470	40,230	15,200	26,883	9,250,072	94.3	555,323,124
7	9,349,830	37,100	9,300	25,546	9,096,396	97.3	607,462,373
8	8,731,490	37,620	6,480	23,922	8,500,266	97.4	608,226,346
9	8,903,310	37,050	6,870	24,393	8,715,405	97.9	610,506,690
10	8,494,430	34,710	6,850	23,272	8,266,625	97.3	599,353,967
11	7,891,620	33,660	7,960	21,561	7,718,557	97.8	564,976,522
12	7,331,660	33,700	10,020	20,086	7,160,552	97.7	563,686,436
13	7,329,030	33,220	8,260	20,079	7,116,006	97.1	510,741,802
14	6,942,698	33,150	9,500	19,021	6,749,945	97.2	563,843,746
15	7,235,940	35,050	9,160	19,770	7,040,499	97.3	553,426,357
16	6,994,290	34,500	8,690	19,162	6,842,863	97.8	547,552,968
17	7,083,090	34,330	10,390	19,406	6,891,257	97.3	549,482,261
18	7,284,140	34,020	10,270	19,957	7,086,919	97.3	551,817,863
19	7,243,440	34,020	10,660	19,791	7,041,010	97.2	558,329,706
20	7,055,110	31,970	9,010	19,329	6,855,294	97.2	556,485,708
21	6,753,120	33,260	9,780	18,502	6,565,446	97.2	553,904,828
22	6,668,660	33,380	10,550	18,270	6,483,453	97.2	563,463,558
23	6,620,430	34,500	10,030	18,089	6,460,406	97.6	570,521,376
24	5,554,282	34,999	9,108	15,217	5,359,176	96.5	507,754,622
25	5,031,428	22,394	8,717	13,785	4,839,708	96.2	425,123,982
26	4,828,969	22,309	7,771	13,230	4,730,965	98.0	418,864,384
27	4,974,275	22,020	7,326	13,591	4,872,542	98.0	416,455,464
28	4,987,870	22,171	8,296	13,665	4,884,281	97.9	417,702,696
29	5,170,247	17,262	8,711	14,165	5,085,732	98.4	425,705,548
30	5,151,229	17,148	7,101	14,113	5,068,853	98.4	431,558,338
令和							
1	4,733,823	16,291	7,836	12,934	4,675,115	98.8	429,150,340
2	3,903,002	13,555	6,834	10,693	3,895,848	99.8	350,600,270
3	<b>3,667,155</b>	<b>13,678</b>	<b>6,531</b>	<b>10,047</b>	<b>3,650,604</b>	<b>99.5</b>	<b>341,986,206</b>



## 4 工業用水道料金及びメーター使用料の変遷

### (1) 工業用水道料金

(税抜き 単位:円/m<sup>3</sup>)

実施年月 区分	創設 昭和39.4	昭和45.4		昭和46.4	昭和48.4	昭和51.4	平成5.4	平成14.4
基本料金	5.50	{ 1期 2期	6.00 5.50	7.00	10.00	25.00	35.20	42.00
特定料金	5.50	{ 1期 2期	6.00 5.50	7.00	10.00	30.00	35.20	42.00
超過料金	11.00	{ 1期 2期	12.00 11.00	14.00	20.00	50.00	70.40	126.00

### (2) メーター使用料

(税抜き 1ヶ月当たり、単位:円)

実施年月 口径	創設 昭和39.4	昭和43.4	平成9.4	平成11.4
mm				
400	6,900	10,500	—	—
350	5,300	9,300	—	—
300	3,900	8,400	12,500	12,500
250	2,800	7,700	—	—
200	1,700	7,000	11,900	11,900
150	1,400	6,500	11,300	11,300
125	1,100	6,000	—	—
100	900	5,500	10,200	10,200
75	700	5,000	9,500	9,500
50	—	—	—	9,500

## Ⅱ 令和3年度事業の概要

### 1 総括

#### (1) 総括事項

##### (ア) 業務実績

令和3年度末の給水事業所数は、前年度と同数の 51 所となり、一日当たりの契約水量は、前年度と同量の 20,912 m<sup>3</sup>となりました。

##### (イ) 経営状況

当年度の事業収益は、3 億 6,805 万円、これに対する事業費用は 2 億 7,797 万円で、9,008 万円の純利益となり、前年度の純利益 9,877 万円に比べ 869 万円利益が減少しました。これは、前年度に比べ、事業収益において、分担金の増や他会計負担金の増等により、収益全体で 59 万円の増となりましたが、事業費用において、委託料の増や減価償却費の増等により、費用全体では 928 万円の増となったことによるものです。

##### (ウ) 建設改良工事

原水及び浄水施設費で、中新田浄水場薬注設備更新工事（前払）、中新田浄水場中央監視設備改良工事（前払）を予算執行しました。

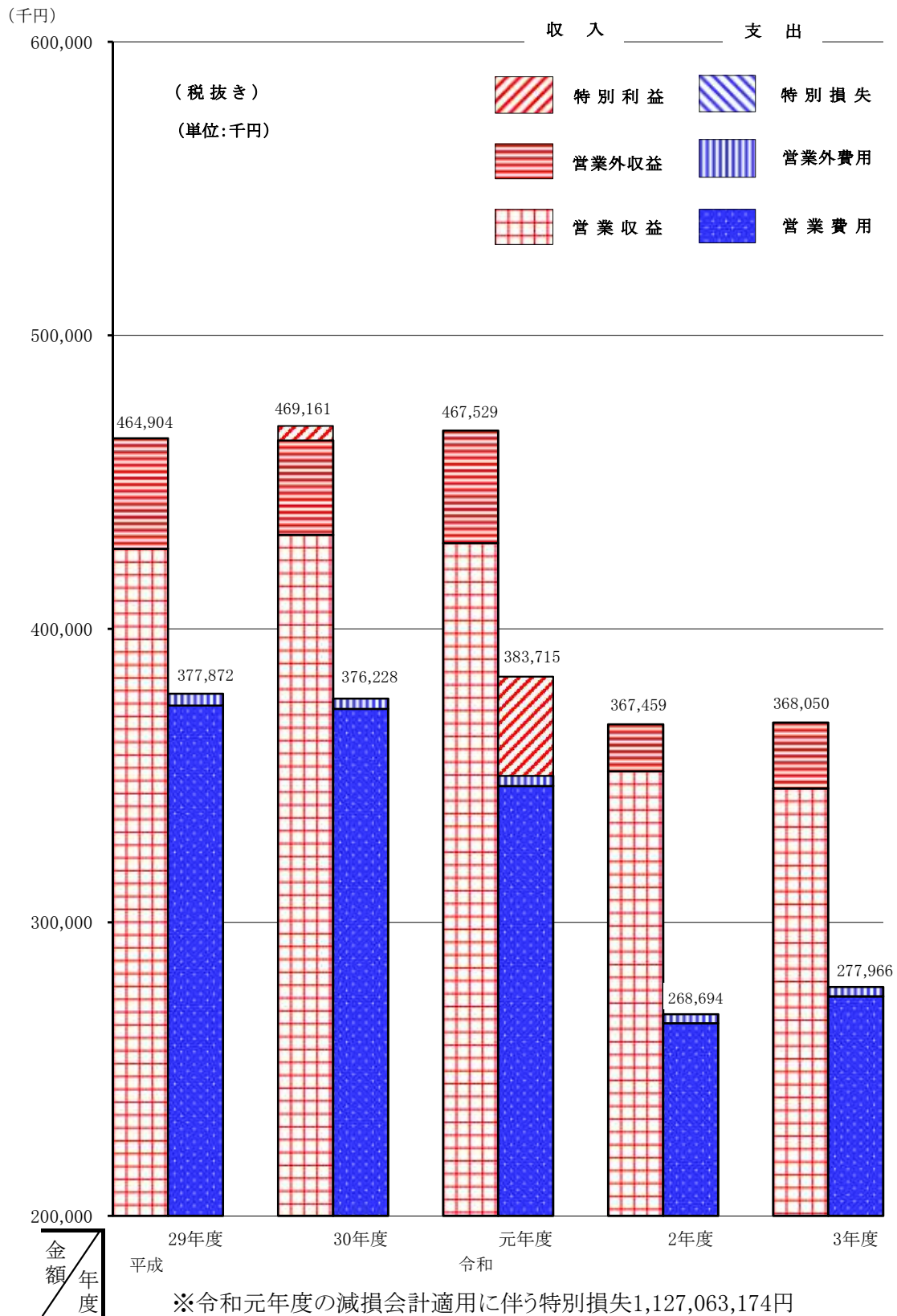
##### (エ) 経営分析

営業成績を示す経常収支比率（経常収益÷経常費用×100）は、前年度に比べ 4.35 ポイント低い 132.41%となりました。

給水原価（給水量 1 m<sup>3</sup>当たりの費用単価）は 72 円 37 銭で、前年度に比べ 6 円 95 銭高くなっています。給水原価の増加要因を経費別に見ると、その他（2 円 81 銭）の増等となっています。また、供給単価（給水量 1 m<sup>3</sup>当たりの収入単価）は 93 円 68 銭で、前年度に比べ 3 円 69 銭高くなっています。

## 2 経営・事業の推移

### (1) 経営の推移



## (2) 事業の推移

(金額は税抜き)

項 目		平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
給水契約事業所数	所	51	51	53	51	<b>51</b>
給水事業所数	所	51	51	53	51	<b>51</b>
給水施設数	カ所	52	52	54	52	<b>52</b>
一日契約水量	m <sup>3</sup>	26,209	26,089	26,257	20,912	<b>20,912</b>
年間配水量	m <sup>3</sup>	5,170,247	5,151,229	4,733,823	3,903,002	<b>3,667,155</b>
一日平均配水量	m <sup>3</sup>	14,165	14,113	12,934	10,693	<b>10,047</b>
一日最大配水量	m <sup>3</sup>	17,262	17,148	16,291	13,555	<b>13,678</b>
一日最小配水量	m <sup>3</sup>	8,711	7,101	7,836	6,834	<b>6,531</b>
負 荷 率	%	82.1	82.3	79.4	78.9	<b>73.5</b>
年間給水量	m <sup>3</sup>	5,085,732	5,068,853	4,675,115	3,895,848	<b>3,650,604</b>
一日平均給水量	m <sup>3</sup>	13,934	13,887	12,774	10,674	<b>10,002</b>
有 収 率	%	98.4	98.4	98.8	99.8	<b>99.5</b>
工業用水道料金 (メーター使用料含む)	円	425,705,548	431,558,338	429,150,340	350,600,270	<b>341,986,206</b>
総 収 益	円	464,903,611	469,161,325	718,055,591	367,459,304	<b>368,050,356</b>
総 費 用	円	377,872,061	376,228,114	1,510,778,318	268,694,231	<b>277,965,907</b>
差 引	円	87,031,550	92,933,211	△ 792,722,727	98,765,073	<b>90,084,449</b>

### 3 財 政

#### (1) 収益的収支

(税抜き 単位:円)

項 目	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	
収 益 的 収 入	収 入	464,903,611	469,161,325	718,055,591	367,459,304	<b>368,050,356</b>
	営業収益	427,278,960	432,029,536	429,186,362	351,434,963	<b>345,624,925</b>
	給 水 収 益	425,705,548	431,558,338	429,150,340	350,600,270	<b>341,986,206</b>
	その他の営業収益	1,573,412	471,198	36,022	834,693	<b>3,638,719</b>
	営業外収益	37,624,651	32,210,252	38,342,652	16,024,341	<b>22,425,431</b>
	受 取 利 息	469,509	304,015	171,788	125,056	<b>102,822</b>
	分 担 金	5,900,160	329,852	8,905,219	1,939,464	<b>8,047,928</b>
	他会計補助金	480,000	336,000	552,000	96,000	<b>104,000</b>
	長期前受金戻入	30,697,198	31,187,897	28,669,568	13,842,873	<b>13,758,220</b>
	雑 収 益	77,784	52,488	44,077	20,948	<b>412,461</b>
	特別利益	0	4,921,537	250,526,577	0	<b>0</b>
	その他特別利益	0	4,921,537	250,526,577	0	<b>0</b>
	収 益 的 支 出	支 出	377,872,061	376,228,114	1,510,778,318	268,694,231
営業費用		373,871,051	372,714,543	346,476,404	265,597,074	<b>274,777,675</b>
原 水 費		73,274,071	74,347,269	65,765,147	58,842,009	<b>61,095,974</b>
浄 水 費		19,759,000	22,192,000	22,192,000	21,803,450	<b>21,803,450</b>
配 水 費		107,015,575	106,894,231	106,909,821	108,892,210	<b>110,078,261</b>
業 務 費		7,639,967	11,099,227	11,129,328	11,081,397	<b>10,948,047</b>
総 係 費		33,053,042	30,638,317	39,213,820	21,674,008	<b>23,971,978</b>
減 価 償 却 費		127,684,870	121,942,236	100,739,843	41,509,651	<b>43,967,750</b>
資 産 減 耗 費		5,444,526	5,597,613	496,515	1,789,969	<b>2,912,215</b>
その他営業費用		0	3,650	29,930	4,380	<b>0</b>
営業外費用		4,001,010	3,513,571	3,495,740	3,097,157	<b>3,188,232</b>
支払利息及び企業債取扱諸費		4,000,938	3,513,496	3,462,442	3,097,157	<b>3,188,232</b>
雑 支 出		72	75	33,298	0	<b>0</b>
特別損失	0	0	1,160,806,174	0	<b>0</b>	
退職給付引当金繰入額	0	0	33,743,000	0	<b>0</b>	
減 損 損 失	0	0	1,127,063,174	0	<b>0</b>	
差引純利益	87,031,550	92,933,211	Δ 792,722,727	98,765,073	<b>90,084,449</b>	

## (2) 性質別費用

(税抜き 単位:円)

項 目	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
人 件 費	44,659,513	11.8	44,242,982	11.8	52,160,108	3.5	36,603,752	13.6	<b>38,981,341</b>	<b>14.0</b>
原 水 費	73,274,071	19.4	74,347,269	19.8	65,765,147	4.4	58,842,009	21.9	<b>61,095,974</b>	<b>22.0</b>
委 託 料	104,350,220	27.6	116,887,160	31.1	117,693,800	7.8	114,826,324	42.7	<b>117,324,322</b>	<b>42.2</b>
修 繕 費	1,744,100	0.5	113,400	0.0	48,800	0.0	209,070	0.1	<b>28,800</b>	<b>0.0</b>
工 事 に 係 る 費 用	409,128	0.1	383,140	0.1	18,200	0.0	337,736	0.1	<b>159,037</b>	<b>0.1</b>
減 価 償 却 費	127,684,870	33.8	121,942,236	32.4	100,739,843	6.7	41,509,651	15.4	<b>43,967,750</b>	<b>15.8</b>
支払利息・企業債取扱諸費	4,000,938	1.1	3,513,496	0.9	3,462,442	0.2	3,097,157	1.2	<b>3,188,232</b>	<b>1.1</b>
そ の 他	21,749,221	5.8	14,798,431	3.9	1,170,889,978	77.5	13,268,532	4.9	<b>13,220,451</b>	<b>4.8</b>
費 用 合 計	377,872,061	100.0	376,228,114	100.0	1,510,778,318	100.0	268,694,231	100.0	<b>277,965,907</b>	<b>100.0</b>

注:構成比の内訳の合計が、100%にならない場合があります。

## (3) 資本的収支

(税込み 単位:円)

項 目		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
		金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
資 本 的 収 入	収 入	3,700,000	71,975,512	8,700,000	88,400,000	<b>21,400,000</b>
	企 業 債	3,700,000	70,300,000	8,700,000	88,400,000	<b>21,400,000</b>
	国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0
	他 会 計 負 担 金	0	1,675,512	0	0	0
	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0
	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0
	工 事 負 担 金	0	0	0	0	0
資 本 的 支 出	支 出	64,309,162	166,430,987	61,693,976	172,368,598	<b>123,168,288</b>
	建 設 改 良 費	37,932,448	147,618,233	43,487,680	158,742,230	<b>111,268,243</b>
	企 業 債 償 還 金	26,376,714	18,812,754	18,206,296	13,626,368	<b>11,900,045</b>
	投 資	0	0	0	0	0
	国 庫 補 助 金 返 還 金	0	0	0	0	0
差 引		△ 60,609,162	△ 94,455,475	△ 52,993,976	△ 83,968,598	<b>△ 101,768,288</b>

## (4) 貸借対照表

(税抜き 単位:円)

項 目	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資 産	4,507,259,576	100.0	4,627,586,346	100.0	3,587,195,627	100.0	3,723,067,418	100.0	3,812,908,289	100.0
固定資産	1,726,678,858	38.3	1,737,119,818	37.5	579,321,314	16.1	682,617,820	18.3	738,501,530	19.4
有形固定資産	1,723,846,501	38.2	1,734,291,061	37.5	576,496,157	16.1	679,792,663	18.3	735,664,588	19.3
土地	143,629,252	3.2	143,629,252	3.1	48,605,573	1.4	48,605,573	1.3	48,605,573	1.3
建物	68,853,988	1.5	83,582,082	1.8	26,159,048	0.7	23,704,622	0.6	22,567,003	0.6
構築物	1,237,412,056	27.5	1,187,791,534	25.7	391,178,220	10.9	511,531,922	13.7	481,867,827	12.6
機械及び装置	270,420,863	6.0	241,144,228	5.2	76,562,455	2.1	87,751,680	2.4	129,214,200	3.4
車両運搬具	52,166	0.0	52,084	0.0	17,625	0.0	17,625	0.0	17,625	0.0
工具器具及び備品	563,618	0.0	548,918	0.0	148,391	0.0	109,066	0.0	794,057	0.0
建設仮勘定	2,914,558	0.1	77,542,963	1.7	33,824,845	0.9	8,072,175	0.2	52,598,303	1.4
無形固定資産	18,642	0.0	15,042	0.0	11,442	0.0	11,442	0.0	23,227	0.0
電話加入権	11,442	0.0	11,442	0.0	11,442	0.0	11,442	0.0	11,442	0.0
施設利用権	7,200	0.0	3,600	0.0	0	—	0	—	0	—
ソフトウェア	0	—	0	—	0	—	0	—	11,785	0.0
投資その他の資産	2,813,715	0.1	2,813,715	0.1	2,813,715	0.1	2,813,715	0.1	2,813,715	0.1
出 資 金	2,813,715	0.1	2,813,715	0.1	2,813,715	0.1	2,813,715	0.1	2,813,715	0.1
流動資産	2,780,580,718	61.7	2,890,466,528	62.5	3,007,874,313	83.9	3,040,449,598	81.7	3,074,406,759	80.6
現金預金	2,703,998,152	60.0	2,810,283,616	60.7	2,922,607,464	81.5	2,958,909,852	79.5	3,008,424,055	78.9
未 収 金	73,909,100	1.6	77,530,736	1.7	82,734,531	2.3	79,013,084	2.1	63,909,079	1.7
貯 蔵 品	2,583,436	0.1	2,579,786	0.1	2,459,928	0.1	2,454,272	0.1	2,001,235	0.1
前 払 費 用	90,030	0.0	72,390	0.0	72,390	0.0	72,390	0.0	72,390	0.0
負債・資本	4,507,259,576	100.0	4,627,586,346	100.0	3,587,195,627	100.0	3,723,067,418	100.0	3,812,908,289	100.0
固定負債	210,336,057	4.7	257,185,892	5.6	273,289,687	7.6	349,556,697	9.4	365,501,900	9.6
企業債	167,808,164	3.7	219,901,868	4.8	214,975,500	6.0	291,475,455	7.8	303,742,117	8.0
引 当 金	42,527,893	0.9	37,284,024	0.8	58,314,187	1.6	58,081,242	1.6	61,759,783	1.6
退職給付引当金	42,527,893	0.9	37,284,024	0.8	58,314,187	1.6	58,081,242	1.6	61,759,783	1.6
流動負債	80,642,786	1.8	90,698,895	2.0	75,901,853	2.1	50,584,434	1.4	48,153,873	1.3
企業債	18,812,754	0.4	18,206,296	0.4	13,626,368	0.4	11,900,045	0.3	9,133,338	0.2
未 払 金	58,191,532	1.3	68,289,699	1.5	57,937,715	1.6	35,591,809	1.0	36,273,395	1.0
引 当 金	3,441,000	0.1	3,518,000	0.1	3,885,000	0.1	2,937,000	0.1	2,600,000	0.1
賞与引当金	3,441,000	0.1	3,518,000	0.1	3,885,000	0.1	2,937,000	0.1	2,600,000	0.1
その他流動負債	197,500	0.0	684,900	0.0	452,770	0.0	155,580	0.0	147,140	0.0
繰延収益	444,069,286	9.9	414,556,901	9.0	165,582,156	4.6	151,739,283	4.1	137,981,063	3.6
長期前受金	1,786,458,700	39.6	1,786,231,956	38.6	1,565,926,779	43.7	1,565,293,521	42.0	1,530,606,887	40.1
長期前受金収益化累計額	△ 1,342,389,414	△ 29.8	△ 1,371,675,055	△ 29.6	△ 1,400,344,623	△ 39.0	△ 1,413,554,238	△ 38.0	△ 1,392,625,824	△ 38.0
資本金	1,856,538,468	41.2	1,859,938,468	40.2	1,864,338,468	52.0	1,864,338,468	50.1	1,864,338,468	48.9
自己資本金	1,856,538,468	41.2	1,859,938,468	40.2	1,864,338,468	52.0	1,864,338,468	50.1	1,864,338,468	48.9
剰余金	1,915,672,979	42.5	2,005,206,190	43.3	1,208,083,463	33.7	1,306,848,536	35.1	1,396,932,985	36.6
資本剰余金	522,646,585	11.6	522,646,585	11.3	522,646,585	14.6	522,646,585	14.0	522,646,585	13.7
利益剰余金	1,393,026,394	30.9	1,482,559,605	32.0	685,436,878	19.1	784,201,951	21.1	874,286,400	22.9
建設改良積立金	260,000,000	5.8	340,000,000	7.3	340,000,000	9.5	340,000,000	9.1	386,000,000	10.1
当年度未処分利益剰余金	1,133,026,394	25.1	1,142,559,605	24.7	345,436,878	9.6	444,201,951	11.9	488,286,400	12.8

注:構成比の内訳の合計が、100%にならない場合があります。

(5) 企業債の状況

令和3年度の借入及び償還

(単位:千円)

令和2年度末未償還金	令和3年度中の増減		令和3年度末未償還金
	借入額	償還額	
303,376	21,400	11,901	312,875

令和3年度の借入内容

(単位:千円)

借入先		財務省	地方公共団体 金融機構	縁故債	計
内訳・条件	浄水施設整備事業	0	21,400	0	21,400
	配水施設整備事業	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
	借換債	0	0	0	0
	合計	0	21,400	0	21,400
条件	償還期限	—	15年	—	
	据置期限	—	3年	—	
	返済方法	—	毎半年賦 元利均等償還	—	
	利率	—	0.3%	—	

借入先・利率別未償還残高内訳

(単位:千円)

借入先	財務省	地方公共団体 金融機構	縁故債	計
1.0%未満	0	192,500	0	192,500
1.0%以上2.0%未満	0	91,576	0	91,576
2.0%以上3.0%未満	15,442	13,357	0	28,799
3.0%以上4.0%未満	0	0	0	0
4.0%以上5.0%未満	0	0	0	0
5.0%以上	0	0	0	0
計	15,442	297,433	0	312,875



## (6) 固定資産明細書

(税抜き 単位：円)

## (ア) 有形固定資産

資産の種類	令和3年度 当初現在高	当年度 増加額	当年度 減少額	令和3年度末 現在高	減価償却累計額			令和3年度末 償却未済高
					当年度増加額	当年度減少額	累計	
土地	48,605,573	0	0	48,605,573	0	0	0	48,605,573
施設用地	48,605,573	0	0	48,605,573	0	0	0	48,605,573
建物	202,465,569	1,378,669	0	203,844,238	2,516,288	0	181,277,235	22,567,003
施設用建物	179,965,906	1,378,669	0	181,344,575	2,467,731	0	159,431,070	21,913,505
その他建物	879,898	0	0	879,898	0	0	864,500	15,398
附属設備	21,619,765	0	0	21,619,765	48,557	0	20,981,665	638,100
構築物	2,918,698,347	534,277	222,054	2,919,010,570	30,185,504	209,186	2,437,142,743	481,867,827
原水及び浄水設備	1,126,524,245	0	222,054	1,126,302,191	10,824,165	209,186	992,599,832	133,702,359
配水設備	1,746,295,930	0	0	1,746,295,930	19,265,958	0	1,401,453,277	344,842,653
その他構築物	45,878,172	534,277	0	46,412,449	95,381	0	43,089,634	3,322,815
機械及び装置	1,688,997,485	55,294,500	147,604,458	1,596,687,527	11,226,633	144,999,111	1,467,473,327	129,214,200
電気設備	996,558,164	49,028,033	134,212,813	911,373,384	4,104,674	131,789,229	838,753,949	72,619,435
ポンプ設備	294,877,306	0	0	294,877,306	767,053	0	280,596,540	14,280,766
その他機械装置	397,562,015	6,266,467	13,391,645	390,436,837	6,354,906	13,209,882	348,122,838	42,313,999
車両運搬具	1,007,205	0	0	1,007,205	0	0	989,580	17,625
工具器具及び備品	786,800	724,316	0	1,511,116	39,325	0	717,059	794,057
小計	4,860,560,979	57,931,762	147,826,512	4,770,666,229	43,967,750	145,208,297	4,087,599,944	683,066,285
建設仮勘定	8,072,175	45,215,994	689,866	52,598,303	0	0	0	52,598,303
合計	4,868,633,154	103,147,756	148,516,378	4,823,264,532	43,967,750	145,208,297	4,087,599,944	735,664,588

## (イ) 無形固定資産

資産の種類	令和3年度 当初現在高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度 減価償却高	令和3年度末 現在高
電話加入権	11,442	0	0	0	11,442
ソフトウェア	0	11,785	0	0	11,785
合計	11,442	11,785	0	0	23,227

## (ウ) 投資その他の資産

資産の種類	令和3年度 当初現在高	当年度 増加額	当年度 減少額	令和3年度末 現在高
出資金	2,813,715	0	0	2,813,715

## (7) 経営分析

### 財務分析

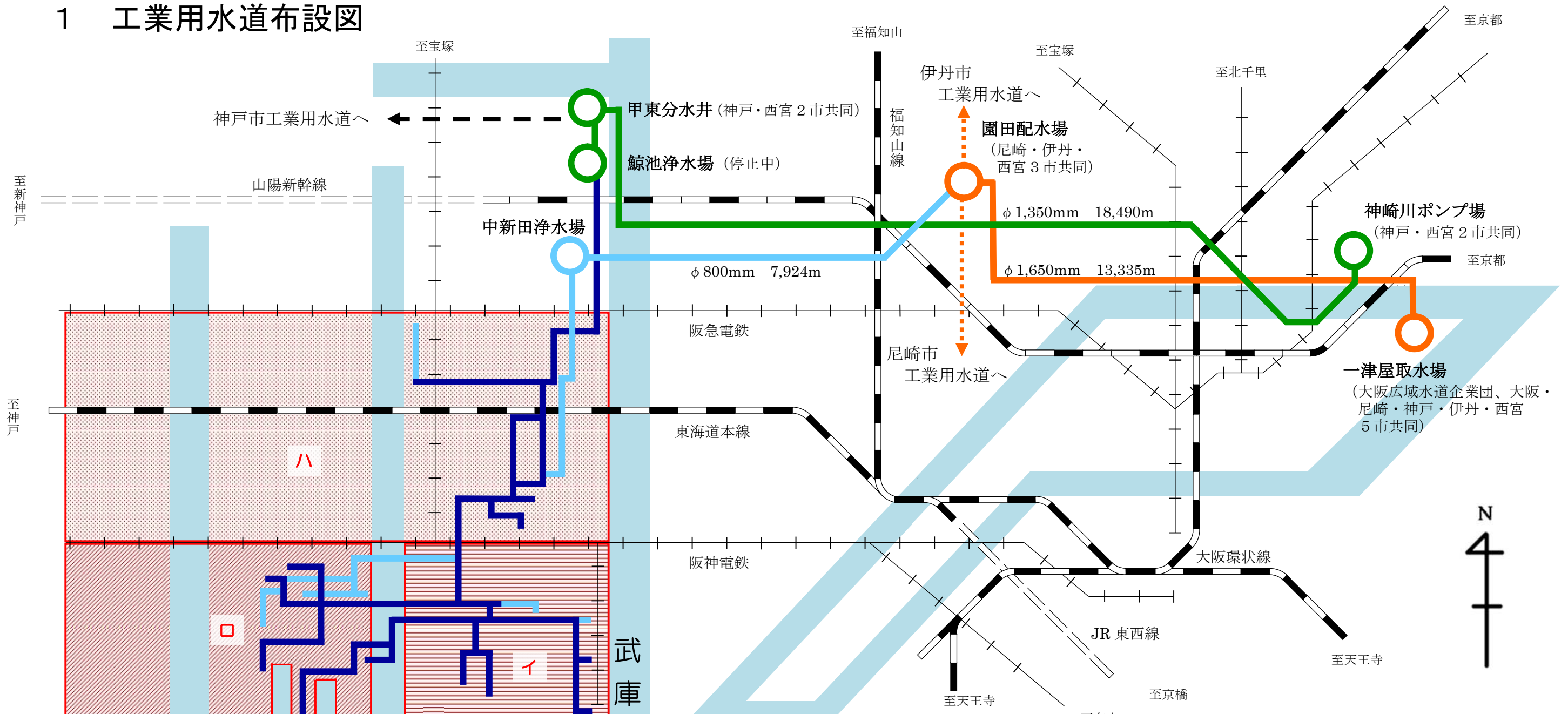
区 分		単位	令和 元年度	2年度	3年度	備 考
収 益 性	総 収 支 比 率	%	47.53	136.76	<b>132.41</b>	総費用が総収益によってどの程度賄われているかを示す。100%未満の場合は費用を収益で賄えない状態で、健全な経営とはいえない。
	経 常 収 支 比 率	%	133.59	136.76	<b>132.41</b>	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す。100%未満の場合は経常損失が生じていることを示す。
	営 業 収 支 比 率	%	123.87	132.32	<b>125.78</b>	営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示す。比率が高いほど営業利益率が良いことを表し、100%未満の場合は営業損失が生じている。
	累 積 欠 損 金 比 率	%	0.00	0.00	<b>0.00</b>	営業収益（受託工事収益を除く）に対する累積欠損金の割合を示す。経営状況の健全性を表す。
	総 資 本 利 益 率	%	2.86	2.70	<b>2.39</b>	総資本（負債・資本合計）の収益性を見るもので、事業の経常的な収益力を総合的に表す指標である。この指標が高いほど総合的な収益性が高いこととなる。
	総 資 本 回 転 率	回	0.10	0.10	<b>0.09</b>	総資本に対する営業収益の割合で、総資本の何倍の営業収益があったかを示す。
	自 己 資 本 回 転 率	回	0.11	0.11	<b>0.10</b>	自己資本に対する営業収益の割合で、自己資本の何倍の営業収益があったかを示す。高いほど営業活動が活発であることを示す。
	固 定 資 産 回 転 率	回	0.37	0.56	<b>0.49</b>	固定資産に対する営業収益の割合で、固定資産の何倍の営業収益があったかを示す。比率が高い場合は施設が有効に稼働していることを示す。
	未 収 金 回 転 率	回	5.36	4.35	<b>4.84</b>	未収金に対する営業収益の割合を表す。一般的にこの率が高いほど未収期間が短く、早く回収されることを表している。
	繰 入 金 比 率 （収益的収入分）	%	0.08	0.25	<b>1.02</b>	収益的収入に対する他会計からの繰入金の依存度を表し、経営状況の健全性、効率性を示す。
繰 入 金 比 率 （資本的収入分）	%	0.00	0.00	<b>0.00</b>	資本的収入に対する他会計からの繰入金の依存度を表し、経営状況の健全性、効率性を示す。	
安 全 性 （長期的）	固 定 比 率	%	17.89	20.54	<b>21.73</b>	100%を超えていれば借入金で設備投資を行っており、借入金の償還、利息負担が生じる。
	固 定 資 産 対 長 期 資 本 比 率	%	16.50	18.59	<b>19.62</b>	長期資本と固定資産の適合関係を示すもので、100%以下が望ましい。
	企 業 債 償 還 元 金 対 減 価 償 却 額 比 率	%	25.26	49.25	<b>39.39</b>	投下資本の回収と再投資のバランスを見る指標。100%を超えると投資の健全性は損なわれる。
	自 己 資 本 構 成 比 率	%	90.27	89.25	<b>89.15</b>	総資本に占める自己資本の割合を示し、財政的安定性をみる。公営企業は起債依存度が高いため、一般的に低い。
	固 定 負 債 構 成 比 率	%	7.62	9.39	<b>9.59</b>	総資本に対する固定負債と借入資本金の割合を表し、事業者の他人資本依存度を示す。
	固 定 資 産 構 成 比 率	%	16.15	18.33	<b>19.37</b>	資産合計中の固定資産の割合を示し、低い方が柔軟な経営が可能。
安 全 性 （短期的）	流 動 比 率	%	3,962.85	6,010.64	<b>6,384.55</b>	流動負債に対する流動資産の割合で、短期債務に対する支払能力を表す。100%以上が必要で、下回れば不良債務の発生を示す。
	当 座 比 率 （酸性試験比率）	%	3,959.51	6,005.65	<b>6,380.24</b>	短期債務に対して換金性の低いものをのぞいて、どれだけの支払能力があるかを示す。100%以上が望ましい。
	現 金 預 金 比 率	%	3,850.51	5,849.45	<b>6,247.52</b>	流動負債に対する支払能力を判断する指標。即座の支払能力を示す。比率は高いほどよい。
	不 良 債 務 比 率	%	0.00	0.00	<b>0.00</b>	不良債務の有無と営業収益との対応関係から事業者の経営状況を見る。不良債務が生じている場合は経営健全化により解消を図る必要がある。
	利 子 負 担 率	%	1.51	1.02	<b>1.02</b>	負債（他会計借入金、一時借入金、企業債）に対する支払利息の割合。高金利の企業債を借入れた場合、率は高くなり経営圧迫の要因となる。低いほど良い。

業務分析

項目		単位	令和元年度	2年度	3年度	備考	
料金に関する項目	給水原価	円・銭	68.72	65.42	<b>72.37</b>	有収水量1㎡当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す。	
	内訳	職員給与費	円・銭	10.99	9.34	<b>10.62</b>	有収水量1㎡当たりにかかる職員給与費。
		支払利息 (うち企業債利息)	円・銭	0.74 (0.74)	0.80 (0.80)	<b>0.87</b> (0.87)	有収水量1㎡当たりにかかる支払利息。
		減価償却費	円・銭	21.55	10.65	<b>12.04</b>	有収水量1㎡当たりにかかる減価償却費。
		動力費	円・銭	0.00	0.00	<b>0.00</b>	有収水量1㎡当たりにかかる動力費。
		修繕費	円・銭	0.82	0.05	<b>0.01</b>	有収水量1㎡当たりにかかる修繕費。
		材料費	円・銭	0.00	0.03	<b>0.04</b>	有収水量1㎡当たりにかかる材料費。
		薬品費	円・銭	0.00	0.00	<b>0.00</b>	有収水量1㎡当たりにかかる薬品費。
		負担金	円・銭	15.12	17.88	<b>19.31</b>	有収水量1㎡当たりにかかる負担金。
	その他	円・銭	19.50	26.67	<b>29.48</b>	有収水量1㎡当たりにかかる上記以外の費用。	
供給単価	円・銭	91.79	89.99	<b>93.68</b>	有収水量1㎡当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表す。		
料金回収率	%	133.57	137.56	<b>129.45</b>	供給単価と給水原価との関係を見る。100%を下回っている場合は、給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味する。		
施設の効率性	有収率	%	98.76	99.82	<b>99.55</b>	年間の配水量に対する有収水量の割合を示す。施設の稼働状況が収益につながっているかどうかの確認数値。	
	施設利用率	%	27.52	22.75	<b>21.38</b>	配水能力に対する平均配水量の割合を示す。100%に近いほど効率的となる。	
	最大稼働率	%	34.66	28.84	<b>29.10</b>	施設の予備力やゆとりを現すもので、率が高い方が施設が有効活用されているといえるが、最大稼働率が100%に近い場合には、安定的な給水に問題を残しているといえる。	
	負荷率	%	79.39	78.89	<b>73.45</b>	最大配水量に対する平均配水量の割合で、需要時と非需要時の差を示し、100%に近づくのが理想である。	
	配水管使用効率	千㎡/m	0.07	0.06	<b>0.06</b>	導・送・配水管の布設延長に対する年間総配水量の割合を示すもので、配水管が効率的に使用されているかを判断する指標。	
	固定資産使用効率	千㎡/ 10,000円	0.08	0.06	<b>0.05</b>	有形固定資産に対する年間総配水量の割合。率が高いほど施設が効率的であることを意味する。	
	現在配水能力対契約率	%	55.87	44.49	<b>44.49</b>	配水能力に対する契約水量の割合。施設の余裕、効率を判断する指標。	
生産性	職員1人当たり有収水量	千㎡/人	935	974	<b>913</b>	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、有収水量を基準として把握するための指標。	
	職員1人当たり給水収益	千円/人	85,830	87,650	<b>85,497</b>	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、給水収益を基準として把握するための指標。	
	職員1人当たり営業収益	千円/人	85,837	87,859	<b>86,406</b>	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、営業収益を基準として把握するための指標。	
	職員1人当たり給水事業所	所/人	10.60	12.75	<b>12.75</b>	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、給水事業所を基準として把握するための指標。	

# III 施設

## 1 工業用水道布設図



凡例 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
	神戸市と共同 (平成 4 年 4 月 1 日より 上水へ転用)
<span style="color: green;">—</span>	第 1 期事業共同工事
<span style="color: blue;">—</span>	第 1 期事業単独工事
<span style="color: orange;">—</span>	第 2 期事業共同工事 尼崎市・伊丹市と共同
<span style="color: lightblue;">—</span>	第 2 期事業単独工事

地下水汲み上げ規制の概要・工業用水法による地下水汲み上げ規制地域一覧			
工業用水法施行令による 指定地域	西宮市のうち阪急電鉄神戸本線以南 (公有水面を除く) [指定日: 昭和 37 年 10 月 20 日]		
種類	地域区分	揚水機吐出口の断面積 (cm <sup>2</sup> )	ストレーナーの位置 (地表面下m)
<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">イ</span>	阪神電鉄本線以南 で東川以東の地域	46 以下	220 以深
<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">□</span>	阪神電鉄本線以南 で東川以西の地域	35 以下 35 を超 46 以下	8 以浅又は 220 以深 220 以深
<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">ハ</span>	上記 2 地域以外の 地域	35 以下 35 を超 46 以下	8 以浅又は 180 以深 180 以深





## 2 施設の概要

(1) 第1期事業(昭和40年3月完工 給水能力30,000m<sup>3</sup>/日 平成4年4月1日から上水に転用)

区分	施設		概要	数量	備考
取水施設	神崎川 ポンプ場	取水渠	鉄筋コンクリート造 断面 1.6m×1.8m×45.5m	2条	共同施設 神戸市 (15万m <sup>3</sup> /日) 西宮市 (3万m <sup>3</sup> /日)
		沈砂池	鉄筋コンクリート造 8.0m×41.0m×4.85m	2池	
導水ポンプ室		鉄筋コンクリート造 一部2階建 延669m <sup>2</sup>	1棟		
導水ポンプ		φ500mm 270kw 揚程40m 送水能力 30.1m <sup>3</sup> /分	4台		
電気室		鉄筋コンクリート造 一部3階建 延138.7m <sup>2</sup>	1棟		
導水施設	導水管		φ1,350mm 铸铁管、鋼管その他18,490m	1条	
	甲東ポンプ場	分水井	鉄筋コンクリート造 6.0m×19.05m×3.7m	1池	
	受水管		φ800mm 鉄筋コンクリート管414m	1条	
浄水施設	鯨池	着水井・混和池	鉄筋コンクリート造 内径7.1m×深さ7.0m	1池	
		薬品沈でん池	<1号池>鉄筋コンクリート造 スラッジ ブランケット型 上径18.8m×13.3m深さ 5.8m 処理能力 12,000m <sup>3</sup> /日 1池 (休止) <2号池>鉄筋コンクリート造 ハームジェット型 径20.3m×深さ4.6m 処理能力 12,000m <sup>3</sup> /日 1池	2池	
		薬品注入室	鉄筋コンクリート造2階建 延160m <sup>2</sup> 薬品注入装置 機械電気設備	1棟	
		汚泥槽	鉄筋コンクリート造 18.0m×10.0m×2.5m 有効容量290m <sup>3</sup>	1槽	
配水施設	水場	調整池	鉄筋コンクリート造 26.9m×12.1m×3.8m 有効容量1,020m <sup>3</sup>	1池	
		配水ポンプ室	ポンプ室及び管理棟 鉄筋コンクリート造 一部2階建 延722m <sup>2</sup>	1棟	
		配水ポンプ	φ300mm 130kw 揚程45m 送水能力 12m <sup>3</sup> /分	3台	
		特高受電設備	20,000V受電変電設備	1式	

(2) 第2期事業(昭和44年3月完工 給水能力47,000m<sup>3</sup>/日)

区分	施設	概要	数量	備考	
取水施設	一津屋取水場	取水塔	鉄筋コンクリート造楕円型 12.0m×4.5m×28.8m(根入16.2m)	1基	共同施設 大阪広域水道企業団 大阪市 尼崎市 伊丹市 神戸市 西宮市
		取水渠	鉄筋コンクリート造 2.3m×2.3m×30.95m	1条	
		沈砂池	鉄筋コンクリート造 8.0m×37.0m×6.5m 有効水深 3.0m	8池	
導水施設	一津屋取水場	導水ポンプ室	ポンプ室 管理室及び電気室 鉄筋コンクリート造 一部2階建 延1,238m <sup>2</sup>	1棟	
		導水ポンプ	φ 600mm 355kw 揚程32m 送水能力 52.1m <sup>3</sup> /分	4台	
	導水管		φ 1,650mm 铸铁管 鋼管その他13,335m(一津屋～園田)	1条	共同施設 尼崎市、伊丹市、西宮市
	園田配水場	導水ポンプ室	ポンプ室及び管理室 鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建 延2,491m <sup>2</sup>	1棟	共同施設 尼崎市 (15万m <sup>3</sup> /日) 伊丹市 (10万m <sup>3</sup> /日) 西宮市 (5万m <sup>3</sup> /日)
導水ポンプ		φ 300mm 100kw 揚程34m 送水能力 12.1m <sup>3</sup> /分 3台 φ 250mm 55kw 揚程34m 送水能力 6.25m <sup>3</sup> /分 1台	4台		
導水管		φ 800mm铸铁管・鋼管7,923.7m(園田～中新田)	1条	単独施設	
浄水施設	中新田浄水場	着水井・混和池	鉄筋コンクリート造 3.8m×12.5m×5.4m	1池	単独施設 (給水能力) 47,000m <sup>3</sup> /日 50,000m <sup>3</sup> /日 (水利権) 50,025m <sup>3</sup> /日
		薬品沈でん池	鉄筋コンクリート造 上径21m×下径15m×深さ6.8m 処理能力 25,000m <sup>3</sup> /日 (1池)	2池	
		薬品注入室	薬品注入装置 機械電気設備	1式	
	汚泥槽	鉄筋コンクリート造 14.7m×7.7m×3.3m 有効容量230m <sup>3</sup>	1槽		
鯨池浄水場	汚泥脱水施設	26.9m×12.1m×3.8m 有効容量1,020m <sup>3</sup>	1式		
配水施設	中新田浄水場	配水池	鉄筋コンクリート造 29.2m×16.5m×5.0m 有効容量2,300m <sup>3</sup>	1池	
		配水ポンプ室	ポンプ室及び管理室 鉄筋コンクリート造2階建 延1,022m <sup>2</sup>	1棟	
		配水ポンプ	φ 350mm 150kw 揚程45m 送水能力 14m <sup>3</sup> /分 3台 φ 250mm 75kw 揚程45m 送水能力 7m <sup>3</sup> /分 1台	5台	
			φ 250mm 揚程45m (ディーゼルエンジン) 送水能力 7m <sup>3</sup> /分 1台		
	自家発電設備	ディーゼル500HP直結 400kVA 発電設備	1式		
配水管		φ 75mm～φ 800mm(第1、第2期合計) 铸铁管 鋼管その他 配水管総延長41,448.8m 公設消火栓95基		導・配水管 総延長 62,707.5m	



## IV 統 計

### 1 取水・配水

#### (1) 取水量

項 目	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
中新田浄水場	330,592	325,261	329,377	343,793	311,491	309,780

#### (2) 配水量

項 目	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
中新田浄水場	319,209	308,726	314,980	326,085	296,813	293,669

#### (3) 薬品使用量

項 目	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
液体硫酸バンド	6,240	5,646	4,797	5,981	4,852	4,942
液体苛性ソーダ	4	312	0	36	865	0
ポリ塩化 アルミニウム	0	1,387	0	1,403	3,305	762

#### (4) 電力使用量・料金(中新田浄水場・浜戎公園・西宮浜第1・第2)

項 目	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
使 用 量	92,591	85,936	91,118	89,508	89,501	89,248
料 金	1,501,329	1,449,124	1,559,767	1,608,730	1,631,154	1,689,891

注:料金は消費税相当額を含む。

(単位: m<sup>3</sup>)

10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	計	一日平均 取水量
330,046	322,676	325,115	310,241	291,283	329,451	<b>3,859,106</b>	10,573

(単位: m<sup>3</sup>)

10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	計	一日平均 配水量
316,290	309,079	308,577	293,533	269,415	310,779	<b>3,667,155</b>	10,047

(単位: kg)

10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	計
3,085	4,897	6,456	6,673	6,067	6,650	<b>66,286</b>
0	0	4	0	0	0	<b>1,221</b>
1,480	229	808	738	0	0	<b>10,112</b>

(単位 使用量: kWh、料金: 円)

10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	計
85,725	88,874	87,953	89,213	89,502	81,505	<b>1,060,674</b>
1,587,405	1,618,125	1,636,648	1,674,137	1,763,822	1,687,940	<b>19,408,072</b>

## (5) 水質検査

試験項目			採水場所	中新田浄水場			
				淀川	中新田 浅井戸	六甲トンネル 湧水	配水池
基準・単位							
条 例 事 項	水 温	30℃以下	18.1	18.4	19.7	18.0	
	濁 度	10度以下	6.7	1	0.6	1.0	
	pH値	5.8~7.4	7.3	7.1	7.4	7.3	
そ の 他 の 事 項	全 硬 度	200mg/L以下	40	66	86	47	
	アルカリ度	5mg/L以上	34.1	53.0	92.7	36.2	
	塩素イオン	200mg/L以下	13.0	33.1	9.1	17.4	
	鉄イオン	0.3mg/L以下	0.34	<0.01	0.16	0.04	
	蒸発残留物	500mg/L以下	94	165	168	110	
	フツ素	0.56mg/L以下	0.10	0.42	1.74	0.20	
参 考	気 温	℃	18.5	18.5	18.5	18.5	
	色 度	度	7	1	2	2	
試 験 回 数			12	12	12	12	

注:表示値は平均値を表す。

## 2 配水管・メーター維持管理

### (1) 配水管修繕

(単位:件)

仕 切 弁	消 火 栓	配 水 管	そ の 他
0	0	0	0

### (2) 消火栓

(単位:基)

区 分	令和2年度末	令 和 3 年 度 中 の 増 減		令和3年度末
		新 設	撤 去	
公 設	95	0	0	95

### (3) メーター修理

(単位:個)

口 径 (mm)	50	75	100	150	200	合 計
個 数	0	0	0	0	0	0

### 3 業 務

#### (1) 業種別使用水量

業 種	令和元年度				2年度				3年度			
	事業 所数	使用量 (m <sup>3</sup> )	構成比 (%)	1日平均 水量(m <sup>3</sup> )	事業 所数	使用量 (m <sup>3</sup> )	構成比 (%)	1日平均 水量(m <sup>3</sup> )	事業 所数	使用量 (m <sup>3</sup> )	構成比 (%)	1日平均 水量(m <sup>3</sup> )
食料品製造業	9	1,791,882	38.3	4,896	10	1,802,068	46.3	4,937	10	1,759,244	48.2	4,820
飲料・たばこ・ 飼料製造業	5	1,076,589	23.0	2,942	3	313,132	8.0	858	3	295,056	8.1	808
鉄 鋼 業	2	1,237,736	26.5	3,382	2	1,249,113	32.1	3,422	2	1,082,170	29.6	2,965
窯 業・土石 製品製造業	4	37,703	0.8	103	4	41,360	1.1	113	4	30,359	0.8	83
電子製品・デバイス 製造業	1	42,253	0.9	115	1	22,952	0.6	63	1	30,368	0.8	83
化粧品製造業	1	10,653	0.2	29	1	8,851	0.2	24	1	9,533	0.3	26
そ の 他	31	478,299	10.3	1,307	30	458,372	11.7	1,256	30	443,874	12.2	1,216
計	53	4,675,115	100.0	12,774	51	3,895,848	100.0	10,674	51	3,650,604	100.0	10,002

#### (2) 給水収益調定表

(税抜き 単位:円)

項 目	令和元年度	2年度	3年度
基本料金	351,968,400	273,728,868	320,580,960
超過料金	22,676,724	23,113,314	17,655,246
特定料金	50,572,116	49,970,088	0
メーター使用料	3,933,100	3,788,000	3,750,000
計	429,150,340	350,600,270	341,986,206

※令和3年度より特定料金を廃止し、基本料金に統合

### (3) 有効・無効水量

(単位 水量: m<sup>3</sup>, 比率: %)

項目	配水量	有効水量						無効水量 〔漏水〕 〔その他〕	
		有収水量	無収水量				計		
			工事放水	消火用水	その他	計			
令和元年度	水量	4,733,823	4,675,115	646	103	57,756	58,505	4,733,620	203
	比率	100.0	98.8	0.0	0.0	1.2	1.2	100.0	0.0
2年度	水量	3,903,002	3,895,848	250	186	6,532	6,968	3,902,816	186
	比率	100.0	99.8	0.0	0.0	0.2	0.2	100.0	0.0
3年度	水量	<b>3,667,155</b>	<b>3,650,604</b>	<b>0</b>	<b>180</b>	<b>16,371</b>	<b>16,551</b>	<b>3,667,155</b>	<b>0</b>
	比率	<b>100.0</b>	<b>99.5</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.4</b>	<b>0.5</b>	<b>100.0</b>	<b>0.0</b>

### (4) 料金表

料金は、次の表の規定に基づきそれぞれ算定した基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(西宮市工業用水道事業給水条例第25条)

(令和3年4月1日実施)

料金の区分	金額
基本料金	基本使用水量 1立方メートルにつき 42円
超過料金	超過使用水量 1立方メートルにつき 126円

#### ○責任使用水量制

使用者が、基本使用水量の全部又は一部を受水しなかつたときにおいても、基本使用水量まで使用したものとみなす。(西宮市工業用水道事業給水条例第26条)

#### ○メーター使用料

メーター使用料は、1個1月につき、次の表に規定する金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、使用者の負担において設置したメーターその他管理者が特に認めるメーターについては、この限りでない。

(西宮市工業用水道事業給水条例第27条)

メーター口径	金額
300ミリメートル	12,500円
200ミリメートル	11,900円
150ミリメートル	11,300円
100ミリメートル	10,200円
75ミリメートル	9,500円
50ミリメートル	

#### ○使用者負担金

1) 減量・廃止等に係る負担金 (西宮市工業用水道事業給水条例第20条)

**令和3年度減量・廃止等に係る負担金 1918円/m<sup>3</sup>**

2) 給水施設の新設・増設・改造または撤去の工事に係る負担金(西宮市工業用水道事業給水条例第11条)

3) 給水施設の変更工事に係る負担金(西宮市工業用水道事業給水条例第12条)

4) 配水管の設置に係る負担金(西宮市工業用水道事業給水条例第13条)

# V 資 料

## 1 琵琶湖総合開発計画と事業負担

琵琶湖総合開発事業は、琵琶湖の水質や自然環境を守るための保全事業、琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水事業、琵琶湖の水を有効に利用するための利水事業の3つを柱とした開発事業です。時限立法として昭和47年度から10ヵ年計画で始まり、2度の延長の結果、平成8年度までの25ヵ年にわたる事業となりました。このうちの利水事業により、下流の大阪府、兵庫県に40m<sup>3</sup>/秒の新たな利水が生じ、本市工業用水道事業にも0.428m<sup>3</sup>/秒の新規利水の配分を予定していましたが、本市上水へ一部転用したことにより0.292m<sup>3</sup>/秒の配分となりました。総事業費1兆9,073億円余のうち、琵琶湖総合開発特別措置法により下流の利水団体もその一部負担が義務付けられ、その額は当初150億円であったものが、昭和57年度以降は360億円となりました。また、水資源開発公団が行う事業(総事業費3,531億円、平成3年度概成、平成8年度完成)に対しても、水資源開発公団法により、利水負担が義務付けられています。

琵琶湖総合開発の費用負担と財源

(単位:千円)

区 分		算 定 方 法 等	全 体 負 担 額	既 負 担 額			
				平成8年度 まで	平成9年度	計	
水資源 開発 公団 法に 基づ く 負 担 金	負 担 す べ き 額	水資源開発公団事業のうち水資源開発分の本市負担分	2,057,552	2,057,552	0	2,057,552	
	財	国庫補助金	負担すべき額の約30%公団へ直接交付される	617,266	618,321	△ 1,055	617,266
		公団借入金	負担すべき額から国庫補助金を引いた額の70%公団が立替払	655,349	655,349	0	655,349
		消 費 税		4,455	4,455	0	4,455
		利水者負担金	負担すべき額から国庫補助金を引いた額の30%	780,482	779,427	1,055	780,482
		財 源	起 債	資金運用部・公営企業金融公庫より借入	610,700	610,700	0
	自己資金			169,782	168,727	1,055	169,782
琵琶湖 特別 基 づく 総 措 置 法	負 担 す べ き 額	下流負担総額のうち本市負担分	439,431	439,431	0	439,431	
財 源	起 債	資金運用部・公営企業金融公庫より借入	433,156	433,156	0	433,156	
	自己資金		6,275	6,275	0	6,275	
合 計	負 担 す べ き 額		2,496,983	2,496,983	0	2,496,983	
	財 源	国庫補助金		617,266	618,321	△ 1,055	617,266
		公団借入金		655,349	655,349	0	655,349
		起 債		1,043,856	1,043,856	0	1,043,856
		自己資金		180,512	179,457	1,055	180,512



令和4年版

# 水道事業年報

令和4年9月1日発行

西宮市六湛寺町8番28号

西宮市上下水道局 上下水道総括室 上下水道総務課

TEL 0798-32-8002 FAX 0798-32-2278

ホームページアドレス

<https://www.nishi.or.jp/>